

第六十一回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 九 号

昭和四十四年四月二日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 久保田円次君

理事 高見 三郎君

理事 西岡 武夫君

理事 鈴木 一君

理事 稲葉 修君

理事 周東 英雄君

理事 南條 徳男君

理事 藤波 孝生君

理事 加藤 勘十君

理事 小林 信一君

理事 有島 重武君

出席國務大臣

文部大臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省初等中等教育局長 官地 茂君

文部省大学學術局長 村山 松雄君

文部省社会教育局長 福原 匡彦君

委員外の出席者

議員 文部省初等中等教育局財務課長 岩田 俊一君

議員 文部省初等中等教育局財務課長 宮園 三善君

議員 文部省初等中等教育局特殊教育課長 寒川 英希君

議員 自治省財政局交 横手 正君

議員 付税課長 田中 彰君

四月二日

学校給食法の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出)(衆法第二四号)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出)(衆法第二五号)

三月二十七日

信州大学繊維学部の新系教育課程の存続強化に関する請願(下平正一君紹介)(第二五〇号)

同(平等文成君紹介)(第二五五号)

過疎地域における公立義務教育諸学校の標準定数改正に関する請願(小松幹君紹介)(第二五五号)

産炭地域における公立義務教育諸学校の標準定数改正に関する請願(山下榮二君紹介)(第二五五号)

同(三宅正一君紹介)(第二五四号)

大阪府の池上、四ツ池遺跡保護に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二五六号)

山村へき地の医療対策として医学専門学校設置に関する請願(本名武君紹介)(第二五八号)

同月三十一日

学校図書館法の一部改正に関する請願外四件(吉川久衛君紹介)(第二八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(齊藤正男君外八名提出、衆法第一四号)

公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(齊藤正男君外八名提出、衆法第一五号)

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

(齊藤正男君外八名提出、衆法第一六号)

公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案(齊藤正男君外八名提出、衆法第一七号)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(齊藤正男君外八名提出、衆法第一八号)

学校警備員の設置に関する法律案(齊藤正男君外八名提出、衆法第一九号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二二号)

〇大坪委員長 これより会議を開きます。

齊藤正男君外八名提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案、公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、学校警備員の設置に関する法律案を議題とし、順次提出者より提案理由の説明を聴取いたします。齊藤正男君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

学 級 編 制 の 区 分

一 学級の児童又は生徒の数

四十人

十五人

二の学年の児童又は生徒で編制する学級

同 学 年 の 児 童 又 は 生 徒 で 編 制 す る 学 級

同 学 年 の 児 童 又 は 生 徒 で 編 制 す る 学 級

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する
特殊学級(以下「特殊学級」という。)

十人

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に、「第二項又は第三項」を「第三項」に改める。
第五条中「市町村の教育委員会」を「市(特別区を含む)町村の教育委員会」に、「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。
第六条から第八条までを次のように改める。
(教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員の総数(以下「教職員定数」という。)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各

条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

(校長、教諭等の数)

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの小学校の数又は中学校の数にそれぞれ当該学校規模に応じて同表の下欄に掲げる学校の種類に応ずる数を乗じて得た数を合算した数

学 校 規 模
一学級の学校
二学級の学校
三学級の学校
四学級の学校
五学級の学校
六学級の学校
七学級の学校
八学級の学校
九学級の学校
十学級の学校
十一学級の学校
十二学級の学校
十三学級の学校
十四学級の学校
十五学級の学校
十六学級の学校
十七学級の学校
十八学級の学校
十九学級の学校
二十学級の学校

学校の種類に応じて乗ずる数	
小学校	中学校
三	六
四	六
六	七
七	九
八	十
九	十二
十一	十四
十二	十六
十三	十八
十六	二十
十七	二十一
十八	二十三
二十	二十五
二十一	二十八
二十三	二十九
二十四	三十一
二十五	三十三
二十八	三十五
二十九	三十六
三十	三十九

二十一学級の学校
二十二学級の学校
二十三学級の学校
二十四学級の学校
二十五学級の学校
二十六学級の学校
二十七学級の学校
二十八学級の学校
二十九学級の学校
三十学級の学校
三十一学級の学校
三十二学級の学校
三十三学級の学校
三十四学級の学校
三十五学級の学校
三十六学級の学校

三十一
三十三
三十四
三十六
三十七
四十
四十一
四十二
四十四
四十五
四十六
四十八
四十九
五十二
五十三
五十四
五十六
五十八
六十一
六十四
六十六
六十七
六十九

三 三十七学級以上の小学校の学級総数に一・五を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

数及び特殊教育諸学校教職員定数を「第六条の規定による教職員定数」に改め、同条を第十五条とし、第九条中「前三条」を「第七條から前条まで」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の五條を加える。

四 小学校及び中学校の特殊学級の総数に一を乗じて得た数

第九条 実習助手の数は、三学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数とする。

五 寄宿舎を置く小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する児童の数又は生徒の数がそれぞれ政令で定める数以上である寄宿舎を置く小学校の数又は中学校の数に一を乗じて得た数を合算した数との合計数

第十条 学校司書の数は、六学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と三学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(養護教諭等の数)

第十一条 寮母の数は、寄宿舎を置く小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する児童の数又は生徒の数がそれぞれ政令で定める数以上である寄宿舎を置く小学校の数又は中学校の数にそれぞれ政令で定める数を乗じて得た数を合算した数とを合計した数とする。

(事務職員の数)

第十二条 事務職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第八條 養護教諭及び養護助教諭の数は、六学級以上の小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十二条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

第十三条を第十七条とし、第十一條中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条を第十六条とし、第十條中「第六條から第八條まで」の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定

第十三条 事務職員(事務職員)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数とする。

一 小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数と十二学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と九学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

二 政令で定める小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数

(教職員定数の算定に関する特例)

第十三条 第七条から前条までの規定により教職員定数を算定する場合において、当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

附 則

(施行期月)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 (学級編制の標準に関する経過措置)
昭和四十五年三月三十一日までの間は、改正後の公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」という。第三条第三項の表中「四十人」とあるのは「四十四人」と読み替えるものとする。)

3 公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間は、新法第三条第三項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条同項に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 (教職員定数の標準に関する経過措置)
昭和四十五年三月三十一日までの間は、新法第七条第二号の規定の適用については、同号の表によらないで次の表によるものとする。

十八学級の学校	二十一	二十八
十九学級の学校	二十二	三十
二十学級の学校	二十三	三十二
二十一学級の学校	二十五	三十三
二十二学級の学校	二十六	三十五
二十三学級の学校	二十七	三十六
二十四学級の学校	二十八	三十八
二十五学級の学校	三十	三十九
二十六学級の学校	三十一	四十一
二十七学級の学校	三十二	四十二
二十八学級の学校	三十三	四十四
二十九学級の学校	三十四	四十五
三十学級の学校	三十五	四十七
三十一学級の学校	三十七	四十八
三十二学級の学校	三十八	五十
三十三学級の学校	三十九	五十二
三十四学級の学校	四十	五十三
三十五学級の学校	四十一	五十五
三十六学級の学校	四十二	五十六

5 昭和四十五年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

学 校 規 模	小学校	中学校
一学級の学校	二	四
二学級の学校	三	五
三学級の学校	四	六
四学級の学校	五	七
五学級の学校	六	九
六学級の学校	七	十二
七学級の学校	八	十三
八学級の学校	九	十五
九学級の学校	十	十六
十学級の学校	十二	十八
十一学級の学校	十三	十九
十二学級の学校	十四	二十
十三学級の学校	十五	二十二
十四学級の学校	十六	二十四
十五学級の学校	十七	二十五
十六学級の学校	十九	二十七
十七学級の学校	二十	

第七条第三号	一・五	一・一六
一・九二		一・五六
第八条 六学級以上の小学校及び中学校		十学級以上の小学校及び十二学級以上の中学校
第九条 三学級		二十一学級
第十条 六学級		十九学級
三学級		二十一学級
第十二条第一号 小学校及び中学校の数に一を乗じて得た数と十二学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と九学級		十一学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と六学級
第十二条第二号 政令で定める小学校及び中学校		十八学級以上の小学校で政令で定めるもの及び二十一学級以上の中学校で政令で定めるもの

6 新法第六条に規定する教職員定数の標準については、昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

7 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

8 (義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

理由

公立の小学校及び中学校の学級規模と教職員の配置をより一層適正化し、義務教育の水準を向上させるため、一学級の児童又は生徒の数の標準となるべき数を引き下げ、また、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度において約一千二百三十六億七千万円の見込みである。

公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職

員定数の標準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立の特殊教育諸学校に関する、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて特殊教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。第七条において同じ)、実習助手、学校司書、寮母及び事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する事務職員をいう。第十二条において同じ)をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部又は小学部、中学部若しくは高等部の学級は、同年齢の幼児又は同学年の児童若しくは生徒で編制するものとする。ただし、当該特殊教育諸学校の幼児、児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、年齢を異にする幼児又は引き続き二の学年の児童若しくは生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の一学級の幼児、児童又は生徒の数の基準は、次の各号に規定する数(心身に二以上の政令で定める故障がある児童又は生徒で編制する小学部、中学部又は高等部の学級については、五人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

- 一 幼稚部については、五人
- 二 小学部又は中学部については、八人
- 三 高等部については、十人(専門教育を主とする学科については、八人)

(学級編制)

第四条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行なう。

(学級編成についての都道府県の教育委員会の認可)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する特殊教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部に係る前条の学級編成について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

(教職員定数の標準)

第六条 公立の特殊教育諸学校に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長、教諭等の数)

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数
- 二 幼稚部の学級総数に二を乗じて得た数
- 三 小学部の学級総数に二を乗じて得た数
- 四 各特殊教育諸学校の中学部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数
- 五 各特殊教育諸学校の高等部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数
- 六 肢体不自由者である幼児、児童又は生徒を教育する各養護学校の幼児、児童又は生徒の数を八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数
- 七 寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に四を乗

じて得た数

(養護教諭等の数)

第八条 養護教諭及び養護助教諭の数は、特殊教育諸学校の数に一(肢体不自由者又は病弱者である幼児、児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。

(実習助手の数)

第九条 実習助手の数は、高等部を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数と、当該学校の高等部について当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二(理療科については、六)を乗じて得た数を合算した数とを合計した数とする。

(学校司書の数)

第十条 学校司書の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数と盲学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(寮母の数)

第十一条 寮母の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 各特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する幼稚部の幼児の数の五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)に三を乗じて得た数を合算した数
- 二 各特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する小学部の児童の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に二を乗じて得た数を合算した数
- 三 各特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する中学部の生徒の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に二を乗じて得た数を合算した数
- 四 各特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の男女別の数にそれぞれ三分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合計した数に一を乗じて得た数を合算した数

(事務職員の数)

第十二条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数と幼稚部、小学部、中学部及び高等部の部の数に一（高等部のみを置く特殊教育諸学校の高等部については、二）を乗じて得た数と寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十三条 第七条から前条までの規定により教職員定数を算定する場合において、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条から前条までの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

（本校及び分校）

第十四条 第七条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

第十五条 第六条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 (教職員定数の標準に関する経過措置)
 第六条に規定する教職員定数の標準

は、昭和四十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の特殊教育諸学校の幼児、児童又は生徒の数及び教職員員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、

毎年度、政令で定める。
(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を」及び及び特殊教育諸学校の高等部」を削る。

第二條第一項中（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ。）を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章
第六章 削除
第十四条 削除

第七章 削除
第十五条から第二十一条まで 削除

第二十二条中「又は第十七条」又は特殊教育諸学校の高等部」及び「又は当該高等部」を削る。
第二十三条中「及び第十五条」及び「及び特殊

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「昭和三十三年法律第百十六号」の下に「及び公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和四十四年法律第 号）」を加える。

理由

公立の特殊教育諸学校における学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて特殊教育諸学校の教育水準の維持向上に資

する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、昭和四十四年度において約十九億五千万円の見込みである。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律
義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三
百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村立の小学校及び中学校に係る義務教育費国庫負担法

第一条中「この法律は、」の下に「市町村立の小
学校及び中学校に係る」を加える。

第三条中「各都道府県及び市町村」を「各市町村」に、「設置する義務教育諸学校」を「設置する小学校及び中学校」に、「義務教育諸学校の種類」を「小学校又は中学校の種類」に改め、「盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒」を削り、同条を第四条とする。

第二條各号列記以外の部分中「公立」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村立」に改め、並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部(以下「義務教育諸学校」という。))を削り、同条第一号中「市(特別

区を含む。)町村立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「公立の義

「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号

を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。
(栄養士等職員の給与費等の国庫負担)
第三条 国は、毎年度、各市町村ごとに、その設

置する小学校及び中学校に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。

一 小学校及び中学校に係る栄養士（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条第一項の規定により置かれる栄養士をいう。次項において同じ。）、給食作業員（同条同項の規定により置かれる調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。次項において同じ。）、学校警備員（学校警備員の設置に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第二条第二項に

規定する学校警備員をいう。次項において同じ。炊事員（学校の寄宿舎における給食作業に従事する職員をいう。次項において同じ。）及び用務員（学校において清掃その他雑役に従事する職員をいう。次項において同じ。）

(以下「栄養士等職員」と総称する。)の給料、扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当並びに旅費に要する経費

二 地方公務員等共済組合法第百十三条第二項の規定により小学校及び中学校に係る榮養士等職員の長期給付に要する費用について市町村が負担する経費

三 地方公務員災害補償法第四十九条の規定により小学校及び中学校に係る栄養士等職員について市町村が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する

費用に係る部分に要する経費
前項の規定により国が負担する額は、小学校及び中学校の栄養士等職員につき、各市町村ごとに、次の各号に掲げる職の種類に応じ、それぞれ政令で定める額に当該各号に定めるところにより算定した数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。

一 栄養士 学校給食法第五条第一項の規定により栄養士を置かなければならない小学校及び中学校(以下「給食施設設置校」という。)の

数に一を乗じて得た数と給食施設設置校以外の小学校及び中学校の数の政令で定める数を乗じて得た数との合計数

二 給食作業員 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの給食施設設置校である小学校の数又は

は中学校の数のそれぞれ当該学校規模に応じた同表の下欄に掲げる学校の種類に応ずる数を乗じて得た数を合算した数と給食施設設置校以外の小学校及び中学校の数の政令で定める数を乗じて得た数との合計数

学 校 規 模	学 校 規 模	
	小学校	中学校
児童又は生徒の数が三百人以下の学校	三	四
児童又は生徒の数が三百一人から五百人までの学校	四	五
児童又は生徒の数が五百一人から八百人までの学校	五	六
児童又は生徒の数が八百一人から千人までの学校	六	七
児童又は生徒の数が千人一人から千五百人までの学校	七	八
児童又は生徒の数が千五百一人から二千三百人までの学校	八	九
児童又は生徒の数が二千三百一人から二千七百人までの学校	九	十
児童又は生徒の数が二千七百人以上の学校	十	十一

三 学校警備員 小学校及び中学校の数の二を乗じて得た数

四 炊事員 寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の一を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する児童の数の二を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する数以上の寄宿舎を置く小学校の数の二を乗じて得た数と、寄宿舎を置く中学校の数の二を乗じて得た数とを合算した数との合計数

五 用務員 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの小学校及び中学校の数の当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合算した数

学 校 規 模	学 校 規 模	
	小学校	中学校
七学級から十八学級までの学校	二	三
十九学級以上の学校	三	四

義務教育費国庫負担法第三条第二項に規定する国が負担する額の限度については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、同条同項の規定にかかわらず、市町村立の小学校及び中学校に置かれていた養護士等職員の総数を考慮し、同条同項に定めるところにより算定した額に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係る昭和四十三年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の附則第六條の四の次に次の一条を加える。

第六條の五 当分の間、市町村立の小学校及び中学校に係る義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）第三条第一項第一号中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

5 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに」を「小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び」に改める。

理由

市町村立の小学校及び中学校の養護士等の給与等について、国がその二分の一を負担することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度において約五百二十八億円の見込みである。

公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案

公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法

（目的）

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特殊教育諸学校における教育の特殊事情にかんがみ、国が必要な経費を負担することにより、特殊教育の普及及びその水準の維持向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

（教職員の給与等との国庫負担）

第三条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の特殊教育諸学校に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の特殊教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六條第三号の規定の例によるものとされる恩給で特殊教育諸学校の職員に係るものに要する経費

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百三十三條第二項の規定により公立の特殊教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

四 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律

第二百一十一号) 第四十九条の規定により公立の特殊教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

(技術職員等の給与等の国庫負担)

第四条 国は、毎年度、各都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村ごとに、その設置する特殊教育諸学校に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。

一 特殊教育諸学校に係る技術職員、栄養士(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条第一項若しくは盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第十八号)第四条の二第一項の規定により置かれる栄養士又は学校の寄宿舎に置かれる栄養士をいう。次項において同じ。)、看護婦(学校の寄宿舎に置かれる看護婦(保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条に規定する看護婦をいう。次項において同じ。))、添乗員(通学の用に供する自動車に乗務して幼児、児童又は生徒の乗降等を助ける職員をいう。次項において同じ。)、給食作業員(学校給食法第五十五条第一項又は盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第四条の二第一項の規定により置かれる調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。次項において同じ。)、学校警備員(学校警備員の設置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第二条第二項に規定する学校警備員をいう。次項において同じ。)、炊事員(学校の寄宿舎における給食作業に従事する職員をいう。次項において同じ。))及び用務員

2

前項の規定により国が負担する額は、特殊教育諸学校の技術職員等につき、各都道府県及び市町村ごとに、次の各号に掲げる職の種類に依り、それぞれ政令で定める額に当該各号に定めるところにより算定した数に算定した額の二分の一を限度とする。

三 地方公務員災害補償法第四十九条の規定により特殊教育諸学校に係る技術職員等について市町村が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

(学校において、清掃その他の雑役に従事する職員をいう。次項において同じ。)(以下「技術職員等」と総称する。)(給料、扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当並びに旅費に要する経費

二 地方公務員等共済組合法第三十三条第二項の規定により特殊教育諸学校に係る技術職員等の長期給付に要する費用について市町村が負担する経費

一 技術職員 高等部を置く特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数と、各特殊教育諸学校の自動車で幼児、児童又は生徒の通学の用に供するものの数に二を乗じて得た数に二を加えた数を合算した数との合計数

二 栄養士 学校給食法第五十五条第一項又は盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第四条の二第一項の規定により栄養士を置かなければならない特殊教育諸学校(以下「給食施設設置校」という。)(の数に二を乗じて得た数と給食施設設置校以外の学校給食を実施する特殊教育諸学校の数に政令で定める数を乗じて得た数と給食施設設置校以外の特殊教育諸学校で寄宿舎を置くものの数に二を乗じて得た数との合計数

三 看護婦 病弱者である幼児、児童又は生徒

を教育する養護学校で寄宿舎を置くものの数に二を乗じて得た数

四 給食作業員 給食施設設置校の数に二を乗じて得た数と、幼児、児童又は生徒の数が百人をこえる給食施設設置校についてその幼児、児童又は生徒の数が百人を減じて得た数に六十分の一(政令で定める場合にあつては、政令で定める数)を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))を合算した数と学校給食を実施する給食施設設置校以外の特殊教育諸学校の数に政令で定める数を乗じて得た数との合計数

五 介助職員 肢体不自由者である幼児、児童又は生徒を教育する養護学校の学級総数に二を乗じて得た数

六 添乗員 特殊教育諸学校の自動車で幼児、児童又は生徒の通学の用に供するものの数に二を乗じて得た数

七 学校警備員 特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数と寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数との合計数

八 炊事員 寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に五を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒の数が百人をこえる特殊教育諸学校についてその幼児、児童又は生徒の数から百を減じて得た数に三十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))を合算した数との合計数

九 用務員 各特殊教育諸学校の学級数に六分の二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))を合算した数と、各特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒の数が三十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))を合算した数との合計数

三 前項の政令で定める額は、国及び地方公共団体の技術職員等の給与等を考慮して定められたものでなければならない。

四 第二項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(教材費の国庫負担)

第五条 国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する特殊教育諸学校における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条に規定する経費を除く。)(の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、幼児、児童又は生徒の数を基礎として各学校ごとに算定した額の合算額の二分の一を限度とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条第二項に規定する国が負担する額の限度については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、同条同項の規定にかかわらず、公立の特殊教育諸学校に置かれて技術職員等の総数を考慮し、同条同項に定めるところにより算定した額に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の五中「第一号」の下に「及び公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法(昭和四十四年法律第 号)第四条第一項第一号」を加える。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

4 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「教職員の給料その他の給与」及び「及び都道府県」を削る。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正に伴

諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び学校警備員の設置に関する法律案につきまして、その提案の理由、及び内容の概略をい

わが国は明治以来、不利な条件を克服して短期間に後進性を脱し、第二次世界大戦以後は奇跡的な復興をなし遂げました。そしてさらにここ数年のわが国の経済は、世界一の成長率を示し、世界の注目を浴びております。

この要因につきましては、国の内外の識者の間で議論を呼んでおりますが、第一の大きな要因として、わが国の教育の普及にありますことは、多くの一致した見解であります。もちろん、教育の普及につきましては、私たち国民の血の出るような努力を見のがすことはできません。

しかし、今後とも、真に文化水準、生活水準とにもすぐれた国家社会を形成していくという観点から、わが国の将来の教育を見た場合、教育の普及という量から、教育内容の高い質へ転換しなければならぬのであります。

質の高い教育を実現するためには何といつても教育の条件を改善することであり、

具体的には、

第一に、教職員の待遇を改善して、質の高い人材を教育界に迎えるとともに、教員の自主性及び社会的地位を尊重することにあります。

第二に、憲法、教育基本法にのっとり、学校の機能を十分に發揮するための、学校に必要な職種の要員を整えることでもあります。

第三に、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、前述の教員及び学校に必要な職員の給与費を国が負担することでもあります。

第四に、一学級当たりの児童生徒数を減らすことによつて、子ども一人一人行き届いた教育を行なうことでもあります。

第五に、教員により深い研究、より周到な授業の準備が確保され、効果的な教育を実現するために、教職員をふやし、教職員の勤務時間の軽減をはかることでもあります。

第六に特殊教育諸学校における障害児の教育については、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を一貫した教育条件の整備をはかることでもあります。

しかしながら、現在の教職員の待遇は低く、体系的な勤務時間は、先進諸国よりも多く、週担当授業時間も現行の教員の配置基準では小学校で週三時間、中学校で週二十八時間をこえる現況にあります。さらに学校に必要な職員が未配置のため、教員の本務以外のたとえば金銭の集金事務等義務も加えて、全国的には週十時間程度の超過労働が行なわれ、昭和四十一年の文部省調査によつても小学校においては二時間三十分、中学校においては三時間五十分の超過勤務が明らかになっており、これに対する手当では何らされていません。

また、養護教諭や事務職員は学校教育法に必置がうたわれていながら、同法二十八条第一項のただし書き及び同法百三条によつて、事務職員は特別の事情のあるとき、養護教諭は当分の間これを置かないことができることあり、それを受けて現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では学校単位に配置されない仕組みになっており、小規模校は未配置のままになっております。これでは児童生徒の健康管理及び学校事務に万全を期することができません。

一方、学校給食の普及は目ざましいものでありながら、それに必要な栄養士は昭和四十三年度予算ではわずか一千五百八十七人しか見られておらず、給食作業員も十分ではありません。学校給食にかかわる事務を担当する事務職員は一名も配置されていない現状です。

その他、学校に必要な職員、たとえば学校図書館に欠くことのできない司書、中学校の実習助手、寄宿舎の舎監及び寮母等いずれも未配置になっております。用務員の配置状況は全国的に様でなく、市町村によつては小規模校はほとんど顧みられていません。日宿直廃止に伴う警備員についても国としては何ら保障していないのであります。

盲学校、ろう学校及び養護学校においては、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じて同一学校において、それぞれ障害を受けている幼児、児童

または生徒の教育を行なっているにもかかわらず、学級編制、教職員定数及び財政負担については、学部によつて法律上区分され、一貫性を欠いております。このことが、これらの学校における教育を困難にしている一因ともなっております。

このような悪条件のもとでは決して質の高い教育は期待できないと言つても過言ではありません。したがつて私たちは、教育の水準維持向上を目的として、教育条件の整備、教職員の勤務条件の改善、学校に必要な職種の定数化、国庫負担化をはかるため、所要の改正を提案した次第であります。

次に法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案についてであります。

まず法律の題名を市町村立の小学校及び中学校に係る義務教育費国庫負担法と改めました。それは、公立の盲学校、ろう学校及び養護学校については別に公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案を定めたからであります。

この法案の最も大きな改正点は、小学校及び中学校の栄養士、給食作業員、学校警備員、炊事員、用務員の給料、扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、僻地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当並びに旅費に要する経費の実支出額の二分の一を国が負担することにしたことです。加えて、国が負担する額、すなわち栄養士以下各職種の職員数を定数化したことでもあります。

また、学校警備員については、学校警備員の設置に関する法律案に規定し、栄養士及び給食作業員については、学校給食法の一部を改正する法律案を別に提出する予定になっております。炊事員については、学校の寄宿舎における給食作業に従事する職員をいい、その待遇の改善と定数化をはかり、用務員についても同様に扱っています。この法律は昭和四十四年度から施行することと

いたしておりますが、五年間の年次計画により、順次本法を達成することができるよう必要な経過措置を、毎年度政令で定めることにいたしております。

本案を施行することによつて、五カ年間で栄養士は約一万七千人の増、給食作業員は約十一万八千人の増、用務員は一万三千人の増、警備員七万二千人の増となり、これに要する経費は平年度約五百二十八億円であります。

第二は、公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案についてであります。

現行の義務教育費国庫負担法では、特殊教育諸学校の小学部及び中学部にかかわる教職員の給与及び教材費等について、その二分の一の国庫負担を行なっているものであります。幼稚園及び高等部にかかわるこれらの経費については、国庫負担となっていないのであります。そこでこの法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特殊教育諸学校における教育の特殊事情、すなわち同一学校において、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を一貫した教育を行なっており、校長、養護教諭及び技術職員等については、各学部におつて兼務している事情にかんがみ、国が必要な経費を負担することにより、特殊教育の普及及びその水準の維持向上をはかることを目的として提案したものであります。

したがって、教職員の給与費等、すなわち幼稚部、小学部、中学部及び高等部の教職員の給料その他の給与に要する経費、恩給法の恩給に要する経費、地方公務員共済組合法による長期給付に要する経費及び地方公務員災害補償法により地方公務員災害補償基金に対して補償に要する経費の実支出額の二分の一を国が負担することとした。

次に、技術職員等に関してその定数を定め、それらにかかわる給料、扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、僻地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当並びに旅費に要

する経費、地方公務員等共済組合法による長期給付に要する経費及び地方公務員災害補償法による補償に要する経費について、その実支出額の二分の一を国が負担することとした。

技術職員（学校教育法の一部を改正する法律案に定める技術職員をいう）は、高等部を置く特殊教育諸学校において技術に従事するものとして、一を乗じて得た数を配置することとし、さらに通学の用に供する自動車の運転手として、所有する台数に一を加えた数を合算した数を定数とした。

栄養士は、学校給食法及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律による栄養士または本案による寄宿舎における栄養士をいいますが、前二法及び本案によりそれぞれ別個に積算することをやめ、一人の栄養士が同一校においては兼ねることを原則として、定数といたしました。この際、給食施設設置校以外の学校給食を実施している特殊教育諸学校における栄養士については、政令で定めることとし、また給食施設設置校以外の特殊教育諸学校で寄宿舎を置くものについては、寄宿舎に寄宿する幼児、児童及び生徒の学校給食以外の給食にかかわる栄養士として、一を乗じて得た数を加えることとした。

看護婦は、特殊教育諸学校の寄宿舎における看護のため、病弱者である幼児、児童または生徒を教育する養護学校で寄宿舎を置く場合に限り、交代勤務を考慮し、二を乗じた数を定数とした。

給食作業員は、学校給食法または盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律により置かれる調理その他学校給食の作業に従事する職員をいい、給食施設設置校にあつては、同一校で給食を受ける幼児、児童及び生徒百人まで二人を、百人を超える場合は六十人を増すごとに一人を加え、一未満の端数は一に切り上げることとし、さらに学校給食を実施する給食施設設置校以外の学校の数に政令で定めた

数を乗じた数を合算した数を定数とした。

介助職員は、特殊教育諸学校において肢体不自由者である幼児、児童または生徒の介助をする職員をいい、学級総数に一を乗じて得た数を定数とした。

添乗員は、特殊教育諸学校において通学用自動車に乗務して、幼児、児童または生徒の乗降等を助ける職員をいい、通学用自動車の台数に一を乗じて得た数を定数とした。

学校警備員は、学校警備員の設置に関する法律で規定する学校警備員をいい、特殊教育諸学校ごとに二人を配置し、さらに寄宿舎を設置している学校については、障害を持った幼児、児童または生徒が起居している事情にかんがみ、寄宿舎ごとに二人を加えることとした。

炊事員は、特殊教育諸学校の寄宿舎における給食作業に従事するものとし、同一校の寄宿舎に寄宿する幼児、児童または生徒百人まで五人を配置し、百人を超える場合は三十人またはその端数について一人を加えることとした。用務員は、清掃その他の雑役に従事することとし、障害を持つ幼児、児童及び生徒であることを考慮し、特殊教育諸学校において六学級またはその未満について一人を配置し、特殊教育諸学校の寄宿舎にあつては寄宿生三十人またはその未満について一人を配置することとした。

以上の定数を定めるにあつては分校を一校とみなすこととした。

この法律は昭和四十四年四月一日から施行するものとし、経過措置として、昭和四十八年三月三十一日までの間は、本案第四条の規定により直ちに国庫負担を行なうこととせず、公立の特殊教育

諸学校に置かれていた技術職員等の総数等を考慮し、本案第四条によつて算定した額に漸次近づけることを旨として、毎年度政令で定めることとした。関連法律として地方自治法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改めることを加えた。

この法律施行に伴う経費は、完成年度の定数から現員を控除したものの五分の二額として、初年度約三億四千万円であり、

第三は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案についてであり、

科学技術の進歩に伴い中学校の実験、実習においては、教諭の職務を助ける実習助手は欠くことのできない職員であります。したがって実習助手を第一条に加えて、給料その他の給与を都道府県負担とし、もつてすみやかにその充足を期すものであります。

なお、学校図書館の普及充実に伴う学校司書につきましては、学校図書館法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案を別に定めまして、本法第一条に学校司書を加える考えであります。次に超過勤務手当についてでございますが、教育公務員は実際に超過勤務をしているにもかかわらず、支払われておりません。他の公務員につきましては法的根拠に基づいて支払われており、ひとり教育公務員のみは不当に扱われております。現実に教育公務員が超過勤務を行なっている以上、理由のいかんにかかわらず超過勤務手当を支払うべきであり、このことは労働基準法やその他の諸法令、次官通達、人事院事務総長の回答、千葉県人事委員会の判定、静岡地裁の判決、東京地裁の判決、本年二月の東京高裁の判決等から当然のことであり、この際所要の改正を行なうものであります。

第四は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一は、法律の題名を公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律と

改めました。それは公立の盲学校、ろう学校または養護学校の小学部及び中学部にかかわる学級編制及び教職員定数の標準については、別に幼稚部、小学部、中学部、及び高等部を一貫した公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を定めたからであります。

第二は、学級編制の標準についての改善であります。

その一は、同学年で編制する児童または生徒の単式学級の学級編制の標準を四十人にいたしました。現行法の四十五人はいうに及ばず、四十人でも一学級の規模といたしましては大き過ぎるものであります。とりあえず四十人とし、一人一人に行き届いた教育が行なえるよう改善をしたのであります。また同学年の児童または生徒を一つの学級に編制する場合の四十九人学級は解消いたしました。

その二は、すべての学年の児童、生徒で編制する単級、及び三カ学年以上の複式学級を解消し、二個学年までの複式の学級編制の標準を改善して、僻地等の教育水準の向上をはかったこととあります。すなわち、複式学級は引き続き二個学年に限定し、一学級当たりの児童、生徒数を十五人にいたしました。また、小学校の新一年生の学級編制については就学前教育の幼稚園及び保育園の貧困さと、初めての集団生活ということを考慮して、新一年生が七人以上である場合は複式学級とせず、独立の学級にするよういたしました。

その三は、特殊教育級についての学級編制の標準を十人とし、教育効果の一その徹底をはかりました。

第三は、教職員定数の改善についてであります。

その一は教員の定数を大幅に改善いたしました。教員の配置基準を授業時数によつて算定し、学校規模別に定数を明示したこととあります。小学校においては週担当授業時数を二十二時間とし、専科は音楽、図工は全学年、五年以上は理科、家庭、体育を加えて五教科とし、週担当授業

時数は二十時限としました。中学校においては週担当授業時数を二十時限とし、担当教科は二教科までといたしました。さらに研修、年次有給休暇、生理休暇等の権利確保のため、その要員は教職員総数の約一〇%とし、学校単位に加算をいたしました。

その二は、特殊学級には担任を複数配置をいたしました。

その三は、養護教員については小学級以上の小学校及び中学校に配置することとしました。本来ならば養護教諭は全校必置、大規模校は複数配置をするところですが、現時点でさえ、小、中学校の学校総数に対する配置率は三十数%という現状でありますので、養成計画等を考慮し、せめて配置率を倍に引き上げるところに力点を置いたわけであります。なお、養護助教諭の配置については、あくまでも養護教員の複数配置の場合に適用し、単独では配置しない方針であることをつけ加えておきます。養護教諭の養成については国立学校設置法の一部を改正する法律案等で別に定めることにしております。

その四は、小学級以上の中学校に実習助手を置くことを新しく加え、科学技術の進歩に見合う教育内容の充実をはかりました。

その五は、学校における学校図書館の重要性にかんがみ、小学級以上の小学校及び三学級以上の中学校に学校司書を新規に配置いたしました。学校司書設置にかかわる、学校図書館法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案は、別に定めることとします。

その六は、寄宿舎を置く小学校及び中学校には新しく舎監及び寮母を配置いたしました。

その七は事務職員についてであります。事務職員は、小学校及び中学校に全校必置とし、十二学級以上の小学校、九学級以上の中学校には、事務量を考慮してさらに一人を加え、複数配置をいたしました。

なお、完全給食を実施している小、中学校には、給食事務に従事する事務職員を新しく配置することとし、給食活動の円滑を期するようはかります。

その八は、学校の有する地域の社会的条件が、教育上特別の配慮が必要である場合には、教員の加算を行なうことといたしました。なお、産炭地域の教職員定数の加算については、産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員配置に関する特別配置等に関する法律案を別に定めることとします。

第四は経過措置についてであります。この法律案は昭和四十四年度から施行することといたしておりますが、五年間の年次計画により、順次新標準が達成できるよう必要な経過措置を毎年度政令で定めることといたしております。本案を施行することによって五年間で教員は約二十二万八千人の増、養護教員は約一万五千人の増、事務職員は約七万四千人の増、学校司書約二万八千人の増、実習助手は約一万人の増となり、必要経費は平年度約一千二百三十六億七千万円の見込みであります。

第五は、公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案についてであります。この法律は、特殊教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的として、従来、小学部及び中学部に關しては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下現行標準定数法という）で規定し、高等部に關しては公立高等学校の設置、適正配置、及び教職員定数の標準に関する法律（以下高校定数法という）で規定し、幼稚部に關しては、定数を定めていないという実情を改め、公立の特殊教育諸学校に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保をはかるため、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じて一本化し、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めようとするものであります。

この法律では教職員として、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母及び事務職員のほかに新たに学校司書を加えました。特殊教育諸学校の学級編制については、同年齢の幼児または同年齢の児童もしくは生徒で編制することを原則とし、例外として、幼児、児童または生徒の数が著しく少ないか、障害の程度など特別の事情ある場合においては、政令の定めるところによつて、年齢を異にする幼児または引き続く二つの学年の児童もしくは生徒を一学級に編制することができるとしました。

一学級に編制する数の基準については幼稚部五人、小学部または中学部八人、高等部十人（専門教育を主とする学科については八人）を標準とし、心身に二つ以上の政令で定める故障のある児童または生徒で編制する学級いわゆる特別学級にあっては五人を標準とすることにいたしました。学級編制の決定及び認可にかかわる条項については、現行標準定数法に準じ定めることといたしました。

校長は、一校に一人とし、分校については校長の職務を代行するもの一人を置くことといたしました。幼稚部及び小学部にかかわる教諭等の数については、障害の区分またはその程度に応じて集団指導及び個別指導が可能であることを考慮し、学級数に二を乗じた数としたとしました。

中学部及び高等部にかかわる教諭等の数については、前述の特殊な事情に加えて、教科担当制であることを加味して、学級数に二・二七を乗じて得た数としたとしました。二・二七とは生徒の一週授業時間を三十四時間とし、教諭等の一週授業担当時間を十五時間で除したものであります。

肢体不自由者である幼児、児童または生徒を教育する養護学校においては、機能訓練を担当する教員の定数として、幼児、児童または生徒数に八分の一を乗じた数（端数切り上げる）を合算した数を置くことといたしました。八分の一とは、幼児、児童、または生徒を個別に毎日機能訓練でできる時間を三十分として、一人の機能訓練を担当する教員が一日における最大の能力を八人までと抑えたものであります。

寄宿舎を置く学校に対しては、いわゆる舎監を兼任する教員として寄宿舎を置く学校の教に四を乗じて得た数を配置しました。これは、舎監を専任するものではなく、寄宿舎における教育上必要な場合に行なう宿直勤務を考慮し、少くとも八人の兼任舎監を得るためにその二分の一の四人を配置するものであります。

養護教諭及び養護助教諭の数は、本校及び分校におの一人を配置するものとし、肢体不自由者または病弱者である幼児、児童または生徒を教育する養護学校にあっては、特に養護の目的を達成するため、その業務の量及び質を考慮してそれぞれ一人を加えるものといたしました。

実習助手の数は、高等部における教育に必要な数として本校及び分校の数に一を乗じた数を配置し、さらに高等部の専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数を合算した数を配置するものといたしました。この際、高等部に別科または専攻科を設置している場合の専門教育を主とする学科の数は別科または専攻科に設置されている学科の数を基礎数とし、また理療科については、あんま科、はり科、きゅうり科に分かれて教育を行なっている実情を考慮し、学科の数に二を乗ずる際、二を六と読みかえることといたしました。

学校司書の数は、本校分校とも一校一人を配置することとしました。しかし盲学校にあっては点字印刷、点字書籍の整理、及びテープの処理等特別の事情を考慮し、さらに一人を加えることといたしました。

寮母の数を定めるにあたって、現行標準定数法及び現行高校定数法では、児童及び生徒の数に六分の一を乗じて得た数として定めておりますが、この数は明確な根拠を持たないものであります。したがって今回定数法改正にあたって、まず、寄宿舎における居室定数を定め、居室数に対して勤務条件等を考慮して寮母定数を定めることといたしました。すなわち、居室定数については、幼

児、児童及び中学部の生徒については一室五人を標準とし、高等部生徒については、三人を標準とすることとした。この際男女を同室に起居させる許容条件は、心身の発達条件をおもひばかり、幼稚園の幼児に限定をいたしました。また寮母の定数については、特殊教育諸学校の寄宿舎に寄宿する幼児、児童、及び生徒の発達段階と、労働基準法に基づく女子の深夜の勤務の許容条件を考慮し、幼稚園については舎数に三を、小学部及び中学部については二を、高等部については一をそれぞれ乗じた数を合算した数とした。

事務職員の数については、学校事務の質及び量を考慮し、学校の数(分校も一校とみなす)に二を乗じた数に設置されている部の数に一を乗じて得た数に加えさらに寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数(分校を一校とみなす)に一を乗じて得た数とを合計した数とした。ただし、高等部のみを置く学校にあつては部の数に一を乗ずるかわりに二を乗ずるものとした。

教職員定数の算定にあつては、長期研修、特別研究その他政令で定める特別の事情(障害の種類及び程度等により特別に考慮を必要とする場合等)のあるときは、政令で定める数を加えることができるものとした。

教職員定数に含まない数については、現行標準定数法及び現行高校定数法の規定を準用しました。

施行期日は昭和四十四年四月一日からとし、経過措置として、昭和四十八年三月三十一日までの間は教職員定数の標準について、公立の特殊教育諸学校の幼児、児童または生徒の数及び教職員の総数等を考慮し、本案第六条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度政令で定めることとした。

さらにこの法律施行に伴う関係法律の一部を整備することとした。

この法律案施行に伴う経費は、完成年度の定数

と昭和四十三年度の現在員との差の五分の一を初年度の定数とみなして積算し、約十九億五千万円の見込みであります。

第六は、学校警備員の設置に関する法律案についてであります。

長期にわたつて行なわれてきた教職員の宿日直勤務が、ようやく昭和四十三年度から廃止の方向が打ち出され、それに伴つて学校無人化の構想が出され、実施されつつありますが、現在時点では、その対象校は全国の小中学校合わせて、文部省の調査によつてもわずかに千四百校にすぎず、これは全国の学校総数の七%にも満たないありさまであります。これは学校無人化に移行するための国の補助が少なくないこともありますが、それにもまして、設置者自体が無人化によるこの管理保全に不安を覚え、なかなか切りかえられないでいるのが実態です。

学校を無人化するよりも警備員を置くことにしたことはありません。大部分の小中学校で宿日直勤務が行なわれていました。したがつて教員が教育に専念できるようにするとともに、学校における火災、盗難等の防止をはかるために、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に学校警備員を二人以上置くように規定をいたしました。

本案は昭和四十四年度から施行し、五年間の年次計画により、順次本法を達成することができるよう経過措置を毎年度政令で定めることにしています。本案施行による必要人員は五年間で約七万二千人であり、必要経費は平年度約二百十七億六千万円の見込みであります。

以上が法案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○大坪委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○大坪委員長 内閣提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。有島重武君。

○有島委員 私は、ただいま御提案になりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、これにつきまして若干の質問をさせていただきます。初めに文部大臣に、この改正のねらいは何であるか、このことを簡単に伺つておきたい。

○坂田国務大臣 御承知のとおり、教育を非常に効果を高めます上におきまして、いろいろの施設、設備の問題もござりますが、同時に学級の数といふもの、たとえば数年前に非常にすし詰めの教室がございまして、六十人とかあるいは五十人とかえつとかがいふような学級編制では、子供一人一人の能力、あるいはその傾向に應じた適切な教育といふものがなかなかできにくいという条件であつたわけでござりますが、これでは真のりつぱな教育がでないわけでございまして、何とかしてこの定数を一定の適切な指導ができるような形にしなければならぬというふうにかねがね考えておつたわけでござります。

御承知のとおり、諸外国等においては、すでに、四十人あるいは場合によつては三十五人というふうなところもござりますが、こういうふうな意味合いにおきまして、教育の効果を適正に行ない、かつ一人一人の生徒に対する適切な指導ができるようにするために、この標準法案を出したわけでござります。特に小規模学校であるとか、あるいはまた特殊教育の部面につきましては、普通の学級よりもなおさら一そうこういうことが求められておるわけでございまして、そういう意味合いにおいてもこの法案を御提出申し上げ、御審議を願つておるところでござります。

○有島委員 いまの大臣のお話、一人一人の能力を適正に開発していくといふことが、そういった

ことが一番のねらいであるというふうに考えました。

この問題は、教師の質ということ、それからもう一つは体制を改正していくということの二点に分かれると思うので、ここで扱われておりますのは、大体受け入れ体制と申しますけれども、そういう改正に限られておると思ひますけれども、どんな体制をつくつていっても、そこで教育する教員が、大臣が話された一人一人にきめこまかく配慮を加えていく、育てていく、そういう構えがない限り、これは形ばかりの改正に終わつてしまふことになる。この点をどのように指導なさつていらっしゃるか、それについて伺つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 有島委員の御指摘の点は私も同感でございまして、こういう教育をしやうという環境、条件というものを整えていくということも大切でございまして、しかし、それと同時に、その学級を担任されます小中学校、あるいは特殊教育、あるいは僻地教育、そういうような特殊の部門について教育をなさる一人一人の先生方の指導ということがやはり一番の基本であるといふことについては、私も全く同感でございまして、この点につきましては適切な指導を加えてまいつておるわけでござりますが、何にいたしましても、あまりにも一学級当たりの数が多い場合においては、幾らそれを指導いたしましても、なかなかそれが十分に果たされないといふことも、これは当然なことではございまして、その意味合いにおきまして、先生方の奮起を促しますと同時に、その適切な指導ができる環境を整備するといふ意味合いにおきまして、この法案の提出をいたしたような次第であります。

○有島委員 ただいま伺ひましたのは、どのような指導をされていくか、その配慮ですね。環境整備と並行してですね。ただいまのお話では、いままでは指導しておつただけけれども、環境のほうがおくられておつたから環境を整備していくのだ、そういうふうに受け取られましたけれども、環境を

整備すると同時に、さらにその指導を強化していかねばならぬ。これは効果があらわれないのではない。現在でも、それほど環境において不備と思われないところにおいても問題が起つていて、ところがあるんじゃないか、そういうふうなわれわれは認識いたしているわけでありませうけれども、その点を伺いたい。

○坂田国務大臣 初中局長から……。

○宮地政府委員 有島先生のお尋ねでございますが、小学校、中学校等の教育の目的を達成するために、施設、設備とか、あるいは学級編制の改善とか、そういったようないわゆる環境整備ということと並びまして、また、生徒にどのような教育をしていくか、こういったようなことにつきましましては、学習指導要領、その他これに基づきましていろいろ指導書等も出しておりますし、また、文部省といたしましては、教員の現職研修等も国でいたしておりますし、また、都道府県でも現職研修をいろいろございまして、また、やはり先生方に教育に熱意を持っていただく必要がございます。そういう点につきましては、教員の給与を十分改善していくといったようなこともございまして、その他先生方を元気づけることといったような措置もいろいろございまして、ただ、それをいろいろやっておるけれども、まだ十分ではないのではないかと、いう御指摘、これは私ももちろんです。存じましまして、いまでもやっておりますものの条件整備としては、いまお出しいたしておりますような学級編制、これは大抵の子供に教えるよりも、人数をある程度しばたほうがよろしいというございまして、また、僻地等で単級、複式いろいろございまして、これはやはり先生の荷を軽くしてあげると、いうことが教育効果をあげることにつながりますので、そういったようなことをこの法案には盛り込んでございまして、

○有島委員 その点につきましては、さらに一その努力と、それからいままでもおりの行き方、さらにいままでも時代の転換期に立っております

教育そのものについてのより深い研究と申しますか、あるいはそれを具体化した対策と申しますか、そういうものを進められていくようにそのことを要望いたします。

こまかい議論はききようは避けまして、法案の中身のほうに入らしていただきますが、今度は事務局のほうに伺ってまいります。

この一部改正が、いま言ったこの法案の改正のねらいと逆効果になるような心配がどこかに見えないか、この点だけがこれから審議していく上で心配である、そういうふうに思うわけでありませう。

それで第一番に、これは国全体としての生徒数が小なくなつておるそれに対して教員数がこうである、そういうような大ざっぱな割り算の上で、もつて、われわれはこの法案を拝見している限り、そう思うわけでございますけれども、実際には、これは都道府県別にこのようにされて、非常によろしいというところと、いきなりこういう改正をされては困るというところと出てくるのじゃないかと思うわけでございます。過密のところでは、これをそのまま忠実に実施しようとするためには新しい校舎を建てなければならぬところも起るのじゃないか。それから過疎地帯においては教員をふやさなければならぬ、また、これもやはり教室を建てなければならぬ、また、これも起るのじゃないか。これは五年計画でもって順次やるということになっておりますけれども、これをもしかりに直ちに実施しようというような想定にしてみると、そこにおそらく混乱が起ると思うのです。直ちにそういうふうなやつてみたらという想定は、そういう考え方のもとに一番問題点が明らかになるのじゃないかと思ひますので、そういった想定のもとで伺うわけでありませうが、都道府県別にどのように改善されるかというデータ、それからそれには経費がどのくらいかかる見込みである、そういった資料はもうできているのでしょうか。

○宮地政府委員 お尋ねの点でございますが、こ

れは過疎地域と過密地域、確かに影響はございませうが、せつかくいふところをやつても逆のマイナス面が出ないかという点でもお尋ねでございますが、過密、過疎、いずれにも影響がございませうが、たとえば過密地域でございまして、いままで一学級四十五人というふうな持つてまいりましたが、これを四十人に下げるといふようなことがかに行なわれると思ひます。過密地域には非常な影響が来ると思ひます。御指摘のようにそれを一挙にやろうといたしますと相当な施設、設備が要する計算になります。今回の改正は、最初の大任の提案理由なり私の補足説明で申し上げましたように、今回のねらいはすし詰めで申し上げたことではなく、四十五人を四十人にするといふようなことではなくて、むしろ僻地の小規模学校、これが六学級まで、ある人数がおりますれば単級にして、これはいけないので、もう少し単級とか、四学級、五学級年複式はやめて、幾つかの複式にするといふようなことで、焦点を過疎地域に合わせたいといふこと、したがって、御指摘の点で、特に過密地域にはそう施設、設備で直ちに影響を及ぼすとは思ひます。ただ、過疎地域に對しましては確かに影響がございませうが、過去五十年間におきまして三百万人ばかり児童生徒数が減少いたしております。そういうような関係で、こまかい悪いのですけれども、いわゆる小学校なり中学校の施設関係の設置基準とでも申しませうか、そういうような点からいいますと、過去五十年間で三百万人も減りましたために、過疎になつておる地域も相当ございまして、こういうところでは施設等にはゆとりがございませう。たとえばそういうゆとりは現在特別教室にするとかといふようなことで、全然その施設を使つてないといふわけではございませうが、そういう利用の方法をいたしております。したがって、直ちにこれをやりました場合に過疎地域には相当の影響が起ることにいたしますが、現状におきましては、特別教室にいたしておりますものを一般教室に振りかえるとかといったような

ことをいたしたいと思ひますし、また、確かに一挙にいたしますと、それにしても問題があると思いますので、五年計画でいたしたいというふうなことも考えております。その場合に、その施設の建設計画につきましては、このために特別のものをいたしておりませんが、従来から小学校、中学校の施設の設備についての国庫補助、こういった従来の計画の中で優先的に扱う、こういうふうなことにしておりますので、概括的に申しますと、あまり支障はございませう。

ただ、県別というお尋ねでございますが、これを一挙にいたしますと相当影響が出てまいりますので、特に四十四年度、四十五年度は相当児童生徒の数が減つてまいります。したがって、たとえば一例を申し上げますと、一番多いのが東北とか山陰、九州、四国の各県でございませうが、東北の秋田県ではほうつておきますと三・六％の教員が減つてくる、富山では四・六％、鳥取では四・六％、福島では五・四％、大宮といふところは島根が五・一％、宮崎が五・四％、山口県などは六・四％、こういうふうなほうつておきますと非常に減少率が大いにおきまして、これを今度の法案では前年に比べて一・五％だけ減る、それ以上減る場合には前年度の九八・五％以上で教員定数が減る関係のところは九八・五％で押えるといふようなことをいたしております。いま先生から御指摘いただきました、各県別にどのようによいことをしようと思つてもかえつてマイナス面が生じないかとおしやる点は、以上申し上げたように、そういう点も考慮いたしまして御指摘のようなことが起こらないような考え方でのこの法案を考えておるわけでございます。

○有島委員 都道府県別の、いまおもとところをあげられましたが、これに對します経費、それについては資料ができておりましたか。都道府県別のいろいろな影響と、それから理想的なところまで持つていくためには経費がどのくらい

かかるのか、そういう資料をいただきたいと思うのですけれども……。

○宮地政府委員 結論を先に申し上げますと、都道府県別にはまだ詳細なものをいたしておりませんので、整いますれば資料として先生にお届けしたいと思ひます。こういうことでござい

ます。その全国的な数字で申しますと、今回の措置によりまして、五年間でございしますが、九千三百人の定員増になります。その経費は百十二億でござい

ます。そのうち国が持しますのは五十六億でござい

ます。しかしながら、一方におきまして、児童、生徒が減つてまいりますので、四十四年度は前年度よりも八千八百名ばかり減るのですが、そういうことから教員定数の減がござい

ます。それを差し引きまして、今回の措置で国なり地方でどのくらい経費が増加するかと申しますと、約三十億でござい

ます。そのうち半分の十五億が国の負担、こういうことになり

ます。○有島委員 文部大臣に伺いますが、こうした問題の場合に全国的な割り算でものを考えていく、それは大ざっぱにはいいと思うのですけれども、施設の段階になりますと、これは都道府県別にこまかくデータを出して、そして検討していくべきじゃないかと思うのですけれども、文教委員会としてそういう検討を加えたほうがいいと思うのですけれども、大臣、所見はいかがですか。

○坂田国務大臣 これはやはり有島委員おっしゃるようなことだと思つてござい

ますが、従来からもおそれる各県別にいろいろ特殊な事情もあるわけで、現行法におきましても、そういうふうな配慮をしつつ年次計画を立ててや

つてまいっております。これからやはりその年次計画のもとにアンバランスにならないよう指導は続けていかなければならないというふうに考え

ます。資料が整いましたならば本委員会におきましても提出をいたさせたいと思つてお

る次第でござい

ます。○有島委員 諸般の事情があつて審議がおくれたわけであり

ますけれども、提案されたのは非常に早かつたわけであり

ます。それでそういう資料も

当然出ていてもいいのじゃないかと私は思うのでござい

ますけれども、これは速急に出していただくようにひとつお願いしたい。これは委員長にお願いいたしますけれども、資料の提出をお願いしたいと思ひ

ます。○宮地政府委員 結論としては承知いたしました。いま大臣もお答えしたとおりでござい

ます。ただ、御承知のように教員の給与というものは実績負担でござい

ます。それで非常に事務的の恐れですが、四十三年度で要した経費の精算は四十四年度にやつておるといったようなことも一面ござい

ますし、また、五年計画で充当していくという

ことでござい

ますので、五年間の各県の相当自主的な判断を今回は加味いたしております。それと、定数はわかつてまいりますが、それに要する月給とかそういう式のもの、これははじ

きましても標準的な数字になります。それから施設、設備等につ

きましては、これはあいた教室を使う場合もござい

ますし、新たに

つくることもござい

まして、先ほど先生が、法案は早く出されたのだからもう当然いまごろはおっしゃるお気持ち

はわかりますが、実情はそういうことで、やはり各県でも五年間の計画というのはなかなか立てにくいという

ことで、去年の実績を見て次の計画を立てるといったようなことも県では加味いたさなければならぬと思ひ

ます。したが

いまして、お

気持ちは、御趣旨はわかりましたので、できる限り御趣旨に沿

つて資料はつくりたいと思ひますが、先生のねらつておられる一〇〇%の資料はなかなかむずかしいと思ひ

ますので、その点はあらかじめ御了承をお願いしたいと思ひ

ます。○有島委員 それでは一番最初に私が申し上げましたこと、これは一時にやればどうい

うことになるかという想定、これはちよつと現実とは違ひますけれども、一つの

手がかりになると思ひ

ますので、これは都道府県のそれぞれの状況に応じてその教育委員会に作業

させて試算をさせることはそれほどむずかしいことではないと思ひ

ます。それでいまあまり困らないはずだと思ひ

ます。た。そこがあぶないと思うのですよ。困る場合が

ことここには起こるというところが事前にわかつていなければ

まずいと思ひ

ます。それでなるべく早く資料を出していただ

きたいと思ひ

ます。○有島委員 じゃ、そういうことで委員長、お願いいたします。

その問題が解決すればもう全部そこに含まれるのですけれども、特に養護教諭それから養護助教諭などの配置の現況、これは相当問題だらうと思ひ

ます。これを育成するために

はどのようになしてい

くかという

ことも、これについてすぐ考えなければならぬの

じゃないかと思ひ

ます。そのように思

つてお

うわけ

であり

ますが、それは省略いたしまして、この改正案の中に何

か所か政令で定めるところがあるのです。たとえば第九

条の四号でござい

ます。とか、「へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数」第十五条にもござい

ます。第十九条にもござい

ます。この政令の中身は現在どうなつてお

りますか。

○岩田説明員 政令で定める内容が幾つかの個所にござい

ますが、その一つといたしまして、社会的教育的な客観条件を考慮いたしまして、その内容、この点でござい

ますが、これにつ

きましては同和地区、産炭地区あるいは外国人が多数密集したような地域につ

きまして、教育の条件、教育の困難度を考慮いた

しまして、一般の計算で算定いたしました教員数よりも一名の教員を加配する、こういう内容を定める予定にいたしてござい

ます。その内容はいま政令案を準備しつつござい

ますが、十五

条の一号の関係でござい

ますが、ま

た。同和地区等にお

きましては、そういうような地域に該当する児童、生徒が約全校生徒の二〇%程度以上お

るか、あるいは産炭地区につ

きまして

は低所得層つまり生活保護や貧困、準要保護児童、生徒が全校生徒の中の三〇%を占めるとか、あるいは外国人の密集地域等につ

きましては、

そういう外国人と申し

まして、これは韓国、朝鮮の方だと思ひ

ますが、一〇%程度以上お

るか、こ

ういったような地域につ

いて、学校につ

いて、教

員の加配を行なうというこ

とを政令で定めたい、

こういうふう

に考えてお

ります。それから養護教諭につ

きましては加算の制度を考

えてお

りますが、従来一般の計算でい

きま

す。僻地の学校にこの定数算定上の影響がござい

まして、養護教諭の配置が少

ないというふうな傾向にござ

いましたので、これにも若干の加算を行

なうというふう

に考えてお

ります。事務職員につ

いても、ほぼ同様な、似たような考え方で政令で定めるとい

うようなことがその内

容になつてお

ります。○有島委員 いま、

ほぼ政令の中身を伺

いましたけれども、この審査をするにあ

つて、それも一つの参考資料として、このよう

な中身になるんだという、それも添

えていただかないと、非常にやりにくいと思

ひます。それで、先ほどの資料は少し時間がかかる

のでござい

ますけれども、少なくともその政令の分

だけは、これは早急に出していただ

きたい。これは、まあ委員長にお願いしたいのですけれども、それが

出た段階で先の質問をさせていた

きたい。この私の質問、その先留保

させていた

いでよろし

うござい

ますか。

○大坪委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○大坪委員長 それでは、どうぞ速記を始めて。有島君。

○有島委員 それでは、きよう文部大臣来ていらつ

しやいますので、ちよつとこの法案をはずれ

るみたいですが、関連があり

ますので、大

学の問題をちよつと触れてお

きたいと思ひ

ます。先般、中央教育審議会のほうの中間報告が

出

ました。それからチャンスがなかつたものです

ら、あまりお話し合いができなかったのをごさいます。この前回は学生の地位についてございした。私どものほうの感じとしては、学生の地位というものについて考えるときにすぐそこに問題になつてくるのは、教育者との関連性において学生の地位ということを考えていかなければならぬものじゃないか。これは何人かの大学の先生とお話ししたときに、いまの学生の地位の問題よりも、むしろ教授のあり方といふか、それから教授、助教授、講師、助手の、それらの関係性といふか、そういうことについての説明といふことが、これはもつと大切な問題じゃないんだらうか、その一つのまた関連性としての学生の地位といふふうに見ていかないと、非常に何か学生だけにワクをはめていくような印象が強過ぎる、そういうような意見が学者側からも出ておりました。われわれも同感なんですから、それだけでも、文部大臣の所感を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 その点、まさにそのとおりなんです。大学を講成しております者として、教官があり、そうしてそこに学生が連なつておるといふこととございしますから、しかも学問の自由という憲法に保障されております目的を達成するため、一つの手段としていま大学自治が構成されておる。その大学自治の構成のメンバーとして重要な位置を占めるのは、何と申しましては教官なんです、しかしながら、それに学ぶ学生というわけなんです。ございします。そういうわけで、やはり構成する者としては、学生があり、教官があるわけでございますが、その地位といふものは、大学の中において、あるいは大学自治の中において、どういふ地位を占めるかといふことを考える場合、教官といふものの地位を考えずしては学生の地位は考えられない。また、従来から公共物と申しますか、校舎があり設備がある。そうしてそこに教官がおる。しかし、それに対して学生は、普通の学部でございますと、四年間通学するだけなんだ、こういうような割り切り方はいかがか。やはり学生は大学を構成する大事な構成員だといふこと

とは明らかにすべきなものであります。しかしながら、教官と同じような、同等、同質のそういう権利があるかどうかという問題については、そうではないんじゃないか。やはり大事な構成要素ではあるけれども、学生と教官とはおのおのその地位と申しますか、あるいは責任と申しますか、その分野といふものは違つてゐる。その辺の境界あるいは領域といふものがある程度考えようといふのが、今回の中間報告の中の学生の地位に関する草案だと思ひわけでございますが、これからはおそろく教官といふものの問題に入つていくといふことになつておると思ひます。

○有島委員 これは諮問のしかたについて片寄りがあつたんじゃないか。ああいう諮問のしかたをすれば、こういう答えが出てくるわけでございますけれども、教授側の問題、教官側の問題についての諮問をなさる御用意があるかどうか、そのことを伺つておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 大学制度の問題に關します中教審への諮問の状況につきましては、長期的な観点とそれから当面の課題と二つに分けてやつておるのでございします。

前者の長期的な観点につきましては、これは大学のみなならず、幼稚園から大学まで、学校制度一般の歴史と現状を振り返り、片や、大げさに申せば世界的な教育発展の動向をにらみながら、あるべき姿を求めていくという形で、二年前から中教審に諮問申し上げまして、三つの特別委員会を設けて鋭意検討を願つておる段階でございます。そこにおきましては、もちろん、学生の問題のみならず、教育課程、教員のあり方等あらゆる問題が検討、解明されることになつております。

ところが、御案内のように、昨年以来学生問題を中心とする大学紛争が相次ぎました関係もありまして、昨年の十一月に、当面の問題につきまして追加諮問をいたしました。

その追加諮問の諮問事項が大体四つございまして、大学の教育課程の効果的な実施のしかた、それから管理運営の問題、特に大学の意思決定の仕

組み、それから三番目が学生の地位、それから四番目が、当時激烈な紛争が続いて、現行法の運営ではなかなかその解決がつかないような情勢が見られましたので、そのような事態に對処して、これを收拾する特別の措置いかん、こういう形で追加緊急諮問をいたしましたわけでありまして、その追加緊急の諮問の分について、現在まず学生の地位に關する中間報告が出て、その学生の地位に關する中間報告の中教審が出される段階におかれまして、それは学生の地位ばかり問うても、それを受け入れるところの大学の管理運営の体制なりあるいは教員側の態度といふものが検討され、それが学生を受け入れるにふさわしい形で整備されない限りにおいては、学生の地位のみを論じても片手落ちだといふことも指摘されております。そこで現在は、学生の地位に關する中間草案につきましては、一般に公表いたしましたその意見を聞きまして、同時に、中教審におかれまして、学生の地位に對処するところの大学における意思決定のプロセス、あるいは緊急事態に對処する對処のしかたといふことをあわせまして現在検討中でありまして、今月中くらいにはそれをまとめて答申のほうに持つていくということになつております。

決して教員のあり方あるいは教育課程というやうな大学全体の問題を抜きにして学生の地位の問題だけをとり上げて論じておるわけではないことを御了解願ひたいと思ひます。

○有島委員 そういたしますと、教員のあり方については今度の諮問の中に含まれておる、そういうように了解してよろしいわけですか。

○村山(松)政府委員 長期的な諮問にはもちろん含まれております。

「委員長退席、高見委員長代理着席」それから短期的な当面の課題、それに対する検討の中でも、学生の地位といふことに關連する部分につきましては少なくとも取り上げて、それに対する何らかの意思表示がなされるのではないかと

思つております。

○有島委員 その点を、今度の報告を拜見し

て一番強く感じたわけでありまして。

もう一点は、学生を社会との関連性においてとらえていかなければならないと思ひわけでありまして、一番きつ立つておりますのが、やはり政治問題であります。教育基本法の第八條は、政治に對する教養を与えるという積極性が一つ前段である。もう一つは、学校側が政治活動に介入してはならないといふやうな、これは禁止的な条文であるように理解いたしますが、積極的に学生に向かつて政治教養をつけさせる、そうした姿勢について

はどのような配慮をなさるか、これについて大臣の所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 やはりこれは大学でございまして、むしろ自主的にやるという意味合いにおきまして、積極的な意味におきましては、むしろ学生が正しい政治的活動といふものを行なう自由を認めるということが積極的な意味だといふやうに考えるわけでございます。それはもちろん許される。ただ、しかしながら学生の地位にかんがみて、あるいはまた、学校における教育の中立性といふ面からの制限といふものが行なわれるといふことは当然なことであるといふふうに思ひわけ

ございします。その意味合いにおきまして、たとえば政治的活動の限界と申しますか、これは実際問題としては非常にむづかしいわけでございますけれども、しかしながら、理念的にははっきりしているものであつて、政治的活動の、言うならば宣伝の場あるいは政治的な一つの自分の主張といふものをするための手段として学校を利用するといふやうな、そういうやうな観点にすると、いふやうなことは許されません。あるいは教育と研究といふものの自由といふものは大学の本質でもございしますから、その本質を妨害するといふやうなことも許されません。あるいはその教育と研究を行ないます施設と設備を利用する一般学生といふものを、その政治的主張を持った者が妨害をするといふやうなことは許されません。そういうやうなことはある程度制限されなければならないのじゃないかといふことが中教審におきまして問題にされておる

ように承知をいたしております。

○有島委員 ただいま私が申し上げているのは、政治教養を積極的に推し進めていく方向が望ましいのじゃないか。と申しますのは、学生暴力の中に政治運動が混入しておるような状態である。あるいはもうその認識のしかたが、これは政治運動まで高まったという見方が多いように思いますが、これも、実際はあまりしやうとされない、何といいますが、政治イデオロギーといいますが、そういうものが暴力の道具に使われておるというふうな風潮が強いのではないかと。これは何でも武器にしてあばれようという場合には、道のコンクリートをはがしてぶつけると同じように、政治問題も何か都合のいいものは何でも持つてきてぶつける、そのような行き方も相当あるのじゃないか。ですから学生のいまの問題を政治問題であるというふうな結びつけることはかえって危険なんじゃないか。むしろ政治問題については、基本法の精神とあり、その政治教養というものを深く、広く与えていくというのを指導なさったほうがいいんじゃないか、そのように思うわけでございます。大臣の御所見はいかがでしょう。

○坂田国務大臣 その点は、われわれのほうでそれを何とかいいますか、指導するということはどうなのか、むしろそういう政治的活動の自由というものは元来与えられておるということであるし、また、その政治的活動、正しい政治的教養というものを身につけさせるという役割りというものは大学それ自体にある。だから管理者あるいは教育者として、その教育の場、研究の場あるいはいろいろの学内コミュニケーションの場において、それは活発になさるべきものではなからうかというふうな考えられるわけでございませう。

○有島委員 ちょっと食い違いがあると思うのですけれども、政治的教養という場合に、やはり党派のいろいろな右左の片寄り、そういったもののコミュニケーションということではないに、政治そのものの一般性といえますか、本質といえますか、そういうことについて、これこそ大学が推

し進めていかなければならない問題である。これは現代社会の共通な要求なんだ。そこに使命感を感じさせていくというふうな、これは大学がそれをするのだから私たちはそこまで言わなかったとおっしゃるかもしれませんが、ほかのことをどうも言っている、そこだけが欠けているというふうなことは、これはかえって学生を縛っていくような方向、政治問題と政治運動に結びつけ、それを学生暴力に結びつけていくような、そういうような文脈といいますが、それは誤りではないか。むしろ一般的な政治というものの対しての教養を深めていくという指導は、いま一番欠けているところでありまして、それは大臣としてその指導をなさるべきではないか、そう思うわけであります。

○坂田国務大臣 その辺は非常にむずかしいわけで、現実はそのいうように政治的な、あまりにも政治的な諸現象が起つておるわけですが、元来そういうものを身につけるのは、むしろ大学に入る前にもう会得しておらなければならぬのじゃないだろうかというふうな思ふのであります。そして大学に入りましてから、むしろ大学側は積極的にそういうようなことを指導するということではなくて、学生自身がみずから政治的教養というものをも身につけるといふ方が理想の姿であつたと思ふわけです。しかし、それがいろいろの原因からああいうふうな形になってきておる。それは是正しなければならぬというところは、今日大学側に課せられた課題でもありますし、われわれも心配しております課題でもあるわけでございませうが、やはりその点が非常にむずかしい問題かと私は考えております。

政府委員のほうから何かつけ加えるようなことも……

○有島委員 あまりつけ加えることがあるかどうか知りませんが、大体わかりました。で、大臣のおっしゃったのはこういうことですね。政治的教養というものは、基礎的なものは大学に入る以前に身につけるべきである、そういう

ことです。それで大学生はむしろそこから発して政治運動的なことに入っていくのである。それが理想的にできておらぬ。そういうふうな受け取りましたけれども、それでよろしいですか。それについての議論は長くなりますから、もうここではやりませんけれども、また機会を見てそういうことにしたいと思ひます。大臣の御所見はそういうところにある、わかりました。

○坂田国務大臣 もう一ぺんそのところを言っていた方がいい、いまの最後のところを。

○有島委員 大臣の御所見によれば、政治教育に對しては教育基本法に述べられておるところを實施するということは、これは大学以前の段階でもつて一般的な政治教養というものは与えられるべきである。大学に入つたならば今度は、微妙な言い方ではあるが、これが政治運動の形が起つてもいいのだ、そういうふうなお話しですか。

○坂田国務大臣 それならばちょっと違うわけなんです、政治活動の一つの拠点に大学がなされるといふことは、教育基本法の精神に照らしてよくないといふことなんです。だから一般的にいう正しい意味における政治教養を身につけるといふ意味において、学生たちがいろいろ集合したり、いろいろ意見を戦わしたりするといふことは許されることではないか、こういうふうな申し上げておるわけでございませう。

○有島委員 許されるというのは、ちよつとことばじりをとらえるわけではございせんが、非常に消極的なことばであると思ふのです。

○坂田国務大臣 それなら自由を持つということでは。

○有島委員 それは積極的に——こういうふうな混乱時代になってきたわけでありませう。政治教養というものは高校生のところでおしまひではなく、われわれ国会議員もむしろ基本的な政治教養というものは深めなければならぬようなときであると思ふのです。これは特に大学で純粋な形で、別にどういふイデオロギーというものはなしに、広く深い政治教養というものをこれ

は開発していかなければならないときじゃないか、そういう指摘をすべきじゃないか、そう申し上げたわけでありませう。

○坂田国務大臣 それは、やはり自分の研究課題を通じてやるべきことである。法学部に学ぶ者、あるいはまた経済学部、あるいは文学部に学ぶ者、それぞれが身につけることだし、あるいはその人たちがグループをつくつていろいろ諸活動をするということによって身につけていくことである。研究の場でも、あるいは教育の場でも、あるいはその他の学生活動の中において身につけるべきものである、こういうふうには私は思ひます。そういう自由というものは許されるというのか、自由を持つ。

○有島委員 私が申し上げましたのは、それは学生の問題だからほうっておけばいいんだというふうな態度でいらしやうか、あるいはこれは抜けていく点だから、だから何らかの形でもつて指摘をすべきではないか、そういうふうな申し上げたわけでありませう。これはお考えをおきをお願いしたいと思います。

それから先般、社会教育のほうでもつてテレビ大学の構想を考へておるといふような報道が出ておりました。これもこの前にちよつと触れましたけれども、これはなるべく早く実現なさつたほうがいいのじゃないか。現在の大学紛争の諸問題がこのテレビを用いることによってずいぶん解決される部分が多いのではないかと。そういうことをこの間も申し上げたわけでございませう。

これに付加して、やはり授業形態が多様化していくといふことですね。ここで少しもとに戻つてきたのですけれども、きよう審議しておりますこの法律にいたしましても、一人一人に對し血の通つた教育をやつていくといふことでございませう。現在の大学は非常に混み合つておつて、師弟の関係といふことももうほとんど機械的になつてしまつた。その解決法として大部分を——大部分と申しますか、もうマス・メディアでもつて消化できる部分はそこにやつて、それでもつて今度は

小さい範囲の教室における、それこそ血の通った教育が可能になるのではないか、そういうふうなわれわれ考えているわけでございます。その授業形態の多様化ということをやはり考えていただきた。通信教育あるいは社会教育、それから学校教育というふうに分かれておりますけれども、いまその壁をもう一ぺん考え直して有効に活用していくべきときがきているのではないか、そういうふうな思うわけであります。

もう一つは、テレビの大学が始まりますと、これは大学に入らない人もみんな聞けるわけであります。そうなりますと、資格の与え方の多様化をやはり考えていかなければならぬのじゃないか。そういうことをひとつ並列に御考慮していくべきではないか、そう思うわけであります。その点についての御所見を承りたい。

○坂田国務大臣 御承知のように三月二十九日に答弁が行なわれました。この提案は三点に止まられると思います。

第一は、すぐれた教授の講義を多くの学生に効果的に伝える手段として放送大学における授業そのものに活用するということ。あるいは第二には、社会人の教育要求にこたえるため大学がその講義や研究成果などを放送によって広く一般に開放するという点。第三には、大学自身、教育において組織的に放送利用を取り入れるということ、この三つだと思っておりますが、先ほどお話がございましたように、また、この前の委員会において有島さんがお示しいただきましたように、この放送あるいはテレビ通信を通じて教育をやる、特に高等教育、大学教育をやるということ、新しい正規の一つの教育の方法、有効な教育の方法だと私も考えておるわけであります。この前もお話がありましたように、来年の一月からはイギリスではオープン・ユニバーシティが開校するということも聞いています。また、この前NHKの高等学校のテレビや通信でもってやりました教育を受けた卒業式に行つてまいりました。あるいは十二チャンネルを

通じましてやっております卒業式にも行つてまいりましたけれども、その集まつておる人たちは、四年間とにかく非常な学意欲を持ち、そして言うならば自己克己と申しますか、なまけ心も起るであらう青年たちが、とにかく四年間続けてそういう資格を得たという、その人たちの集まりでございます。行つてまいりまして、その顔を見まして、普通の学生よりも以上のりっぱな学生だ、あなた方はむしろ大学生だ、いまの大学生よりも人間的にはすぐれているんだというような話をしてきたほどほんとうに感銘を受けたわけでございますが、こういうようなことを大学まで延ばすということは、必然的などうしてもやらなければならないことではないだろうかというぐらゐに私は考えておりました。事務当局にもそういう意味でこれを具体化するようには指示をいたしておる次第でございます。

○有島委員 現在話題にされておりますことは、治安であるとか、学生参加であるとか、管理の問題であるとか、こういうことが一番浮かび上がつて、そういう新しい教育形態、そういうことは進めていく過程においていづぶん解決してしまう部分が出てくるんじゃないか。ですから古い形態を土台にしての、議論、そしてそこにまた別な、治安強化のような要素あるいは権力の介入ではないかといわれるようなそういう要素が介入するようないくつかの議論、これもしかたがない場合もあるでしょうけれども、そういうものについてでも低減しなで、ぐんぐんと新しい教育形態を創造していくべきじゃないか、そのことを強く私は感じるところであります。それで、これはイギリスではもう来年から始めるわけでありますけれども、日本でもそれこそすみやかに、来年からでも再来年からでも、やろうと思えばそれほどお金のかからない問題でありますから、ぜひ早くやつていただきたい、そう要望します。

○高見委員長代理 斎藤正男君。以上でもってきょうは私の質問は終わります。

○斎藤(正)委員 先ほど、不十分な提案でありましたけれども、私ども社会党が定数法に関連をして六つの法案を提出いたしましたわけでございまして、その社会党提出の法案と文部省が提案をいたしておりますいわゆる政府案を対比しつつ、私は主として大臣に対し質問をいたしたいと思うわけでございます。

今回政府が提案をいたしております公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正案であります。条文の順序に従つて、冒頭申し上げましたようにわが党案との対比の上で見解を承りたいと思うわけであります。

特に大臣は、去る二月十二日の本委員会におきまして、文教行政の基本施策についての所信の表明を行なわれたわけでありますけれども、その中で、わが国の敗戦後の復興は、国民の勤勉と努力とともに国民のすぐれた資質と、その教育の成果であるというように言われておりました。教育の成果を非常に強調しておられました。それに引き続きまして、わが国の教育は世界的に高い水準にあるが、なお検討しなければならぬ課題があるとも述べておられるわけであります。私どもも、その点に關しましては先ほど申し上げたとおりでございます。教育にまつところ非常に大きかったです。しかし、大臣の言う今後改善を要するということの度合いと、私どもの改善への熱意、努力といたつたようなものがだいぶ違つてございまして、この点なお政府案のよりよき向上を目指さるべきでありますけれども、そうした観点から、私は条文を引用しながらお尋ねをしたいと思います。

まず、私どもは第二条におきまして、たとえば実習の助手なるものを設けました。あるいは学校司書、寮母といったようなものも提案をいたしておるわけであります。こうした学校に必要な職種の定数化を法律によって規定をし、国庫負担法の対象に含めることによってそのワクの拡大も意図したのでありますけれども、私は政府案の特に

第三案につき、以下数点を承つてまいりたいと思つておるわけであります。

まずお尋ねしたい第一点は、いわゆる単式学級であります。この単式学級の望ましい規模は一体何人なのか。それから政府案によりまして、第一次五カ年計画、第二次五カ年計画というふうなことで、順次上向きの改正がなされてきたことはこれを認めるわけであります。しかし、今回単式の学級編制を四十五人に据え置いておるわけでありますけれども、一体この四十五人に据え置かなければならなかった教育的根拠、そういうものはどこにあるのか、まず伺いたいと思うわけであります。

○坂田国務大臣 一学級当たりの学級定数というのは、四十人にするのがいいのか、あるいは三十五人にするのがいいのか、あるいは四十五人にするのがいいのか、この辺ははっきりしたデータというものは出ていないんじゃないかと私は思います。少なれば少ないほどいいというものでもないんじゃないか、やはり集団的な教育というものは、一面においては非常に必要なのではないか、そういう意味合いにおいて、四十人がいいのか四十五人がいいのか。しかし、少なくとも五十人以上というのはやっぱりよくない、四十九人もやはり多過ぎるということとはちよつと言えらるうのですけれども、四十五人を最高限度としますれば、日本の現状からするならば、大多数は四十人以下になるんじゃないかということ、その辺は確たる教育的効果云々、あるいは教育的に四十人がいいのか、四十五人がいいのかということとはよくわかりませんが、最高限度を四十五人にきめるといふことは、いままでの状況から考へるならば非常に教育効果が上がる基準だといふふうに思つております。確かにイギリスのパトラージが一九四四でございまして、パトラージ法をやりましたときには、単式の場合は四十名以下だったと思つていただけますけれども、これは、この程度が現状に合ふし、また相当教育効果が上がるというふうには私たちは考へておるわけでございます。

○齊藤(正)委員 教育的根拠に立つて、一学年の児童で編制する学級の児童の数、生徒の数が四十五人が最高限度で、これは上限を示すものだ。しかし、これが十人になれば四倍の効果がある、二十人になれば倍の効果があるというものでない。しかし、四十五人というのは最高限度を示すものであろうというように、大臣の答弁からは受け取れるわけでありませう。

なるほど、集団生活で一人の教師の能力というようにものにも限定がありますし、なお、共助切磋をしていく児童あるいは生徒の仲間というものが集団学習という中で一つの限界もあると思ひますけれども、この四十五人という人数は絶対的なものであるのか。いま大臣のおことばから受ける印象としては、これが最高限度であつて、今後諸般の情勢を勘案し、減らしていくという考え方はあるやに受けとめるわけでありませうけれども、その辺の考え方はどのようなものでありませうか。

○坂田国務大臣 私は、しばらくこの四十五人でやってみよう。そして実際の効果等のデータをとりそろえて、なおかつやっぱりいけないというよりなときには考えてもいいと思ひますけれども、しばらくこれは相当長い時間やつて、試みていい人数だというふうに私は考えておるわけでございます。でございますから、現時点では変えるということをちよつと申し上げられないというふうに御了解いただきたいと思ひます。

○齊藤(正)委員 四十四人で当分統括してみたい、文部省の見解は明らかになつたわけでありませうけれども、しかし、この点は、諸外国の例等とも対比をいたしまして、私どもが四十人という数と思ひ切つて提案をいたした根拠も、四十五人という数はなお多いという考えから出発したておりませうので、御検討をいただきたいと思ひます。

次に伺いたい点は、単級、四、五個学年の複式を今度は解消されておるわけでありませう。複式が解消されております。この解消の根拠は一体どこから出ておるのか承りたい。

○宮地政府委員 これは、先ほどの一学級四十人がよいのか、三十人がよいのかといったのに似た理由でございまして、科学的にどうだというものは突き詰めて持ちませんが、一般的に教育効果をあげます場合に、六個学年を一クラスにして教育をするというところは、科学的な調査をまつまでもなく、常識的に見てもこれは非常に教育効果があがりやすいといふようなことは明らかでございます。

そういうようなことで、多少教育上の問題なり形式上の問題——たとえば年間授業日数を二百四十日で押えるとして、その三分の一に相当する八十日ぐらゐは教師にある学年を専心指導してもらふとかいふようなことであれば、三、四、五、六個学年も多分は困るというふうな、四、五、六個学年、形式上の理由も一応ないわけではございませんが、あまり科学的な根拠ではございませぬ。その他、これは第三回目の五カ年計画でもございませう、ステップ・バイ・ステップといった改善といふことはやはり政治上、行政上考えなければならぬ問題でございませうので、そういった諸般の事情を加味いたしまして案をつくつた次第でございます。

○齊藤(正)委員 どうも文部省の見解というのが非科学的であり、非合理的だと思ひます。ただ何となくそうした、こういうような答弁にしかとれないのですけれども、児童心理学上、あるいは一人の教師の能力の限界、あるいはその幅、あるいは地域社会の要望等々、いろいろのものが累積してこうしたのだ、ただ何となくそのほうがいいというふうな感じがございませうというふうな局長の答弁では、これはもう了解できない。前半の説明が、そういうふうな、ただ何となくというふうな多分に受けとめられるのですね、そうじやないですか。

○宮地政府委員 実は先ほどの、一クラス四十人がよいのか、三十五人がよいのか、いや四十人はいけない、三十五人でなければいけないといったようなことは、科学的に一足す二が二であるといった形式の説明はできにくいと思ひます。それと同じように、四、五個学年、五個学年の複式をやめて、三、四、五個学年ならばよいという理由は、というところは、いま申し上げましたような点から、あまり科学的には申し上げにくいと思ひますという意味で申し上げまして、何となくいいでしようという意味ではございませぬので、誤解がございましたら、よろしく。

○齊藤(正)委員 もう少し児童心理なり、児童の発達段階なり、あるいは一人の教師の能力なりといったようなものの科学的算定の基礎に立つて、やはり複式学級はかくあるべきだ——もともと複式学級が本来の姿ではないということはお認めだと思ひます。さすれば複式学級で許される最高限度はしかじかかようではないか、文部省としては、指導方針としてはこう考えている、現実問題でこうしたのだというふうな答弁はできないのでございます。

○宮地政府委員 先ほど申しましたような気持ちでございませうが、重ねての御質問でございましたので、一応私どもが今回の案をつくりました理由を申し上げたいと思ひます。

今回の改正にあたりまして、小学校の単級並びに四、五個学年複式学級並びに中学校の単級を解消することとしたに關連いたしまして、二個または三個学年複式学級及び中学校の二個学年複式学級にかかる学級編制の均衡を考慮して改正することとした。この改正措置の考え方はおおむね次のとおりでございます。

小学校の三個学年複式学級ということにとどめましたのは、三個学年複式の場合では、年間授業日数二百四十日のうち一学年の児童が直接教師に面接して教料を受ける時間その三分の一に相当する八十日相当時間でございますし、残りの百六十日相当時間はいわゆる自習時間になるものとみなされます。そこで教師の個々の児童に対する指導の密度を普通の単式学級並みに確保するために、単式学級の標準数四十五人の三分の一の十五人とすることが必要である、こういった考え方で

ございませう。また二個学年複式学級につきましても、三個学年複式学級の考え方と同様に、単式学級の場合と同程度の指導密度を確保するために同学年で編制する単式学級の四十五人の二分の一の二十二・五人、端数を切り捨てまして二十二人に改善するというふうないたしました。また、中学校の二個学年複式学級でございませうが、これは単級をやめたが、それは小学校の複式学級の改善の考え方をそのままとしますと、中学校の二個学年複式学級につきましては二十二人に改善すればよいのでありますが、中学校の授業が教科単位で行なわれ、その指導内容も小学校の場合よりも複雑かつ高度になることを考慮いたしまして、小学校の改善幅よりさらに一段階改善することとして、小学校の三個学年複式学級と同等の十五人まで引き下げる、こういうふうな考え方ではございませぬ。その他御指摘の児童心理と全然考えないわけではございませぬが、一応以上申し上げましたような点を主たる考え方の基礎にいたしております。

○齊藤(正)委員 ちゃんと書いてあるじゃないですか。そう言つてくれればわかるのです。了解したわけではありませぬけれども、そういう言い方をぜひ親切にやつてほしい。

次に、特殊学級について伺いたいわけでありませうけれども、特殊学級に収容すべき児童生徒がどのような実態になつてゐるのか。御承知のように特殊な児童といふのは限られた児童生徒でありませう。その発生の原因あるいは実態等につきましては今日いろいろいわれておるわけでありませうけれども、少なくともその児童生徒の責任ではないことは事実であらうと思ひます。親の責任がどれほどあるか、これはまた別といたしましても、少なくともこの世に生をうけた子供の責任でないことは事実であらうと思ひます。文部省統計等によつて、この特殊学級に収容すべき児童生徒は実態どのような割合になつておる、どのような人数になつてゐるのか、まず伺いたいと思ひます。

○宮地政府委員 特殊教育の実態でございませうが、

まず、今日特殊教育児童生徒を対象といたしてお
ります学校教育法上の施設といたしましては、盲
学校、ろう学校、養護学校、それから中学校等に
ございます特殊学級、こういったようなものがご
ざいます。その幼児、児童生徒の総数は十六万
六千二百七十九人でございます。この十六万人の
内訳といたしまして、盲学校、ろう学校、養護学
校等に入っておりますのが五万人、それから残り
の十一万人は特殊学級でございます。特殊学級
の中でとりわけ多いものは精神薄弱児を対象とす
るものでございます。これらの児童生徒数は、全
部のそういう特殊教育の対象になる児童生徒数と
比べて、全部の者が学校に行つておるといふこ
とではございません。それからまた、本来そう
いった特殊学級等がつくられておりますれば特殊
学級の対象になるべき者が、特殊学級がつくれ
ないために普通学級で教育を受けておるといふ
ような者も若干ございます。

大体概括して申し上げます以上のようなこと
でございます。これに對しまして文部省とい
ましては、これは文部大臣就任以来特殊教育に
力を入れておられますが、従来からもこの特殊教
育の対象になる児童生徒に對しまして、盲学校、
ろう学校等は、一県それぞれに設置されてお
りますが、養護学校はまだ十分でございせん。精神
薄弱、肢体不自由、病弱虚弱、こういった三種類
の養護学校がございまして、少なくとも各県にそ
の三種類の学校をせむつくらせたいといふことで
年次計画のもとに行なつておりますが、以上申し
ましたような三種類の養護学校を四十八年度まで
に各県に必ず設置せよといふことで、計画的な
設置の推進をいたしております。

以上、概括的に申し上げます。

○齊藤(正)委員 そうしますと、特殊学級と特殊
学校二つに分けられるわけでありまして、その障
害の軽重に伴い、ある者は学級へ、ある者は学校
へという分け方がされておるわけでありまして、
とも、しからば、その限界をどこへ置こうとして
おるのか。どのような児童生徒が特殊学級に進

み、どのような障害の児童生徒が養護学校に進む
のか。限界については、医学的にあるいは教育學
的にどこで一線を引かれておるのか伺いたい。

○宮地政府委員 これは学校教育法施行令に、盲
者とろう者、あるいは精神薄弱者、肢体不自由
者、病弱者、そういったようなものにつきまし
て、この程度の者は盲者、ろう者であるといつた
ような定義に似たものをいたしておりますが、た
とえて申し上げます、一例をあげますと、盲者で
ございますと「両眼の視力が〇・一未満のもの」と
いふようなこと、その他ございまして、それから
ろう者につきましては「両耳の聴力損失が九〇
デシベル以上のもの」といふようなことが一
応規定されておまして、これに該当する者は盲
学校、ろう学校へ編入をさせる。たとえば盲者で
すと、〇・一未満といふことではないけれども、
それに近いような者は特殊学級、といったような
のが一応の限界であらうかと思ひます。

○齊藤(正)委員 その領域の分け方につきましては、
一応わかるわけでありまして、しからば、
いわゆる精神薄弱児といふのがありますけれども、主
として特殊学級へ收容される生徒だと思ひますけ
れども、この精神薄弱者といふのは、一体どういふ対
象児であるのか。たとえばIQ等の関係からい
ふ程度と文部省はお考えになつておられますか。

○宮地政府委員 先ほど申しました学校教育法施
行令では、精神薄弱者と申しますのは、「精神発
育の遅滞の程度が中度以上のもの」とか、あるいは
「精神発育の遅滞の程度が軽度のもの」のうち、社会
的適応性が特に乏しいもの」といふようなことが
ございまして、いま御指摘になられましたIQで
申し上げますと、IQ二〇または二五程度以下の
者を一応就学猶予なり、免除を考慮する。それか
ら二〇または二五から五〇程度の者で、さほど重
症でない、学校教育の対象になり得るといふよう
な者につきましては養護学校に入れる、といった
ような一応の基準で取り扱つております。

○齊藤(正)委員 IQ二〇ないし二五が教育免
除、二〇ないし五〇の者が養護学校といふこと

になりますと、これは精神薄弱対象でありますけれど
も、同じ精神薄弱五〇から幾つまでが、しからば小
中学校における特殊学級へ收容すべき対象になる
のでありましようか。

○宮地政府委員 大体の考えは、IQ五〇ないし
七五程度の者が特殊学級の対象として教育するの
が適當であらうといふふうに考えております。
○齊藤(正)委員 五〇ないし七五以下のIQの者
を特殊学級に收容するのが、体系的に見て特殊児
童に對する対策だと理解できるわけでありまして
けれども、しからば現状の全国の特殊学級は、いま
局長から答弁がありました五〇ないし七五IQの
対象児を收容するに足る規模と数になつておるの
かどうか、伺いたい。

○宮地政府委員 現状は十分でございせん。し
たがいて、先ほど申し上げましたように、四
十八年度までに以上申し上げたようなものが、そ
ういふところへ入り得ることを目途といたしまし
て、こういった学校、学級をつくるべく努力いた
しておるところでございます。

○齊藤(正)委員 私の調査によりますれば、もち
ろんIQ二〇ないし五〇の対象児が進学をしなけ
ればならない養護学校についても、きわめて不十
分でありますけれども、ことにIQ五〇以上七五
以下のいわゆる特殊学級に当然收容されるべき児
童生徒も、今日の状態では六〇％程度でありま
す。大臣いらつしやいますけれども、大臣は所信
の表明にあたつて、特にこうした対象児の教育に
ついては考えたい、なお過日の本委員会における
鈴木委員の質問にも答えて、誠意のある答弁が
あつたわけでありまして、ただいま局長の
答弁によりますれば、今後行なう五カ年計画によ
つて、私の数字がもし正しいとするならば、六〇％
の收容率を一〇〇％にするためには、かなりの努
力を必要とすると思ひます。しかもこ
れは世界的にも国内的にも非常に大きな問題であ
り、当然行なつていかなるべき問題だと思ひます
が、局長の答弁にありましたように、今後五カ年
計画で満度に收容するといふ決意の表明があつた

わけなんです。文部大臣の見解はいかがでござい
ましよう。

○坂田国務大臣 私、就任以来、特殊教育につ
きましては力をいたしたいと思ひしは申してまい
つておるわけでございます。日本の教育行政の中
の谷間の一つだと私は考えておるわけでございます
けれども、これについて何とかして谷間でないよ
うに、あるいはあたたかい手を差し伸べなければ
ならない課題であるといふふうに考えておるわけ
でございます。ただいま、四十八年度を目途とし
て最大の努力を払つてまいりたい。また教育の方
法、あるいは心理学的、あるいは医学的、ある
いは教育学的、あるいは社会学的、あらゆる學問
的研究をいたしまして、そして教育方法なり、あ
るいはまた早期教育をどうやたらいいかといふ
問題、あるいはまたそういう方々に對して職業を
身につけさせる場合は、どういふような職業を選
んだらいいか、あるいはその職業を身につけさせ
る方法はどうか、というような各般の問題につ
いて、私はやはり総合的な研究と同時に、實際
なそういう教育方法を考へる必要があるとい
ふことで、特殊教育総合研究所というものの設置
に踏み切つた次第でございまして、それとあわせ
まして、ひとつ御指摘の点も十分考へに入れま
して、その充実ははかつてまいりたい、かように考
えております。

〔高見委員長代理退席、委員長着席〕

○齊藤(正)委員 私どもは、この政府提案第三
条に該當する内容として、複式学級は引き続き二
個学年で編制をするといふように限られて、複
式学級のあり方といふようなものを前進させたも
りでありまして、特に新入一年生が七人以上の場
合には、一年二年の複式といふものをやめて、幼
児教育の不十分な今日の社会的な条件、あるいは
新しい集団生活に入るといふ、新入生の精神的、
肉体的条件等を考慮いたしまして、新入一年生が
七人以上のときには、これを一学級として独立さ
したわけでありまして、これを一学級として二個学
年制度、さらに新入一年生七人以上の一学級編制と

いったようなものに対し、大臣は理想案が実現できないというようにお考えでございましょうか。それは社会党の理論であつて不可能だとおっしゃるのか、私どもの案に対する大臣の御批判をちょうだいしたい。

○坂田国務大臣 その前に、先ほどの特殊教育の問題でございすけれども、私が所信表明の中で、その年齢に応じ、能力に応じ、あるいはまた適性に応じた教育をやるという意味は、その特殊教育のことも頭に入れて述べておるということをまず御理解いただきたいと思ひます。

それから、いまのお尋ねの点は、ちょっと私理解ができないところがあつたわけでございす。普通の子供の一年生についてのことだと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。

それから、いまのお尋ねの点は、ちょっと私理解ができないところがあつたわけでございす。普通の子供の一年生についてのことだと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。

それから、いまのお尋ねの点は、ちょっと私理解ができないところがあつたわけでございす。普通の子供の一年生についてのことだと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。

それから、いまのお尋ねの点は、ちょっと私理解ができないところがあつたわけでございす。普通の子供の一年生についてのことだと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。

それから、いまのお尋ねの点は、ちょっと私理解ができないところがあつたわけでございす。普通の子供の一年生についてのことだと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。この点については、私、一つの御提案かと思ひます。

いくべき課題ではないだろうか、というふうに思ひます。○齊藤(正)委員 さすがに大臣になるために連続当選された坂田さんだけに、うちくのあるところを承りましたけれども、私が伺いたいことは、新一年生の場合、七人以上あれば複式にしない。新一年生は七人以上ならばもう二学級でやつていく。複式学級にはしないという提案をしていられるわけでございす。また、同じ複式にしても、二個学年以上の複式は廃止しようという提案をしたわけでありす。それに対する大臣の見解はどうだろうか。たとえば過密、過疎の問題等が非常に出ておりますけれども、過疎地帯の地域で新一年生が七人あるという場合には、それを二年生との複式にしない、一年生の学級編制をするというようにお考えであります。その提案に対してどのようにお考えでありますか。

○坂田国務大臣 私が先ほどやはり質問をわたりかねておつたわけなんです。(一)よけいなことを言うからだよ。(二)と呼ぶ者あり。いや、そうじゃなくして最初にお聞きしたわけなんです。そうしたら、普通の学級の話かと思つたものですから、そうじゃなくして小規模学級の話……

私は、しかし、そこは違つた考え方を持つておるので、むしろこの一年、二年あるいは三年まで一緒にしてやるといふ教育も一つの教育の方法じゃないかという気がするのです。たとえば家庭におきまして、ひとりむすこというものはなかなか教育ができない。二人あるいは三人子供がおつてむしろ教育ができるという考え方も実はあるわけなんです。(七人だよ。)と呼ぶ者あり。だから、その七人というものがどうやって出てきたかというところが実は私にはわからないわけなんです。だから、その根拠をむしろ聞かせていただきたい、御教示をお願いしたいと思ひます。私、一年と二年とを一緒にし、あるいは三年と四年とを一緒にする、あるいは五年と六年を一緒にするといふこのやり方も、先生次第では、一つの効果ある教育ができるのじゃないかというふうに思ひます。

わけて、あまり窮屈にはその点は考えておらないのでございす。あるいは間違つておるかと思ひます。むしろ先生方のほうは実地の御経験がございすので、御指導を賜りたいと思ひます。○齊藤(正)委員 そこまでなつてくると、また大臣のうんちくも少し怪しいと思ひます。わけてございすけれども、それはそれといたしまして、時間もかかることですからといたしまして、たとえばこの間テレビで私は驚いたのでありますが、岡本太郎さんがひとり子だといふことは知つておりましたが、ソニーの社長がひとり子だといふことで、ひとり子でもずいぶん社会的な名声を博している人もあるわけなんです。ですから、きょうだいが何人あるのが理想か、学級編制は何人が理想かといふことは、これはいろいろあると思ひます。しかし、過大に多いよりも少ないほうが一般的にはいいといわれて、これは当然だと思ひます。わけてございす。特に新入一年生は全く新しい環境へ飛び込んでくるわけなんです。そこに一年の経験があつたり二年の経験があつたりするいわゆる学校経験を積んだ先輩が在中へ飛び込んできて、その二年生なり三年生から受ける教育的な影響よりも、新しく全く未知の学校生活に入つた新一年生の肉体的、精神的な負担といったようなものは、これははかり知れないものがあるといふように私は考えるわけでありまして、したがつて、七人以上あればいふことを出したわけでありすけれども、それはそれとして了といたします。

そこで、話が前後して恐縮に存じますけれども、先ほどお尋ねいたしました単級、学年の複式を解消することは、このことがやがて学校統合促進への布石にならないであらうかという懸念があるわけでありす。学校統合につきましては、これは一がいに反対すべきものではありませんけれども、今日、流行のように学校統合が行なわれていふし、文部省もまた統合する場合に補助金を出すといふような政策をずつとつておられま

す。したがつて、その複式学級編制の今回の措置と学校統合との関連がどのように考えられているのか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。○坂田国務大臣 今回の改正とその統合の問題は、直接には関係がないというふうに私は考えておるわけでございす。

それから、先ほどの問題なんですけれども、私は、たとえば知識というように面というところからいふと、お話しのように、一年生で入つてきた者は一年生だけでやれといふことが非常に必要だけれども、科学面においては、むしろ、そういう知識だけではなくて、全人的な、あるいは生活学習といふ意味において、おにいさんがおるといふ形のほうが、あるいは二年生が一年生を引つぱつていく、学校へ連れてくる、それでおいさんのほうが弟さんをめんどろ見るといふようなことも、やはり教育的にはいいのじゃないかといふことを、しろうと理論として実は持つたわけでございす。

○齊藤(正)委員 そういふ答弁をされますと、それはまた問題があるんで、たとえば通学途上二年生であり三年生であるおにいさん、おねえさん株が、交通事故にあわないように、交通道徳を守ろうといふことで登下校する際、あるいは休み時間に、はなを出している、手を洗いなさいといふようなことで、いわゆる学校生活の一環としての休み時間の、学年を越えた、学級を越えたつき合ひといったようなものは、これはわかります。これは何も複式でなくたってできるわけでございすから。ただ、一つの教室で数個学年の生徒を入れて同時に教育することが、単学年の生徒を教育するよりもたいへん非効率であり、教育的でないといふことは、これはもう教育心理学上当然な原理なんです。もし大臣がそういうことをお考えであるなら、これはたいへんなことになると思ひます。よ。複式でない全国の小中学校を、学年をパーにして一教室で授業をするほうが場合によっては効果があがるんという新教育学説をお出しにな

わけて、あまり窮屈にはその点は考えておらないのでございす。あるいは間違つておるかと思ひます。むしろ先生方のほうは実地の御経験がございすので、御指導を賜りたいと思ひます。○齊藤(正)委員 そこまでなつてくると、また大臣のうんちくも少し怪しいと思ひます。わけてございすけれども、それはそれといたしまして、時間もかかることですからといたしまして、たとえばこの間テレビで私は驚いたのでありますが、岡本太郎さんがひとり子だといふことは知つておりましたが、ソニーの社長がひとり子だといふことで、ひとり子でもずいぶん社会的な名声を博している人もあるわけなんです。ですから、きょうだいが何人あるのが理想か、学級編制は何人が理想かといふことは、これはいろいろあると思ひます。しかし、過大に多いよりも少ないほうが一般的にはいいといわれて、これは当然だと思ひます。わけてございす。特に新入一年生は全く新しい環境へ飛び込んでくるわけなんです。そこに一年の経験があつたり二年の経験があつたりするいわゆる学校経験を積んだ先輩が在中へ飛び込んできて、その二年生なり三年生から受ける教育的な影響よりも、新しく全く未知の学校生活に入つた新一年生の肉体的、精神的な負担といったようなものは、これははかり知れないものがあるといふように私は考えるわけでありまして、したがつて、七人以上あればいふことを出したわけでありすけれども、それはそれとして了といたします。

そこで、話が前後して恐縮に存じますけれども、先ほどお尋ねいたしました単級、学年の複式を解消することは、このことがやがて学校統合促進への布石にならないであらうかという懸念があるわけでありす。学校統合につきましては、これは一がいに反対すべきものではありませんけれども、今日、流行のように学校統合が行なわれていふし、文部省もまた統合する場合に補助金を出すといふような政策をずつとつておられま

す。したがつて、その複式学級編制の今回の措置と学校統合との関連がどのように考えられているのか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。○坂田国務大臣 今回の改正とその統合の問題は、直接には関係がないというふうに私は考えておるわけでございす。

それから、先ほどの問題なんですけれども、私は、たとえば知識というように面というところからいふと、お話しのように、一年生で入つてきた者は一年生だけでやれといふことが非常に必要だけれども、科学面においては、むしろ、そういう知識だけではなくて、全人的な、あるいは生活学習といふ意味において、おにいさんがおるといふ形のほうが、あるいは二年生が一年生を引つぱつていく、学校へ連れてくる、それでおいさんのほうが弟さんをめんどろ見るといふようなことも、やはり教育的にはいいのじゃないかといふことを、しろうと理論として実は持つたわけでございす。

○齊藤(正)委員 そういふ答弁をされますと、それはまた問題があるんで、たとえば通学途上二年生であり三年生であるおにいさん、おねえさん株が、交通事故にあわないように、交通道徳を守ろうといふことで登下校する際、あるいは休み時間に、はなを出している、手を洗いなさいといふようなことで、いわゆる学校生活の一環としての休み時間の、学年を越えた、学級を越えたつき合ひといったようなものは、これはわかります。これは何も複式でなくたってできるわけでございすから。ただ、一つの教室で数個学年の生徒を入れて同時に教育することが、単学年の生徒を教育するよりもたいへん非効率であり、教育的でないといふことは、これはもう教育心理学上当然な原理なんです。もし大臣がそういうことをお考えであるなら、これはたいへんなことになると思ひます。よ。複式でない全国の小中学校を、学年をパーにして一教室で授業をするほうが場合によっては効果があがるんという新教育学説をお出しにな

す。したがつて、その複式学級編制の今回の措置と学校統合との関連がどのように考えられているのか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。○坂田国務大臣 今回の改正とその統合の問題は、直接には関係がないというふうに私は考えておるわけでございす。

るとするならば、これは非常なセンセーションを巻き起こすのでありますけれども、まあ、そういうことをやっておりますと法案審議に少し足踏みになりますから、いいといたしまして、それは明らかに私は大臣の考えを否定をいたしません。皆さんに聞いても、それは大臣どうかなと言う人が多いと思うのですよ。

次に、七条に入つて質問を申し上げたいと思うわけでありませう。

まず第一に伺いたい点は、学校に必要な職種とは定数法で規定をしているものだけではないのかどうか。学校にはいろいろの職種が私どもは必要だといふように考へておられるわけでありませう。したがつて、多くの提案をいたしておられるわけでありませうが、一休文部省としては、定数法で規定をしてい

るものだけで足りると考へておられるのかどうか伺いたい。

○宮地政府委員 定数標準法で規定いたしておられますので十分であるといふふうには考へておりませう。ただ最小限これはぜひ置いておかなければいけないといつたように御理解いただいたほうがよろしいかと思ひます。

○斎藤(正)委員 そうしますと、教職員定数を算定する根拠ですね、この定数算定の基礎として授業時数を考へておられるのか、その辺はいかがでございますか。

○宮地政府委員 授業時数も考へております。○斎藤(正)委員 授業時数も考へておられるといふと、ほかに何か考へておられるはずでございます。ほかの条件は何でございますか。

○宮地政府委員 それはやはり教育効果とかあるいはその他教育環境、施設設備、その他いろいろなものがございます。

そこで、授業時数を考へておると申しましたが、その時間はどうに考へておられるかという点でございますが、小学校の学習指導要領に示されております標準指導時間数は、教科、道徳につきまして、週当たり第一学年は二十四時間、第二学年は二十五時間、第三学年は二十七時間、第四学年は二十

九時間、第五、第六学年は三十一時間といふふうになつております。これに正課として行ないます特別教育活動の一時間を加えますと、一年生から六年生まで合計百七十三時間となります。この指導時間は、現行法におきまして教員定数算定の基礎となつておられます。一方、一教員の週当たり担任時間数は教科二十四時間、道徳及び特活で二時間の表に掲げる学級数に乘する数を求めておりますが、今回の改正においてもこういった考へ方を基本に持っております。

○斎藤(正)委員 いまの答弁にありましたけれども、週二十六時間の授業時数、この時数は歴史的な変遷からいいますと、どういふ経過をたどつておられるのか、御存じでありますか。

○宮地政府委員 この点につきましては、いろいろ御議論があるとは思ひますが、文部省といたしましては、第一次五カ年計画以来その時間で踏襲いたしておられます。

○斎藤(正)委員 もしいま答弁にありましたような形で教員定数を算定していくということになりますと、四十一年度文部省が行ないましたいわけの教職員の超過勤務時間は解消できるのでありませうか、いかがでございますか。

○宮地政府委員 先生のお尋ねに直ちに回答になりませうかどうか、多少疑問なんです。要するに今回四十三年度までの定数よりも四十四年度以降五カ年計画でやります定数は相当ふえます。したがつて、その数だけはいままでの、四十三年度までの方の負担分は緩和される、そういう理屈にならうかと思ひます。

○斎藤(正)委員 それはそうですよ。私はそういうことを聞いておるのはなくて、今度の定数法で定数を算定した場合に文部省がおやりになりました四十一年度の教職員の、私先ほど提案理由の説明の中で申し上げましたけれども、超過勤務は解消できるのかどうか、こういうことを聞いたので、なるほど四十三年もふえた分だけ、幾らか前進するといふのはわかつてゐる。そんなこ

とは聞かなくてもわかつてゐるのですけれども、解消できるかどうかということをお願いしたので、解消できないと言つてくれればいいのです。

○宮地政府委員 解消できるかと言われましても、緻密な計算をいたしておりますが、相当薄まるものと思つております。

○斎藤(正)委員 時間の関係で中断させていただきますが、私ももう少し要領のいい質問をしますので、要領よく答弁できるように昼休みのうちにひとつ勉強しておいてください。

○大坪委員長 午後二時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後二時五十七分再開

○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 先ほどの質問に引き続き、簡潔に質問をいたすわけでありますけれども、先ほど私は、教職員定数を算定する根拠に授業時間数をどのよう考へておられるかということに関連を

し、教員の超過勤務等についても伺つたわけでございますが、御承知のようにILO・ユネスコが教員の地位に関する勧告を行なつております。これは大臣も局長も御承知のとおりでありますけれども、このILO・ユネスコの教員の地位に関する勧告の中で、その第八項において、教員の労働条件は、効果的な学習を最もよく促進し、その職業的任務に専念することが出来るものでなければならぬ、という勧告をしておるのであります。

また、その八十五項には「効果的な教授及び学習の条件」という柱の中で、教員は貴重な専門家であるから、教員の仕事は教員の時間とエネルギーが浪費されないように組織され、援助されなければならぬ、こういうことが書かれてゐるわけでありませう。私は前大臣、さらに前々大臣にもこのILO・ユネスコの教員の地位に関する勧告につきましては、その見解を問うたわけでありますが、全般的にはともかくといたしまして、あなたが大臣に就任されて、初任教員の地位に関する勧告について伺うわけでありますけれども、少なくともいま申し上げました第八項あるいは八十五項、この二項についてはILO・ユネスコが言つてゐることにつきましては、どのように考へておられるのでしょうか、見解を承りたい。

○坂田国務大臣 私もおおむね同感でございます。

○斎藤(正)委員 おおむね同感、おおむねが気に食ひませぬけれども、私はほんとうはこの辺は全く同感だと思つてゐます。しかし、この教師の地位に関する勧告の中で、特に授業時間を決定するにあつては教員の勤務負担に關係する次のようなすべての要因を考慮に入れなければならないといふこと、ここに五項目をあげておられます。局長、この五項目知つてゐますか。九十項の五項目知つてゐますか。授業時間を決定するにあつては教員の勤務負担に關係する次のようなすべての要因を考慮に入れなければならないといふことで、五つあげてゐるのです。その五項目ひとつ言つてくだされ。

○宮地政府委員 お尋ねの件、常識的には承知しておるつもりですが、五項目と限定された字句につきましては、ちよつと御答弁申し上げるほどの記憶を持ち合わせませんので、御了承いただきたいと思います。

○斎藤(正)委員 私は、そのことを逐一知らないことを責めるつもりはありません。ありませんけれども、少なくとも定数を改める、あるいは定数を算定するといったような場合には、当然ILO・ユネスコの教師の地位に関する勧告等を私は御勉強をいただきたい。その上に立つて国際的な視野でもわが国の教員定数について触れられるということが常識的なことではなからうかというように

も思うわけです。

その第一は、教員が一日当たり、一週間当たり
に教えることを要求される生徒数、これが一つの
柱になっておる。一日、一週間の生徒数。二番目
が、授業の十分な立案と準備並びに評価のため
に要する時間、すなわち事前の予備研究、そして事
後の整理。三番目が、毎日教えるように割り当て
られる異なる科目の数、これも当然だと思いま
す。さらに四番目に、関連教科活動、課外活動、
監督任務及び生徒への助言などへの参加によつて
教員に課せられる時間。さらに五番目に、教員が
生徒の進歩について父母に報告し、相談すること
のできる時間をとることの望ましき。というよう
なことで、ここに最も適切な授業時間数決定にあ
たつての条件が示されていると私は思うわけでござ
います。こういうことから考えましたときに
も、教員定数といったようなものは十分こうした
国際的な指標に従つていく、これを一応基礎に考
えていくというようなことは必要であらうと思つ
てございしますが、たとえばいまの教員定数の
実態あるいは児童生徒数の実態から、五番目にい
つておりますような、教員が生徒の進歩について父
母に報告し、相談することのできる時間を日常と
れるような実態にあるかどうか、局長、現状をど
のように把握をされているのでありましようか。

○宮地政府委員 事務的な形式的な御答弁になる
かもしれませんが、一応教員の勤務時間を四十四
時間といたしまして、そのうち大体の考えをいた
しましては、午前中お答えいたしましたように、
教員の担当時数を二十六時間程度と想定するとい
う計算をいたしますと、あと十七、八時間という
ものは計算上は出てこようかと思ひました。したが
いまして、先ほど先生のおっしゃいました五項目
のうち、いまの父母、家庭との連絡なりあるいは
立案の準備時間なり、こういったようなものを、
残った十八時間のうち五項目には何時間あるかは
二項目には何時間というほどのきんちとした計算
はできかねるといたしまして、ある程度のゆとり
はあるのではなからうかというふうに考えてお

ります。

○斎藤(正)委員 私は、実際の場合四十人、四十
五人の児童生徒を担当し、週二十数時間の授業を
行なつて、しかも授業一時間に一時間なり一時間
半なりの準備時間、あるいは整理のために一時間
の整理時間といったようなことをやっていたて
まををとするならば、なかなか四十人、五十人の生
徒の父兄と、その子供の学習状態につきあるいは
学業進歩の状態につき懇談をするというふうな機
会は現状ではとうてい不可能だ。なるほど数字の
上ではそういう理論的な根拠に立ち得ると思いま
すけれども、現実にはそういう時間はとられていな
い。これがまた青少年不良化への一つのきつかけ
にもなりかねないというふうに考えておりますけ
れども、答弁の冒頭お断わりにあつたように、数
字の上ではあるはずだということですが、現実
にどのようにならざるの学習の状況につきあるいは行動
の状況につき、家庭と担任教師が連絡がとれてい
るかということにつき、どのように把握されてお
りますか。

○宮地政府委員 教師が家庭との連絡でいわれる
家庭訪問の時間とか、あるいはPTAの会合を開
きまして教師と連絡をとるか、実態はいろいろ
それぞれの学校でくふうされておると思ひます
が、いまお尋ねの点につきまして、こまかいその
数字を統計的に調査したものを持ち合わせており
ません。

○斎藤(正)委員 家庭訪問等につきましては、た
とえば学校の年間教育計画の中で何月何日から何
日間家庭訪問の日とするということ、学校計画
の一環として校長が職員と協議をし、いわゆる家
庭訪問というものを計画的に年一回以上行なつて
いるというのが実態であつて、特殊な先生方につ
きましては、たとえば三日以上休んでいる子供が
あるとか、あるいは連日遅刻してくる子供がある
とか、あるいは昇進の内容がどうだとか、着てい
るものがどうだとかいうようなことで、教育的配
慮が特に目立った子供といふますか、特殊な現象に
対する訪問や連絡はいたしますけれども、常時子供

の発達段階に応じ、子供の学習態度等について家庭
と連絡するなんというひまは、少なくともいまの規
制されている勤務時間内ではできない。これは私
は現場の経験もあるからよく知つてゐるのです。
そういうことを考えましたときに、やはり教員の
勤務時間、あるいは授業時間といったようなもの
から定数を算定するといふ大きな根拠が土台とし
てゆらぐに思ふわけでありましたので、いま
まお尋ねをしたわけでありましたので、もう一
度局長からその辺の見解を承りたい。

○宮地政府委員 先ほど私にお尋ねのILOの問
題で、五項目につきまして十分な御答弁ができま
せんでしたが、先ほど来先生がおっしゃいました
ような点、教師の定数をきめます場合も、受け
持つ生徒の数なり、あるいはいまお尋ねの父母と
の連絡、立案準備の時間、あるいは生徒指導の時
間、異なった科目数、いろいろな点を、これはこの
ような見地でこれだけ見ましたという数字は持ち
合わせませんが、この定数標準法をつくります場
合に、先ほど来申し上げましたように教師の担当授
業時間数は一応二十六時間、こういうような観点
から以上の先生のあげられた五項目等を頭に
置きまして、計算はいたしておるつもりでございま
す。もちろん、先生が冒頭におっしゃられました
社会党の御提案の一学級四十人の数、それに対し
て政府案は四十五人ということで、不十分ではご
ざいます。いろいろ財政上の問題等もございま
すし、また第一、第二、第三と五カ年計画を漸次
進めております過程におきましては、十分ではご
ざいませぬが、おっしゃいますような点も念頭に
置きましてやっております所存でございます。

○斎藤(正)委員 それでは逐条的に具体的にお尋
ねをいたしたいと思います。

第七条一号に「六学級以上の小学校の教員を一を
乗じて得た数」云々となつておりました。現行法の
「五学級以下の学校の教員に政令で定める数を乗じ
て得た数」すなわち五学級以下の学校では二分の一
をかけていたが、今度の改正案ではこの規定が

なくなつてゐるに思ふわけです。その理由は
一体どこから出てきたのか。五学級以下の校長も
しくは五学級以下の分校の主任の取り扱いが一体
どうなるのか。すなわち五学級以下の学校では校
長と言われないのか、校長はないのか、あるいは分
校の主任は一体どういう職責であり、どういう立
場になるのか伺いたい。

○宮地政府委員 現行法と今度の改正案とはお
尋ねのような点が一応形式的に出てまいりますが、
が、実は今回改正をいたしましたのは、現行法が
「五学級以下」ということになつておりますのを、
第七条の表にございますように一学級、二学級か
ら四学級、五学級、こういったようなことでその
詳細について規定をいたしました。その結果、た
とえて申し上げますと、従来一学級の学校でござ
いますと一・七五の教員といったようなことで、
これは果全体につきまして文部省としては教員定
数をきめます関係上、一・七五という定員は人間
の割りようがございませぬ。したが、ある学級は一
人、他のほうは二人といったような措置を講じて
おつたと思ひます。ところが今回の改正では、そ
ういうふうな〇・七五といったようなものは一と
いうふうな改正をいたしました。したが、いまし
て、一学級の学校でも二人ということになります。
五学級の学校でございますと、従来は六・七五で
あつたのが七というふうになりまして、したがいま
して、形式的に五学級以下の学校というのを現行
法を直しましたけれども、実質的にはそれぞれコ
ンマ以下の端数というものは切り上げられたよう
な数字に改正されております。ただ五学級以下の
学校では、今回の七条一号で「六学級以上の小学
校の教員を一を乗じて得た数」と中学校の教員を一を乗
じて得た数との合計数、これは何となく校長をさ
してゐるのであるというふうにとれますので、
それでは五学級以下は校長は計算しないかといつ
たようなことにならうかと思ひますが、そういう
意味ではございませぬで、定数はこのようにして
配分いたします。ただ、校長とか教頭というのは

人事行政上の問題でございます。したがって、五学級以下でもそれが独立の学校であれば当然校長は置くべきものでございますし、また置き得る定数を配置いたしております。

大体そういう考え方で改正いたしております。形の上は多少御疑問も生じますが、実質的には従来よりは相当前進をした定数ということになっております。

なお、分校には分校主任とか分校主事とか、ところによっていろいろあるようでございますが、特に学校には校長を置くといったような考えと全く同じ考えに立ちまして、分校がある以上は必ず分校主任なり主事を置くという事は必ずしも考えておりません。と申しますのは、一学級の分校もございまして、二学級の分校もございまして、いろいろ本校との関係でその分校がどの程度の地位を占めるものか、分校の規模等によりまして、それは学校なり設置者なりにまかすべき問題であらう。しかしながら、定数上の問題といたしましては、くどうございましてけれども、一学級の学校なら二を乗じているということ、極端にいえば一学級一クラスの場合は一人の担任に對しても一人ということになりますから、その人に分校主任とか主事とかいう名称をつけたければつけ得るというふうに考えております。

○斉藤(正)委員　しからば具体的に伺いますけれども、改正案によりまして、六学級から十八学級までの学校については一・一七〇、こうなっております。これはなるほど六学級から十学級までの従来の一・一四〇よりは飛躍であります。しかし、六学級と見て計算をいたしますと、たしか七・〇二人になる。七・〇二という場合の〇・〇二は端数と見て繰り上げるのか切り捨てるのか。先ほど、いままでの場合は、定数配当にあたって、場合によっては切り捨てた面もあるし、切り上げた面もあった、こう言われておたわけでありましてけれども、改正案で具体的に六学級一・一七〇という計算をした場合に、七・〇二と出たなら、それは七人なのか八人なのか、いかがでございましょう。

○宮地政府委員　これは七条の二号の末尾のカッコでも書いてありますように「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる」という措置を予定いたしております。

○斉藤(正)委員　それは旧法においても「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる」ということでやってきたわけでありまして。ところが、先ほどの局長の説明によりまして、場所によれば一コマ何がしかだけでも三になった場合もある、三コマ何がしかだけでも三になった場合もあった。そのときは旧法でも同じカッコ書きであつたわけですから、これからはコマ以下については全部切り上げるというふうに約束してよろしいか。

○宮地政府委員　これは一応文部省といたしましては、こういう数字で、静岡県なら静岡県ということでは、総数を計算いたします。その場合に端数があれば切り上げて静岡県なら静岡県に配当するということ、県といたしまして、それを具体的なAとかBとかいう小学校に割り当てます場合は、この標準法のトータルから各県によっておやりいただくということになるべきものだと考えております。

○斉藤(正)委員　そうすると、コマ以下を切り下げた場合は法律違反だということに解釈をしてよろしいと思ふのですけれども、もし各都道府県で、その都道府県の実態から切り下げるといふ場合があつても、文部省はこれを認めるというのか。どうもその辺が——そうなると、文部省の通達の効力についていろいろいわれておりまして、たゞそれでも、文部省の法律自体にも疑問を持たざるを得ない。いやしくもここにカッコ書きが明記されておつて、「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる」ということになっている以上、各都道府県がかつて一未満の数を切り捨てて、自主的な運営をするという事は法律違反であるということに断定できると思ふのですけれども、いまの局長の答弁によると、その弾力性を認めているということになるけれども、そんなこと

でよろしいのか。

○宮地政府委員　これは現行法もそうでございますが、改正案の六条に、各都道府県ごとの、公立の小学校、中学校に置くべき教職員の総数は、七条から九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとするというふうになつてございまして。そういう六条の前提を受けて七条であり八条でございます。したがって、この規定に、都道府県としての総数が、いまの先生が御指摘になりましたような端数について問題があれば、これは法律違反——法律違反といつても、標準でございますが、法律違反といつたように御解釈いただいてもいいと思ひますが、ただ先ほどから言つておりますように、静岡県でもあるいは東京都でも、県としてはこういうふうにして分けました。ただ、県内の小中学校につきましては、先ほど申しましたように、これはできる限り端数を省いたはずでございますが、それにしても掛け算をしておるうちに、ある学校のところでそういう端数が出る場合がございます。その場合に一・二五とかいふ、現実問題として人間が〇・二五とかいふことはできませんから、それを一のところもあるし二のところもあるというふうにせざるを得ないと思ひます。しかし、県内の教員の配置の段階でそういう問題が起こるのは、これは法律違反とかなんとかいふ問題でございせん。くどうございまして、これは都道府県ごとの標準を定めておるからでございます。

○斉藤(正)委員　標準といふことばの解釈が怪しくなつてくるわけですね。これは標準であるから、きちつとしたものさしではない。標準といふのは、多少伸び縮みが多少縮もうが、それは各都道府県の自主的な判断でよろしいですやという意味のことですか。

○宮地政府委員　実は、この標準法は標準法としての意味を持ちますが、ただ小中学校につきましては、義務教育費国庫負担法の関係で、これが国にはね返つてくるという関係がございまして。そういう関係で、ただ標準といひます場合に、標準と

いうことばは、一人、二人が前後するということ、それをしも法律違反だとかいふたような意味ではなからうと思ひます。したがって、そのときの状況で、ある数が標準とされます場合、その上とか下とか、近い数が多少異なつておるといふことは、ほぼ標準といへると思ひますが、ただ、これによりまして県は現実の問題として人事をいたします。国はその二分の一を実額負担いたします。そういう関係で、私どももいたしましては、この標準といふことばはいろいろ解釈されましようけれども、果として、この標準ではじかれた数は国から当然二分の一の国庫負担のあるものというふうに了解しますので、その限りにおきましては、この標準といふのは普通のことばでいわれる標準ではなくて、その固定した数というくらいに都道府県は感じておると思ひます。文部省もそのように措置いたしておる次第でございます。

○斉藤(正)委員　これは私はよく存じないのでありますけれども、国庫負担法に基づき積算の合計は、精算は翌年度に回つてくるというふうに考えておりますが、その点はいかがですか。

○宮地政府委員　そのとおりでございます。

○斉藤(正)委員　そうしますと、たとえば六学級から十八学級まで、これは数は非常に多い規模です。ところが端数を全部切り捨てるか、端数を全部切り上げるといふことによつて、定数はうんと変わつてくると思ふのです。したがつて、少なくとも六学級から十八学級までの学校においては、一・一七〇を掛けるということになりますれば、全部これは端数ですよ。びつちり何十人、何人と出るところは一つもありません。この端数を全部切り捨てるか全部切り上げるかによつてはたいへんな違いが出てくるのでありますけれども、たとえば行政指導で四捨五入しろとか、あるいは五捨六入だとかいふような指導をされているのか。各都道府県が自主的に法文どおりコマ以下を切り上げてくるというのに対しては、文部省はずばりそのまゝ認めて国庫負担法の該当にするのかどうなのか。局長でなくても担当でけっこうですか。

ら、重要な問題ですからお答え願いたいと思います。

○岩田説明員 端数の計算上の問題でございすけれども、これは現行法もそうでございすけれども、一・二五だと七・〇二だとかいうその出でくる端数は一学校ごとに切り捨て、切り上げを行なうものではございせん。端数は全部積み上げが行なわれるわけではございす。県全体を積み上げましても、端数のことですから、なおかつ一未満の端数が出る。その場合において県全体として一人に切り上げるというだけのことでありまして、個々の学校の場合につきまして、それを切り捨てるか切り上げるという問題は、この規定上起こらないわけではございす。

○斉藤(正)委員 そうすると、たとえば六学級が七・〇二になりますから、五十校あって一人という勘定になる。そういう計算をして県全体の端数のトータルを出して、その全部のトータルの端数についてはコンマ以下は一に切り上げる、こういう運営をされているのか。

○岩田説明員 仰せのとおりでございす。

○斉藤(正)委員 そうしますと、ここに書いてある「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる」というのは、六条を受けて立っていることであって、七条単独の計算からいくわけの各規模の学校への配当基準ということ、一応の基準であるけれども、実際配当する人数については、端数は切り下げていっている場合もあるし、切り上げていっている場合もある、こういうように解釈してよろしいか。

○岩田説明員 御質問のとおりでございす。

○斉藤(正)委員 そうすると、その端数の切り上がった分の配当は、六学級のところにするのか、ここでいうならば十八学級のところにするのかというこの指導は、文部省としてはどのようにおやりになっておりますか。

○岩田説明員 それはまさに定数全体の運用の問題でございまして、この法律は、先ほどから局長説明されておりますように、県の職種の総数を定

めるというのがたてまえになっておりますので、県教育委員会の種々の行政上の御判断によりまして、たとえば僻地を多少厚くし、あるいは小規模学校のところを若干厚くするというように、種々県下の状況において御判断の余地があるかと思ひます。その実情に応じて配分するわけではございすので、そこまでのこまかいところの規制は文部省といましては、しておらないでございす。

○斉藤(正)委員 そうすると、条文の解釈上では、たとえば七条の二項を讀むと、一未満の数は切り上げということになっているので、具体的に言いますならば私の計算でやるならば、六学級のところは七・〇二、八人の配当ができるというように表向きはとれるけれども、実際の運営としては〇・〇二なんというのは全部切り下げてしまつちやつて、六学級では七人だ、こういう実態になっていると把握してよろしいか。

○岩田説明員 先ほどの御説明で、なおことばが足らなかつたかと思ひますが、定数は県全体の運用でございす。それで法律で定めておきますところの学級段階別の積算基礎も、一応積算基礎としてこれを明示しておるにとどまっておりますわけではございすけれども、実際の状況を申し上げますと、法律にその積算の根拠が書いてあります関係上、これが事実上の指標になっておる。この指標よりははなはだしくかけ離れておる実態はございせん。

○斉藤(正)委員 指標であつて、はなはだしくかけ離れていることはない。なるほどそのとおりなんです。かけ離れたって一人だ。はなはだしくはない。しかし七人の学校が、八人になるのか七人であるのかということは、はなはだしくかけ離れておるのです。七分の一ですからね。これははなはだしくかけ離れておるというように解釈せざるを得ないわけでありす。たとえば六学級から十八学級の学校というのはかなり多い。特に農村地帯には多い。その学校が七人の配当でいくのか八人の配当でいくのかというのは、かけ離

れているのです。指標であつてたいした違いはないとおっしゃる答弁は、私はどうも承服できないのですけれども、その辺はどうですか。

○岩田説明員 はなはだしくということばが少しきつく響いたかもしれませんが、大体はこの算定基礎のおり行なわれておる。かりに離れておりましても、それは端数の程度の問題だと考へております。

○斉藤(正)委員 見解の相違でありましよう。先に進みます。

次に、小学校の専科教員について伺いたいと思ひます。この間の本委員会でも局長が答弁をしておられますように、小学校では全教科を教師が受け持つということがたてまえとなつておりますが、特別な、理科とか音楽とか体育とかいったものについては専科教員を充実にいたしたい。こういう答弁があつたわけでありす。この答弁の内容から察しますと、専科教員は理科、音楽、体育に認めるのかのように思ひます。そのとおりであるのか。ひとつもう一ぺん局長、御答弁を願ひたい。

○宮地政府委員 小学校の専科教員につきましては、一応私どもがこの改正でも考へておりますのは、音楽、保健体育、図工、美術、家庭、こういうものでございす。このうち家庭科につきましては、女子教員が比較的に多い小学校では、家庭科の得意な教員が比較的に多いというふうに想定されますところから、家庭科につきましては、男子教員と女子教員の協力的な交換授業で十分効果的な授業が確保できる、こういうふうに考へまして、今回の改善では主として音楽、体育、図工を想定いたしました。なお、このほか理科につきましては、ある程度の規模以上の学校では理科の得意な先生を専任として確保するとか、家庭科を専任にするといった余地も若干あるのではないかと、いうふうに考へております。

○斉藤(正)委員 そうしますと音楽、体育、図工、家庭、さらに適当な教員があるならば理科というように理解してよろしいか。

○宮地政府委員 大体そのとおりでございす。多少具体的に申しますと、たとえば六学級の学校でございまして、体育、図工、音楽、そのうちの一教科専任というものが置けると思ひます。十二学級ですと、体育、図工、音楽のうち二教科が専任を置ける。十八学級になりますれば、体育、図工、音楽でありますれば三教科専任になります。そういう場合は体育、図工、音楽、理科がいままで考へまして、そのうちの三教科。それから二十四学級ですと四教科のうち三教科専任で一教科兼任。それからたとえば非常に大きい学級になります。三、六学級ぐらいですと、五教科のうち四教科は専任、一教科兼任。四十二学級ですと、五教科専任ができる。これは一応の計算でございす。そういう考へ方を持つております。

○斉藤(正)委員 専任教員の配置につきましては、学校の規模別についてはわかりました。そこでこの専科教員というのは、学年によってやはり違ふと思ひます。たとえば一年生から音楽なら音楽を専任教員にやらせるというようなことは是非については、教育上もいろいろ問題があると思ひますけれども、その辺の目標として専科教員を置く場合に、どの辺からそうした専科教員の担任になるのか。文部省の腹組みは那邊にございましようか。

○宮地政府委員 これは先生なかなか御専門でございまして、私ごときが申し上げるのはおかしいと思ひますが、現場の経験等いろいろ考へてもありましようし、また教育学上もいろいろ考へて、やはり小学校ですと、少なくとも四年、五年、六年といった高学年が、やはり専科教員としてよいのではないかと、こういうふうに考へております。

○斉藤(正)委員 専科教員が担任をする教科については、学年別にいうならばいわゆる低学年は無理であつて、中・高学年において採用されるべきであるというように解釈してよろしいか。

○宮地政府委員 無理と申しましょうか、一年生ぐらいでございますれば得意ということでもないでしょうが、五年生、六年生ぐらいになりますれば、音楽なりあるいは理科等子供も相当発達してきておりますし、先生の中には音楽、理科がふえてな先生もおられますから、そういった意味で高学年のほうが専科教員の担当する分野が多くなるというふうな意味で申し上げた次第でございます。

○斎藤(正)委員 次に、中学校について伺ってみたいと思うのですが、御承知のように中学校においては教科免許制が実施されるべきであり、今日実施をされておられるわけなんです、無免許授業は当然排除していかねばならない問題だと思っております。今回の改正から見ますと、小規模校におきましては、必然的に無免許授業が行なわれざるを得ないというようにしか考えられませんが、また、現在無免許授業が行なわれている実態は文部省も御承知だと思っております。免許のない教員も、一体どのような形になって、免許のない教員が授業を担当されているか、実態をひとつお知らせ願いたい。

○宮地政府委員 ちょっといまのお尋ねの件、一応の調査はあるようでございますが、いま数字をこの場で持つておりませんので、後ほどまたお答えさせていただきますと思います。

○斎藤(正)委員 たとえば私もさき雑談の中で申し上げましたけれども、正免は社会であって、副免は体育だ、国語も理科も実は定員の関係から教えなければならぬという規模の学校が多々あるわけですね。法律を守れ、法律を守れとよく文部省が言いますが、無免許の教員が大っぱらに授業を担当しなければ学校運営ができませんという実態は、もう御承知だと思っておりますけれども、これは法律違反ではありませんか。いかがでしよう。免許のない教員が白昼堂々と授業をやっていることについて法律違反ではないのかどうか。

○宮地政府委員 法律違反かどうかといった法律論議になりますと、多くの場合といえますが、全部

部そういう場合には仮免か臨時免は少なくとも持っておる、あるいは県の教育委員会でそういう授業担当をすることを認めるのか、法律的には違法なことはなされていらないと思っております。しかし、おっしゃいますように、仮免、臨時免あるいは教育委員会のそういう授業担任許可といったような措置でりっぱな教育が行なえるということではございませんので、事実上はいろいろ教育上考えなければならぬことが多いと思っておりますが、少なくとも法律違反という状態ではやっておりますというふうな考えです。

○斎藤(正)委員 免許証にはいろいろの種類がありまして、いろいろおっしゃいましたように、仮免、臨時免等ありますけれども、そのつど本人なり学校長の申請に伴って教育委員会が試験も何もせずに、ただ学校運営上の必要から仮免なり臨時免を与えているという、いわゆる火事どろ式の運営は好ましいことではない。法律違反でないという根拠があるはずなんです。法律の根拠がない限りみんな法律違反。法律的根拠があるはずなんです。適用条項がそこに出てくるはずですから、お答えください。

○宮地政府委員 教育職員免許法の附則の二項に「授与権者は、これは県の教育委員会でございますが、」当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができなと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担当することを許可することができ。これが根拠条文ではないかと思っております。

○斎藤(正)委員 そのとおり救済措置があつて、手続をとれば差しつかえないということになっておるわけですが、現実にはほとんどその行為がなされていらない。本人もしくは校長の申請によって教育委員会が認めるという措置がとられていないとするならば、いわゆる無免許の教員が授業を担当

することは法律違反だということになります。現実に全部そういう手続がとられて、免許を持っていない教員が教育委員会から免許を受けてやっていると考えてはどうか。それとも、いや、そういうことは行なわれていないかもしれないということはお考えでしょうか。率直に伺いたい。

○宮地政府委員 これは文部省としましてはつきり統計的に数字を調べておりませんが、確たることは申し上げられませんが、従来から文部省としては大体この線に沿ってなされておるものというふうな考えでおるのでございます。

○斎藤(正)委員 そのようになっていけばけっこうですけれども、もしそういうふうになっていない場合に、文部省はどういう指導なり助言をいたしますか。

○宮地政府委員 こういう手続をとらないで、先生のおっしゃいますように法律違反といったような行為が行なわれておるとしますれば、これは適切でございませぬので、そのような手続をとるようには文部省も指導したいと思っております。また、都道府県が、当然そういう措置をとるようには管下の高等学校以下に指示すべきものと考えております。

○斎藤(正)委員 あれこれやりとりをいたしましたけれども、要するに小規模校におきましては、教員の絶対数と学級数それから教官数といったものから、やはり非合法であつても、いま言つたような非常措置をとらなければならぬという実態にあるわけなんです。これが配当基準等で緩和をされていくことが一番望ましいわけでございます。今度の改正案を見ましても、なるほど小規模校のみならず、大規模校といえども前進の方向にあることは私も否定はいたしませんけれども、やはり小規模校についての中学校の教員配当については十分配慮をいたさなければ、教育の機会均等などいまして、きわめて不均衡なものになるというように考えるわけですが、大臣、こうした観点から、小規模校の教員配当の充実、あるいは配当する教員の資質の向上といったようなこ

とに対する見解はいかがでありますでしょうか。

○坂田国務大臣 ただいままでいろいろ御質疑を承つておりましたが、いろいろな点が指摘をされたわけでございしますが、私は、やはり教育の機会均等という意味から申しまして、ともいたしますと、小規模校においてそれら教員の配置その他に、あるいは教員の資格等におきまして欠けるところがあるというふうなことで、十分な教育が行なわれておらないというふうなことも考えまして、今後指導をいたしまして、そういうことがないようにはいたしたいと考えますが、同時にまた、私どももいたしましては、ただいま御審議をわざわざしておりますこのようにような法案を出しまして、わずかでございしますけれども、前向きな姿勢をとりますことによつてそれが補われていくというふうな思ふわけでございします。

○斎藤(正)委員 第七条三号に触れていきたくと思ふわけでありまして、十八学級以上の中学校の教員に一名増え得た数を定め、十八学級以上の中学校には一名増ということになっております。この一名の加算が、本案提案理由の補足説明の中には、「教科指導の充実とあわせ生徒指導体制の整備」という個所から推察をいたしますと、生活指導専任制をとるのではないかとと思われる節もないわけではございません。その点、どのようにお考えになっておられるのか。中学校の十八学級以上のプラス一の内容と任務について伺いたいと思ふわけですが。

○宮地政府委員 一応これは生徒指導といったような意味で積算をいたしておりますが、さればといて、この一人の人が生徒指導の専任であるといったような考え方は持つておりません。たとえば舎監などを置きます場合などでも、専任の舎監で教育をやらないというのではなくて、これは社会党案にもあつたように、先ほど先生の提案理由でお聞きいたしました、舎監といったようなことで定数ははいじても、学校運営上はその一人つけられた人だけが舎監をやるといふことではなくて、大ぜいの舎監がそれによつて多少その負担

も軽くなるといったような意味でございますが、それにプラスいたしまして、生徒指導の問題、特別教育活動その他いろいろ問題もございまして、やはり全部の教師が考えるにしまして、共通的な問題につきましては、その間整理をしたり、いろいろそういう用事もございしますので、そういう意味でこれを置きました次第で、生徒指導の専任者を今後置いていくというほどの考え方はございません。

○斉藤(正)委員 大学に副学長を二人置いて、一人は何々、一人は何々というような構想も一時聞いたことがありますけれども、この一名、すなわち十八学級以上ということになりますれば大規模な学校ということになるのでありますけれども、複数教頭制をねらう意思は全くないと断言できますか。

○宮地政府委員 七条の三号は、教頭とかというものは全然関連がございません。したがって、実態として、多い学校では四名も複数教頭を置いておる学校があるようでありまして、それとこれは関係ございません。ただ、複数教頭を置かないで一人だけの教頭にせよという意味の御質問であるとしたしますれば、私どものほうとしては、そこまでは、文部省として単数でなければいけないというふうには考えておりません。

○斉藤(正)委員 教頭の数については、単数でなくしてはいいないとは考えないけれども、ここにいう一名増というのを複数教頭に充てる意思はない、こういう答弁と理解してよろしいか。

○坂田国務大臣 さようでございます。

○斉藤(正)委員 わかりましたので、次に進みますけれども、その場合、その一名のプラスといったようなものが、先ほどの答弁から、生徒の生活指導だけに当たるわけでもない、生活指導をもちろん重視しなければならぬので、そのために教員の配当が必要だという考え方はあるけれども、専任として生徒の生活指導に当たると限定したものでない、こういうように答弁の中にあったと思うのですけれども、そういうように解釈してよろしいのか。

○宮地政府委員 大体そのとおりでございます。○斉藤(正)委員 大体というところ、おかしいですな。全くそのとおりか。

○宮地政府委員 私が申しましたことと先生がおっしゃいますことが全く一致しておりませんので、おおむねと、大体というように意味で申しました。それで、もう一度、この三号を書き加えた意味を申させていただきます。

一点は十八学級以上の学校、このくらいの規模の学校になりますと、これは僻地とかといったところではございまして、都会地のような場所にと、生徒指導の職務も比較的小規模な学校より大きくなるであろう、こういったような意味で一応生徒指導の専任という意味ではなくて計算したということ、十八学級以上の学校に掛け算をいたしております。その表でおわかりと思いますが、十八学級より小さい規模の学校に比較いたしまして、十八学級以上の学校は若干低率になっておるわけでありまして、申しますのは、今回の過疎地域の小規模学校の従来見落とされておりましたものに重点を置きました。そういう関係で、形式的に掛け算いたしますと十八学級以上が低率になりますので、それをカバーするというような気持ちも若干ございます。

○斉藤(正)委員 次に進みます。七条四号でございますが、「一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数」という項目がございまして、通年寄宿舎については小中学校の数の数に一名を認めているわけでありまして、季節寄宿舎を置く学校については触れられておりません。全国の小中学校における寄宿舎の設置状況、すなわち設置個数、それからその寄宿舎の規模、寮母の有無、炊事職員等はどうなっているのか、承りたいと思うわけでありまして、まず第一に、季節寄宿舎を置く学校については、この第四号は適用されないというように解釈しなければならぬと思うのですけれども、その辺はいかがでございませうか。

○宮地政府委員 お尋ねのその冬季間とかいったいわゆる季節的に寄宿舎を設けます場合、舎監定数の措置がない、この点でございまして、実は冬季間等の季節制の寄宿舎の開設期間は大体三カ月程度でございまして、理想的に申しますれば一年間ずっとやっております通年制寄宿舎と同様に、定数一人を加配することが望ましいのは言うまでもないと思っております。しかし、今回の改正では、全般的に見ますれば、季節制寄宿舎を設置するような小規模な学校にかかる改善措置が手厚くなっておりますし、たとえば四学級あるいは五学級の学校では二人の学級担任外の余裕の教員が確保できるようなになっておりますし、三カ月程度の短期間のことでありますから、こういった余裕の教員を充当することによって、舎監勤務、教員の授業担当軽減措置をくふうしてもらいたい、こういう気持ちもございまして、先生御指摘のように季節寄宿舎には特別の加配をとらなかつた次第でございまして、しかし、できますれば御指摘のように通年制と同じように将来の問題として考えたいという気持ちももちろんございます。

○斉藤(正)委員 これもまた直ちに答弁はいたさないかと思っておりますけれども、全国の小中学校における寄宿舎の設置状況、すなわちその寄宿舎の数、それから規模、さらに寮母の有無、さらに寄宿舎の炊事職員の有無等について、各府県別にひとつ後ほど資料を御提出いたしたいと思っておりますが、できるとございませうか。

○宮地政府委員 お尋ねの件のうち、恐縮でございますが、炊事関係の数字を除きましたものでございまして、御趣旨の資料を用意したいと思っております。炊事婦につきましては、その他の寮母とかいったようなものほどこわめて的確な数字が把握できるとございませぬので、御了承いただきたいと存じます。

○斉藤(正)委員 文部省の資料によれば、炊事婦等の調査については的確な数字がつかめない――

無理もないと思うのですけれども、一体寄宿舎の炊事はだれがやっているというように把握されておるのでしょうか。炊事婦がなければ、寄宿舎は三度三度のめしは食えないわけでありまして、炊事婦がなくても寄宿舎のごはんは食べられるというふうにはお考えになっていないと思うのですけれども、実態はどのようなふうになっているかございませうか。係の方でけっこうです。

○宮地政府委員 御指摘のように、寄宿舎の炊事は、やはり実態は、炊事婦と称しておるかどうかは別として、舎監とかいうような教員ではない方がしておるのが実態だと思います。ただ、そういう十分な調査がなされていなかったというだけでございまして、先生のおっしゃいますように、炊事婦のような方が当然食事等は用意しておるものと心得ております。

○斉藤(正)委員 そういうことならば、いま資料はないにしても、近い将来における指定統計等々においては、その寄宿舎を設置している学校あるいは寄宿舎の炊事婦の配当がどのようになっているかというようなことは、今後の課題として、文部省もさあ見当がつきませんということではなくて、ひとつ調べられる範囲で今後調べていただかなければ、文部省の職務は怠慢だといわれてもやむを得ないと思っておりますので、要望をいたしておきます。

第八関係について伺ってみたいと思うのであります。本改正案では、養護教諭、養護助教諭の数は、小学校では八百五十人につき一名、中学校では千五百人につき一名となっております。この規定によりまして、学校単位に養護教諭を配置するものではなくて、標準規模以上の学校にしか配置できない。児童生徒の健康管理の点から重大な問題を持っているというふうに思うわけでありまして、一方、現行学校教育法第二十八条には、小学校には養護教諭を置かなければならないとする規定があり、四十条で、中学校に準用されているわけでありまして、

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

観点から、そういうおことばが出たのであるうといふように思うわけでありますけれども、その辺、もし私が心配していたような線から局長の答弁が出たということになりますれば、これは賛成するわけにはいかぬと思うのでありますけれども、もう一度ひとつ真意のほどを伺いたい。

○宮地政府委員 無医村地帯の養護教諭が医者のかわりに無医村地帯の住民の医療まで考えるという意味ではございませぬ。無医村地帯では医者もおりませんので、勢い病氣と申しますか、保健管理面で応急の措置もできない。こういうようなことを考えまして、小学生、中学生、そういう生徒児童の保健衛生管理指導の役割りを養護教諭が果たすという意味で申し上げた次第でございます。

○斉藤（正）委員 その場合も、たとえば数キロ、数十キロ離れたいわゆる僻地でない、無医村地帯でない学校から業務で派遣されるというような養護教諭の場合があるわけなんですけれども、特に政令によっておこされて無医村地帯、僻地に配当

される養護教諭については、兼務であつては、私は二重を追う者一重を得ずになるというのを断言できると思つておりますけれども、その辺の見解はいかがでございますか。

○宮地政府委員 政令で、いま僻地の数とあるいは無医村というようにことを申しましたのは、実は積算の基礎が「小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数」、したがって、児童数が八百五十人以上のところには一人の養護教諭といつたふうにとられますと、僻地等で百人未満とか八百五十人以下の学校には養護教諭が行かないというふうにとられやすい。わけでも僻地などですと、小規模学校を三つ、四つ足しましても八百にならない、こういうところではなかなか養護教諭の配当がないではないかといったような逆の疑問も出てまいりますので、そういう意味ではなく、八百五十という数字で一応押えますけれども、その結果僻地の小規模学校の多い県には養護教諭の数が少なくなる。それをカバーするために、僻地学校の数なり無医村というもので補正をしていこうという意味でございます。

○斉藤(正)委員 先ほど大臣の答弁にもありましたけれども、養護教諭の養成について非常に問題があると思つております。養護教諭の養成は今日なお十分とはいへません。したがって、現実問題として、全校配置と規定したとしても、当然具体的に現実に配置できない場合が考えられるわけでありまして、そこで養護教諭の現在の養成状態は一体どうなっているのか。当然学校教職員として配置をし、必要な養護教諭でございますので、文部省としても特段の関心と熱意が養成の中で払われていなければ片手落ちだと思つておりますけれども、現状の養成状態はどのようになっておりますでしょうか、伺いたい。

○宮地政府委員 養護教諭養成は直接私の担当ではございませんが、養護教諭を所管しております関係上、その養成というところでございますので、便宜私からお答えをさせていただきます。

この養護教諭の問題につきましては、養護教諭

の必要な数、需要数と養成等の供給数との需給関係を一応考える必要がございますが、養護教諭の需要数に對しては供給数は、これは年々養護教諭免許状取得者を供給すると考えますと、需要に對しては相当オーバーいたしております。しかし問題は、免許状を持ちました者が全部供給数とは実際問題として考えられない。具体的に免許状を取つた者の中から何人養護教諭になつてくれるかというところが一つ問題でございます。また、地域的に非常にアンバランスになつておりまして、たとえば養護教諭養成のために文部省としては過去に八つの国立大学、ほぼ各ブロックに一つという計画を立てましたが、たとえばブロックごとと申しまして、弘前大学におきましても、その卒業生が山形には行つてくれないといつたような問題がございます。国の需給計画、一応のペーパープランは充足されるのでございますが、実際問題としては、やはり需要に對して供給というものが必ずしも十分でない。ましてや専心養護教諭をやろうという資質の高い養護教諭の供給という面についてはいろいろ心配な面がある、こういうのが実情でございます。したがって、今回の定数法、まあ十分ではございませんが、従来よりも前進した定数法の改正に伴いまして、従来ございました国立養護教諭養成所の拡充、生徒数の増募をいたしますと同時に、新たに千葉大学に国立養護教諭養成所を新設すべく国立学校設置法の一部改正案を出しておるような次第でございます。

○斉藤(正)委員 養成機関につきましては、実態の報告をいただきましたといたしまして、時間もございませんので、九条関係の事務職員に移りたいと思つておりますが、学校の条件整備が必要不可欠であることは当然でありまして、教師が本来の職務である教育に専念をつくり出すには、事務職員の増加が必要なことだと思つております。これはどなたも異議のないところだと思つておりますが、いわゆる事務職員につきまし

てはいろいろ問題が多い。そこで二、三点を伺つてみたいと思つておりますが、事務職員の任用資格条件についてであります。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律第二条、すなわち、その定義のところで、「事務職員(市町村立学校教職員給与負担法第一条に規定する事務職員をいう。をいう。）」として、市町村立学校教職員給与負担法第一条に、「事務職員(地方自治法第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者)として政令で定める者をいう。にまことにわかつたようなわからぬようなことが書いてあるわけでございます。地方自治法に定める吏員のはかに、これに準ずる政令で定める準吏員が採用されているというのが現状であらうと思つております。そこで、政令で定める準吏員が採用されているというのは、法のたてまえから間違つていて、私はこういうふうに思つておられるわけでありまして、好ましい状態とはいへないと思つております。地方自治法に規定する吏員と、政令で規定する準吏員の数、その比率は一体現場でどうなつておるか御存じでありますでしょうか。事務職員について、係でけつこうですかからお答え願ひたい。

○岩田説明員 お答えいたします。まず小学校のほうで申し上げますと、吏員相当の者が四十二年度の、以下数字はみな同じ四十二年度の調査でございますが、小学校が吏員相当が六千四百人、それから準吏員が千四百九十九人。それから次に中学校を申し上げます。吏員相当が五千七百七十三人。準吏員が千七百七十一人といふぐあいに統計で出ております。

○斉藤(正)委員 いま御答弁がありましたように、それぞれ六千四百人、五千七百七十三人、千四百九十九人、千七百七十一人、こういうことになつておられるのであります。一步譲つて、政令で準吏員を採用、任用できるのであれば、事務職員の配置を、本案に規定している配置基準以上に配当もできる。すなわち、政令で定める準吏員が採用されておられるということになるとするならば、もう少し

し配置率が上がつてきてもいいんじゃないか、こういうふうに思つておられますが、厳密な意味でいへば、やはりこの二種類の事務職員がいるという自体がおかしいのであつて、もしこういうことを許しておくということになるならば、もつと配置率は上がつてもいいというように私は思ひますけれども、文部省の見解はいかがでございますでしょうか。

○岩田説明員 この定数標準法上の事務職員は、ただいま御質疑の中にございましたところの吏員相当の者と、準吏員の者と、両方の者を定数のワクとしては含めて考えているわけでございます。○斉藤(正)委員 そうすると、いずれも標準法でいう定数のワク内で、内容的に二つの採用の方法といひますか、格づけが行なわれておられるというふうに解釈してよろしいのか。

○岩田説明員 そのとおりでございます。ただ、準吏員を採用するにつきましては、任用上人を得がたいといふような問題はいろいろあるうかと思ひます。

○斉藤(正)委員 これもやはり養護教諭と同様に、学校単位に配置しないのはおかしい。全学校に配置しなければならぬというように考えております。これもやはり第一次五カ年計画あるいは第二次五カ年計画によつて上向していることは間違いないと思つておりますけれども、今日なお十分とはいへない。学校単位に配置しないのはおかしいというふうに思つておりますけれども、見解はいかがでございますか、局長に伺いたい。

○宮地政府委員 今回の改正にいたしましても、先生がおっしゃいますように、あらゆる学校に事務職員ということとは、これは果としてむづかしいと思ひます。したがって、これで十分とはいへないと思つております。今後事務職員の数もふやして、できますれば全部の学校に配置をするといひますので、きつめて小規模のものもございまして、そういうところまでに事務職員を置くのがよいのか、あるいは教員のほうの充実が先か、い

は、養護教諭については、兼務であつては、私は二重を追う者一重を得ずになるというのを断言できると思つておりますけれども、その辺の見解はいかがでございますか。

いろいろございますが、御趣旨の点はあまり議論は
ございせん。ただ、今回の問題としてそこまでは
いけなかったという点は御了承いただきたいと思
います。

○齊藤(正)委員 学校図書館について若干触れて
みたいと思ふのでありますけれども、本案の提案
理由の補足説明の中で、学校図書館の重要性とそ
の事務量を考慮して、第九条二号を設け、規定の
整備をはかった、こういうことが言われておるわ
けであります。学校図書館の重要性を認めたこと
は、それはそれとして評価をされるべきだとい
うように思ふわけでありましても、図書館の業
務に携わる職員を事務職員であるとするのはどう
であらうかというように思ふわけでありましても、
図書館の重要性を認めるのであれば、司書教諭あ
るいは図書館司書等を認めるべきではないのであ
らうか。政府のいうところの事務職員と司書教諭、
図書館司書との関連はどうなっておるのか。要す
るに、学校図書館の重要性にかんがみ、事務職員
をして学校図書館の事務も扱わせる、こういう考
え方から承れるわけでありましても、司書教諭と
も、司書教諭とか図書館司書等を認めるのが学校
図書館重視の具体的なあらわれであるというよう
に思ふわけでありましても、その関連はどの
ようにお考えでありましようか。

○宮地政府委員 今回の改正でございますが、
が、大体三十学級以上の小学校、二十四学級以上
の中学校にそれぞれ図書館事務を担当する職員と
いうことで、それぞれ一人を配当するといったよ
うな考え方で改正案ができております。これは高
等学校の場合、高等学校標準法におきましてはほ
これに似たような基準がございまして、全くそ
れと同じではございませんが、そういった点から
いたしまして、大規模の小学校、中学校にはそ
ういう図書館のいわゆる事務的なことが非常に多
いであらうというのを考慮いたしまして、御指
摘のむしろ事務職員よりも司書教諭をというお
話、これは実はそういう点についていろいろ問題
はあるかと思ひますが、現在司書教諭は教諭を

もって充てるといふことになっておりますので、
教員の定数が伸びることによりまして司書教諭を
発令をすることは学校としてもできませんし、先刻
来申しました生徒指導も、児童生徒の専任をなく
すという意味ではなかったわけでございますが、
そういういろいろな観点からいろいろ意見が出ま
すが、結論を申しますと、司書教諭は教諭の中か
ら発令できる。しかし、事務職員は定数を置いて
やらないうと、とかく図書館事務がおろそかにな
りがちであるという点に強く着目したというふう
にお考えいただきたいと思ひます。

○齊藤(正)委員 九条三項について伺ひますが、
就学困難校に加入する政令内容は何になつてい
るか。学校事務と民生事務との混同があれば、民
生事務から分離をすべきでありましよう。学校が
民生事務を取り扱うということはおかしいと思
うのでありますけれども、この第三項に規定をされ
る就学困難に加入をする政令内容、これは何をさ
しているのか伺ひたい。

○宮地政府委員 これは厚生省所管でございます
民生事務といふものを教員にやらそうという意味
では毛頭ございせん。これは趣旨は、いわゆる
就学奨励について国の援助に関する法律に規定い
たしてありますいわゆる要保護、準要保護とい
うような児童、生徒がおります場合に、こういう
経済的に家庭が困難であるというやうな学校の子
供でございますと、一般の子供に比較しまして家
庭での子供に対する教育の気持ちはあつても、そ
まで父兄で余裕がない、時間的余裕を持たない
といったやうなことで、とりわけ要保護、準要保
護の児童に対しては、学校での児童、生徒指導を
きめこまかくしてやる必要があるであらう、こ
ういふ考えから要保護、準要保護児童、生徒の
多い学校につきましては、生徒指導といったやうな
意味から、そういう子供がたとへば百人以上の中
学校である場合はこの規定に掲げましたやうな数
で配当をする、こういう気持ちでございます。

○齊藤(正)委員 そうすると、就学困難な児童及
び生徒に就学奨励について云々というその三項の
内容といふのは、いわゆる厚生省が所管である民
生的な仕事を学校へ持ち込むのではない、準要保
護あるいは要保護の子供の教育について特に教育
的な配慮を行なつたものだといふように解釈をし
てよろしいわけですね。

○宮地政府委員 そのとおりでございます。
○齊藤(正)委員 それでは次に伺ひますけれど
も、十五条の教職員定数に関する特例でありま
す。第一号で、社会的条件が教育上特別の配慮を
必要とする、その他政令で定める地域というや
うなことが出ておるわけでありましても、社会
的条件が教育上特別の配慮を必要とするとい
うその指定の基準は何であるか。これが法律であ
り、施行されるにあたりましては基準がなければ
ならないと思ふのでありますけれども、文部省と
しては那辺を考へておられるのか。

○宮地政府委員 これにつきましては政令で詳細
を定めたいと思つておりますが、ここで申しま
すのは一つは産炭地域でございます。産炭地域で
は、産炭地の経済的な事情で、そういう産炭地
の労働者の子弟が、要保護、準要保護児童とい
うやうな形に扱われてくるであらうというこ
とで、具体的に申しますと、そういう場合に要保護、準
要保護生徒が四十人以上、その学校の三〇%以上
の数を占めておる場合といったやうなことを一つ
の項目として予定しております。

それから次に、最近同和問題がいろいろ世の
注目を浴びておりますし、同和対策の重要なこと
は説明するまでもございせん。そういう関係で
同和地域をその次の問題として考へております。
それから第三には、こゝは適当でないかもしれ
ませんが、いわゆるスラム地域と申しますか、
そういったやうな地域での生徒、児童といふこと
で、きわめて重要だといふやうに考へておりま
す。

それからさらに、これは外国人と申しまして
朝鮮人——韓国人ですか、そういった子弟が多
くおるやうなところといったやうなものを予定
いたしております。

○齊藤(正)委員 そうすると、この第十五条第一
号の、政令で定める教育上特別の配慮を必要とす
る対象地域といふのは、産炭地域、同和地域、ス
ラム街あるいは外国人のことに多く居住して
おる地域といふやうなところをいつておるのだとい
うように把握してよろしいわけだと了解いたしま
す。

次に第二号について、長期研修のことについて
されておるわけでありましても、長期研修につ
きましては、これは教師の権利として研修を認
めるべきであらうと思ひます。ILO・ユネスコの
教師の地位に関する勧告におきましてもこのこと
は明らかにされておりますが、こういう観点か
ら、長期研修の構想に一応は賛意を表するもので
ありますけれども、ただ研修のあり方が問題だ
と思ふわけでありましても、ただ研修の制度として
だけでは意味をなさない。それが形式的な存在だ
けだといふことではないかと思ふのであります。
制度そのものの運用、すなわちどうすべきか
といふことが大切であり、問題だと思ふわけであ
ります。教師の研修は自主性を尊重すべきで
あつて、他からの強制や圧力のかかつた研修で
あつては間違ひだと思ふわけでありましても、教
育は教師及び教師の集団が責任を持って行なわ
なければならないものといふことを考へます。そ
ういたしますと、第二号の政令の内容で、長期研
修の構想、その研修の該当者をだれがどのやうな
手続で定めるか。こういうことにつきましては文
部省の確固たる見解があつてのことだと思ふわけ
でありますけれども、どのように考へてありま
しやうか。

○宮地政府委員 現在の考へでは、教育公務員特
例法の二十三条三項に教員の研修のことがうた
れておりますが、それに該当いたします研修で、
長期にわたる研修を受けておるというこ
と。また、当該学校がいろいろな教科科目につ
きまして研究をしていく。これは文部省や都道府
県でも研究指定校といったやうなものを具
体的にはやっておりますが、必ずしもそれに限
定するかどうかは

別といたしまして、一例で申し上げますればそういう特殊な研究をやっておられる、こういったようなものを予定いたしております。

○斉藤(正)委員 その場合、やはり教師の、自主性、自発性といったようなものから長期研修を受けたというところで、自動的、能動的に研修をやろうとするかまえて、おまへは研修に行つていこうというところで研修に出る場合と、それぞれその効果といひますか、反響というものが違うと思うのでありますけれども、一体だれがどのようにして研修者を選ぶのか、手続の問題等も含めて文部省の見解はどうでございましょうか。

○宮地政府委員 研修がだれかに強制されたり指示されたりしない、本来勉強したいという気持ちで研修すること、これは勉強したくない者にせよといつてもしょうがございませぬし、本来勉強したという気持ちの者でなければ研修の意味はなかりうと思ひますが、ただ、研修を長期にわたつて受けるということは、職員といひましたのは勤務地を離れて他の地で研修するというようなことにもなりまふので、したがひまして、所轄校長の了解なり所轄機関の許可を得てそういう事務研修に従事しなければいけないであらうと思ひます。しかし、だからといって本人の研修を圧迫したりするということではなからうと思ひます。ただ、本人が研修して長期不在になるために、そのかわりの教職員が配置されるということでもございませうれば、当然これは校長も了承し、こういうケースを扱います都道府県教育委員会も当然そのことを把握しなさいませぬ。そういう関係におきましては、これはやはりはっきり教育委員会において研修をしないといふ——それはしないといふことに對してしないといふことでございませうから、したくない者にせよという命令ではございませぬ。そういう関係にならうかと思ひます。

○斉藤(正)委員 先ほど局長の答弁の中に研究指定校ということばもあつたわけでございしますが、この研究指定校制度につきましては教師の自主性が認められるのが当然だと思ひわけでありませう。

私よく調べたわけではありませぬけれども、予算が本年度は昨年度の二倍で二千九百万円で研究指定校の経費として計上されているというように思ひわけでありませぬけれども、この研究指定校の任務あるいはその内容、その利用のしかた等々について文部省はどのようにお考えになつてゐるのか、お聞かせ願ひたい。

○宮地政府委員 小学校、中学校等はたしか全教科科目であつたと思ひますが何れも道徳だけといつたようなことではございませぬ。各教科科目につきましまして、文部省といひましたけれども、教育課程の改正なり、学習指導要領の改定をしていくために参考にする必要もありませぬし、また、各学校で十分研究されたその成果がその他の学校に利用される必要もありませぬ。こういったような趣旨から、文部省としては、小学校、中学校の教科科目につきましまして研究指定校を指定いたしております。そこで、テーマに基づいて指定研究していただきまして、その結果をその年度内あるいは翌年に研究発表をしていただきます。その他、研究の実績につきましまして種々資料を出していただいて、先ほど申しましたように、各学校の教育内容ひいては教育課程、学習指導要領の改定に役立てたい、そういう趣旨でございませぬ。

○斉藤(正)委員 大体理解できたわけでございますが、なお、大臣が特に熱意を持っておられると言つております特殊教育の振興について、専門的なことは局長並びに課長さんでけっこうであります、総合的な問題については大臣からも特に親切な御答弁をいただきたいと思ひわけでありませう。

大臣は、去る二月二十五日、参議院文教委員会における所信表明において、心身に障害を持つ子供のための特殊教育の振興について特に意を用ひたい、また、二月二十八日の本委員会におきましても、鈴木委員の質問に答えて同様な趣旨を述べておりますが、障害を持たされて子供たちの教育を受ける権利を保障するために基本的にとどのようにお考えになつてゐるか、まず承りたいと思ひます。

うのであります。私は、障害を持つて生まれた、あるいは中途から障害を持たざるを得なくなつた児童生徒は当然それなりに教育を受ける権利を持つてゐるものだ、障害を持つてゐるから特別な教育をしてやらなければならぬという考えも、ものだというように考えるわけでありませぬけれども、日ごろ口をお開きになれば特殊教育の振興といふことについて熱意を持っておるかのごとき発言をされる大臣に、ここで明確にひとつお答えを願ひたい。

○坂田國務大臣 私は、この世に生まれてきた子供は、その能力に応じ、あるいはその適性に應じてやはり教育を受ける権利を持つてゐると思ひます。たとへばその歩みはおそくとも、国としてもこれに見合う教育制度といふものがなければならぬと思ひます。その意味合いにおいて私は特殊教育といふものを重要視してゐるわけでございます。目が見えない人あるいは耳の聞こえない人、むしろ内面生活においては目の見える人あるいは耳の聞こえる人よりもすぐれてゐるという事例も非常に多いわけでございます。

たとえば、アメリカのあのヘレン・ケラーの出したパーキンスという盲学校を卒業しまして、さらに大学に学び、修士課程までも出たというミスター・スミスは、日本にやつてまいりましたけれども、この人の書きましましたもの、あるいは詩集等を読みますと、まことに心打たれるものがございませぬ。むしろわれわれがこの三重苦スミスに人生とは何か、生きがいとは何かといふことを教えられるような気がいたしたわけでございます。こういう心身障害の子供でございませぬ、もし私たちができる限りの十分な施設、設備あるいは教育あるいは職業指導等をやりますならば、こういうような人も出てきてこの世の中のためにもなると思ひます。すべての三重苦の人たちが全部教育ができると思ひませぬけれども、しかし、そういうような可能性のある者について

にかくその才能を伸ばすといふことはわれわれに課された責任ではなからうかというふうにお思ひわけでございますので、今後とも力を入れてまいりたいと思ひます。

○斉藤(正)委員 大臣から前向きな御答弁をいただいたわけでございますが、特殊教育の振興に尽くしたいといふことは、速記録をたんに読んでみますと、歴代の文部大臣が一人残らずすべてこのことを言つておられます。それほど意を用ひ、重点施策に取り上げたというわりあひには、今日のわが国における障害児教育はまだ立ちおくれを克服できたとはいへないと思ひますので、障害児の教育には意を用ひないとか、あと回しにしますという大臣が一人もいないのに、常におくられていく、後手、後手と回つてきたことは残念ながら事実でございます。校舎の建築といひ施設の設備といひ、教職員の定数等々の配当といひ、歴史的に検討してみますと、六・三・三制度の充実、後期中等教育の充実など大多数の子供たちの施策に隠れてあと回し、あと回しとされてきたと思ひます。しかしながら、最近障害児の親たちあるいは関係者たちの要求運動も強められ、各党の積極的な努力もこれあり、文部省の施策も漸次前進してきてゐることは事実として認めますし、特に大臣の発言等からそのことを痛切に感じ前進を喜ぶものであります。

そこで質問の第一点として、やや専門的になりますけれども、特殊教育なのか、障害児教育なのか、この点についてお聞きをしてみたいと思ひます。

私も提案いたしております定数法におきましても、特殊教育諸学校といふことばを用ひたのであります、これは学校教育法第六章の用語を改正してないといふので、あえてこの際は引用したものでありますけれども、私は特殊教育ではなく障害児教育といふ子供たちに対する教育、すなわち障害児教育といふ方向が正しいのではないかと思ひます。障害について見ても、障害を現実にとらへてゐる子供たちであります

が、サリドマイド被害児、風しん被害児、胎児性水俣病の被害児など特異な事例をあげるまでもなく、みずから欲して障害を受けた子供は一人もないのであります。すべて現代社会の中で何らかの条件によって障害を持たされたという悲劇の子供たちであると思うわけであります。憲法第二十五條の生存権及び第二十六條の教育権は、障害の有無によって差別されることのない厳肅な国民の権利であり、人間として生きていくための発達保障を行なう教育にあつては、特殊な教育、スペシャル・エデュケーションでなく、障害を受けている子供たちが当然受けるべき普通教育と理解をすべきだと私は思うのであります。もちろん、からだのいずれかに障害を受けていたり、知恵がおくれていたりの障害を受けている子供たちへの教育でありますから、教育の方法あるいは技術あるいはその施設、設備などに特別な配慮が必要なることは言うまでもないことであります。教育の目的、目標には特殊はなく、方法、施策において特別があると解さなければならぬと思うのであります。特殊部落というようないふことがありますが、けれども、そうしたことから受ける感じといたしましては、私は特殊教育という表現は適切な表現ではないというように思うわけでありますけれども、大臣、一体どのようにお考えでありますか。

○坂田國務大臣 これは、斉藤さんおっしゃっておる内容は私はそのものだと思つておるわけでございませう。そういうようなことにつきましても、やはりことごとくというのは非常にいろいろ誤解を招いたり、あるいは適切でなかつたりいたしますから、この点については十分今後検討いたしてまいりたい。

私たちが特殊教育総合研究所というものを設置いたしました意味もそこにあるわけでございまして、おそろくその御指摘になりました内容そのものをむしろそういう形で学問的にも検討する、また実際のにも研究をする。あるいはまた、そこで実際の子供たちを収容いたしましたして、試みてみ

る。こういうことにいたしたいというわけであります。その研究所がいよいよ発足をいたしました過程において、そういうような点についても考え改められるべきところがあれば改めていくというふうに考えておるわけでございませう。

また、就任いたしましたから中央教育審議会のメンバーの中にこういつた心身障害の關係の専門の方が全然いらつしやいませんでしたから、私、特別に入つていただいて、そしてこういう心身障害の児童に對しての、いわば普通教育をどうやるか普通の教育、普通の子供たちに指導するままではいけないので、そういう方々に對しての教育の方法等についても、あるいは教育の理念等についても御検討いただくという意味合いにおいて、そういうような任命もいたしたような次第であることを御了承願ひたいと思ひます。

○斉藤(正)委員 せっかく各党の特別決議もあり、特に四十四年度予算では中央教育センターなどの設立も実現を見るわけでございませう。ぜひひとつ障害児教育という観点において前向きな御検討をお願いしたいと思ひます。

第二に、障害を受けている子供たちの未就学についてであります。午前中も少し触れたわけでありますけれども、わが国における義務教育該児童、生徒の就学率は九九・八%というように一般的にいわれておるのであります。障害を受けている子供たちの就学率は、従来文部省は、その出現率を六・一四%で積算をし、昭和四十二年度の統計資料でも就学率を一五・四%と発表しておりました。昭和四十三年の統計資料では、出現率を三・六九%、就学率を二・八四%と発表しているものであります。このパーセンテージの相違は昭和四十二年度児童、生徒の心身障害に關する調査の結果であるとしております。この調査そのものについて、その方法等において多くの問題点もあり、わが国における障害を受けている子供たちの正確な数であるとは断定できないと思ひます。しかし、私は、ただいまの質問を續けていく問題点として、この数字の相違について云々す

ることは差し控えておきたいと思ひます。す、質問の本論に返つて申し上げたいと思ひます。

さらに、四十三年度の障害を受けている児童、生徒の在学率二八・四%を引用してみますと、残りの七一・六%の子供たちは教育を全く受けていないか、または障害に適した教育の場以外の学校で劣ちゃん、お客さんあるいはお地藏さんといった形容の存在に放置されているものと考えざるを得ないのであります。総じて見ますと、未就児童の大多数はいまや障害を受けている子供たちであるといつても言い過ぎではないと思ひます。予、免除の規定しておるものでありますけれども、この規定を拡大解釈しているところに障害を受けている子供たちの未就学が多い原因があると思ひざるを得ないのであります。

昔の憲法といふ憲法と比較してみても、教育権について考えてみますと、帝國憲法では國家への義務としての教育を規定していたものを、現行憲法では國民の權利としての教育を規定しております。憲法第二十六條の規定をめぐつて第九十回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員會等で、憲法第二十六條第一項の國民の教育を受ける權利の保障として、第二項の義務規定は親の義務を規定しているが、子供たちの教育権という權利保障の實質的な義務は國が負うものであると、當時の金澤國務大臣及び田中文字部大臣が答弁しているものでありますから、こういう歴史的な経過から考えましても、学校教育法第二十三條は削除されるべき性格を多分に持った法文であるといふことができると思ひます。

この法文を適用する際、子供たちの權利を侵害することを最小限度に食いとめるべきであるという考えが私は強いのであります。すなわち、教育の免除といつたような規定は喜ぶべきものではない。どのような環境にあろうと、どのような児童生徒であらうと、教育を受ける權利といふものはあるんだというように解釈をすべきである。特に障害児の教育については、

障害児であるがゆゑに教育を受ける權利を放棄するといふようなことは、親や子供は考へてゐることではないのであります。教育を受ける場所がない、教育を受ける機会がないといふことで、やむなく泣き寝入りをしてゐるというのが現状ではないからうかというように思ひますけれども、大臣、二十三年條との對比において見解はいかがでありますでしょうか。

○宮地政府委員 先ほどの先生の御指摘になられました心身障害児童、生徒數に對しまして在學者の數、比率で申しますと二八・四%といふことで、残りの七一・六%といふ數字があげられましたが、御指摘のように七一・六%は特殊學級なり特殊學校ではなく普通の學校、學級に行なつております。したがしまして、將來特殊教育をほんとうに理想的に行なうためには二八・四%が一〇〇%になるように特殊學校、特殊學級の推進に力を入れるべきである、そのように考えます。それにつきましては、先生の御指摘どおり私どもも考へております。ただ、先ほど申し上げました學校教育法の二十三條は、そういった心身障害児が適切な教育機關がないので就學義務が猶予、免除される。これについて文部省はどう思ひますかといふことでございませうが、その点につきましては大臣からお答えいただきます。

○坂田國務大臣 私は、やはり心身障害の子供たちといふものは教育を受ける權利があるわけでございまして、われわれ行政をあずかる者といひましては、できるだけそういう者を広くとらえていくという方向で進まなければならぬ、かように思ひます。ただ、申し上げておきたいことは、日本の古い風習と申しますか、ともいひます。親御さんたちがそういう者を隠すといひます。まだそういうようなことも見られるわけでございまして、たとえばそういう心身障害児の極度にひどい子弟等について調査をいたします場合に、なかなか困難をきわめるといふようなことも現実としてはあるわけでございませう。し

かしながら、やはりその子供がこの世に生をうけた以上はそういう権利があるわけでございますから、そのすべてが全部教育できるかどうか、むしろその判定にいますか、あるいは学問的な意味における境界をどこで定めるかというような問題について、まだ日本においてはそういう客観的な尺度も一面においては、あるいは選考方法も考究されておられない。こういうような点については、やはりアメリカその他の先進国のやり方等も十分に取入れられなければならないのではなからうかというふうに考えております。

○齊藤(正)委員 局長並びに大臣の見解を承ったわけでありましても、従来障害を持った子供は、なるほど孤独であり閉鎖的であり気の毒でありました。しかし、最近御承知のようにこれが開放的になり、連帯性を持ち、多くの団体や業界がこれらに深い関心を持っていることは御承知のとおりでございます。私は学校教育法第二十三条による就学義務の免除といったようなものは、これはほとんどに極端な場合の者に限定をすべきであつて、より多くの子供にやはり就学の機会を与えなければならぬ、そういう考え方がいままです。ならば、この学校教育法第二十三条は削除してもよろしい段階ではなからうか、こういうふうに思つて伺つたわけでございますが、先ほど局長の御答弁から七十％の未就学児が——未就学というよりも学ぶところを得ないんだというような答弁もございました。私はやはり障害児教育の質と量の上昇しかこれの対策はないというふうに考へて伺つたわけでございますので、質問の趣旨は御了解いただきたいと思つたわけであります。

そこで第三点として、法律と政令の関係について、やはりこの場合も何かなければならぬと思つたわけであります。私も、法律で政令に委任した事項については、法律成立後一カ年以内に政令が公布されるのが立法上の常識であると思つたのであります。立法上の慣例として、法律制定後の政令なるものは一体どのくらいの期間につくられるものであるのか。技術的にも実際的にも法制上

どうなつておるのか伺いたいと思ひます。

○宮地政府委員 一般論としての法律と政令の関係でございますが、私、一般論に對してお答えするほどの知識をあまり持ち合わせてませんので、常識的な答弁でお許しただきたいと思ひます。これは法律と政令の関係でございますが、いろいろな政令がございまして、先ほどの本則では職員を置かなければいけない、ただその置く時期については政令で定めるといったような規定のものもございまして、そうではなくて大体の概要が法律に書かれ、その詳細は政令に委任しておるといったようなこともございますので、一がい法律と政令との関係はどうだということに申し上げて申しますと、齊藤先生御質問いただいたような点で政令の中身を申し上げました。ああいったこの法律にありますが五つばかり予定しておる政令は、法律が公布されれば、同時に政令が出されなければせつかくの定数の配分ができないということにならうかと思ひます。したがらして、この法律に基づきます政令は一日の猶予もなく、法律の公布と同時に政令が公布されるというふうにありたいというふうに考へます。しかしながら、その他の場合、先ほど来問題になつております、いま申し上げましたが、ある法律で職員のことを本則で規定し、附則でその施行は一定の間押えて政令でその施行の日を定めるといったようなことは、先ほどのこの法律に基づきます政令のような関係でございまして、そんなよいことをいう必要はないので、法律が出れば政令が直ちに出来るはずでございます。しかし、それができないのでわざわざ施行の日を政令で定めるといったようなことがなされるのであらうと思ひますので、そういう限りにおきましては、まあそれが一年がよい、二年がよい、その事情、内容によりましていろいろあらうかと思ひます。不十分な答弁しかできませんが、一応そのように考へます。

○齊藤(正)委員 きわめて常識的な答弁があつたわけでありましても、法律成立後、政令委任事項で、一年を経ても政令が公布されていない事について、大臣、文部省関係にそういうものがあるかどうか、御存じでございますか。

○坂田国務大臣 はい、よくわかりません。

○齊藤(正)委員 事務当局いかがでございますか。

○宮地政府委員 文部省で、一年の間政令を出さなければならぬ義務を負つたもので出してないものは、ちよつと思ひ当たらないのでございすが、趣旨をいたしまして、一年というよりも、できる限り早く出すべきであらうというふうにお考へるものを、三年も五年も出してないというものは——先ほど養護学校なり事務職員なり、いろいろ先生から御指摘ございましたが、そういった点で、できる限り早くというお気持ちが先生におありいたしますれば、現実の問題としては多少延びておるといったようなものはございします。

○齊藤(正)委員 事務職員とか養護学校とかというふうな、十ばかりで言われては私は困るのであります。学校教育法附則第九十三条に基づいて、盲学校、ろう学校及び養護学校における就学義務並びに設置義務に関する部分の施行期日に関する政令、これがどうなつてゐるか実は承りたかつたわけでございますが、局長がたまたま事務職員とか養護学校とかと言つた、養護学校のことをあなたは承知で答弁をされたとするならば、養護学校は事務職員等とともに同等に考へていこうというふうにも考へられるし、当然政令で一刻も早く規定をしなければならぬ養護学校の設置について、今日まで放任をされてゐるというところを、私が聞かないうちに知つてゐるとするならば、これは少したいへんなことになると思つたのですけれども、その辺いかがでございますか。

○宮地政府委員 いま学校教育法九十三条の附則を御指摘になられました。私はそこまであまり十分存じ上げてゐない答へ——承知の上でそういう返事をしたのはございせんが、たまたま先生から指摘されて、そうでもあらうかと思ひました。そのようなことで申しわけないのであります。実はこの附則九十三条で「盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四条に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める」、これは先生の午前中の御質問にもございましたが、たとえば養護学校につきましては、精神、肢体不自由、病弱、こころ三種類ございまして、私どもとしましては、各県に少なくともこの三種類の一つの学校が置かれれば、当然設置義務を課しても法律違反にならなくなる。こういうことで、事実問題としては、設置義務に関する部分の施行期日を政令で書く前に、見通しとして今後何年計画でこの設置ができるかという目安を立てまして、法律、政令は直して進んでおるわけでございます。ただ、これを法律、政令にはつきりうたいますと、いろいろな諸般の事情があつてできない場合には、またそれを延ばすというふうなこともないかなと思ひます。で、気持ちとしては、一刻も早く政令で規定したいという気持ちは持つて、実際問題として無理のないような行政措置をいま推進しておるところであるというふうに御了解いただきたいと思います。

○齊藤(正)委員 諸般の情勢がある、こういうことでありますけれども、特に養護学校につきましてはすでに複数の、しかも各種各様の養護学校を設置してゐる県があるかと思へば、いまだに一校の設置もない県もある。一校もというのはいささかと言ひ過ぎかもしれませんが、きわめて落差が大いように聞いておりますが、もしおわかりになるならば、事務当局でつこうでありますから、養護学校の設置状況についてこの際伺つておきたい。

○齊藤(正)委員 養護学校の設置状況につきましてお答えを申し上げます。

現在都道府県立の養護学校は三種類ございまして、分校を含めまして全部で百九十校ございまして、その内訳を申し上げますと、精神薄弱養護学校が六十四校でございます。それから肢体不自由

養護学校が八十九校、病弱養護学校が三十七校となっており、以上のような状況でございますが、都道府県の中で養護学校を持っていない、いわゆる未設置県が、精神薄弱養護学校につきましては三十三府県ございます。それから病弱養護学校につきましては二十九府県、こういう状況で、肢体不自由養護学校につきましては全府県設置の見通しがついております。以上のような状況でございます。

○斉藤(正)委員 そうしますと、三種類ある養護学校のうちで、肢体不自由児関係の養護学校は四十六都道府県全部必置になっておる。それから精神薄弱並びに病弱についてはなお設置されていない府県もあるのだ、こういうように解釈してよろしいか——これもまたついでお願いをいたしておきますが、都道府県別にそして養護学校の種類別に、そして規模別に、ひとつぜひ近いうちに資料を御提出いただきたいと思ひます。

昭和二十三年政令第七十九号によって、盲学校及びろう学校の小学部について、就学並びに設置義務について規定がされております。さらに昭和二十八年政令第三百三十九号によって、盲学校及びろう学校の中学部について就学並びに設置義務についての規定が行なわれております。その際、養護学校については就学義務並びに設置義務の政令を公布してないものであります。このことが先ほどの質問になったわけであります。このことによつて肢体不自由、病弱、知恵おくれ等の子供たちの教育を受ける権利の保障を、政府自身が怠慢で怠つてきている、こういうことになると思ふわけでございます。先ほどの特殊教育課長の答弁によりまして、その姿はかなり具体的に出来てきている。先ほど局長の答弁の中に、いろいろな事情があつてと言ひますけれども、いまや障害児教育の重要性については、もう喫緊の要務で、政令にうたう、うたわなはいは別として、ぜひひとつ行政指導といひましても、当然各県が三者三様の養護学校をつくるべきだと思ふように思ふし、そのつくるつくりは、文部省の姿勢いか

にかかっていると云つても、私は言い過ぎではないと思ふように思ふわけであります。行政指導、助言、指導といったような観点から、大臣、この三つの種類の学校の各都道府県必置について、見解をぜひ承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 私といたしましては、四十八年度をめぐるといたしまして、御趣旨に沿ひたいと思ひます。

○斉藤(正)委員 四十八年度という具体的な期限が出てまいりました。ぜひひとつ精神的にこの振興方策は確立をしていただきたいと思ふわけであります。しかし、四十八年ということになりますと、まだまだかなり先のことでございまして、大臣がそれまで文部大臣をやられておるかどうかわめて疑問だと思ひますけれども、もしこのことが実現しないとなれば、これが実現するまでは文部大臣やめられぬということで、ひとつがんばるだけの決意は持つていただきたいと思ふように思ふわけであります。

先ほどから申上げてまいりましたように、障害を受けている子供たちにとりましては、権利が侵害されているということもいえるわけであります。一日も待つことのできない切実な願ひであるし、その権利にこたえて行政を行なう当然の義務者である大臣は、この義務履行について、一日たりとも猶予、免除も許されぬものだという厳肅な気持ちで対応をしていただきたいと思ふのであります。

現在の養護学校の増設の端を開きましたのは、公立養護学校整備特別措置法が昭和三十一年六月に成立したものだということを聞いてゐるわけでございます。この法律は、政府提案によるものではなかつた、議員立法として成立したものだといふ歴史的な経過を考えますと、養護学校が各都道府県に必置されてから、義務設置の政令を出すというのでは、証文の出しおくれにもなりはせぬかという心配がございまして、先ほど四十八年というようなお話があつたわけでありますけれども、この点はさらに確認をしていきたいと思ふように思ふわけであります。

うわけであります。

私は、ここで大臣にはきわめて耳の痛いことではありますけれども、事実は事実として申し上げなければならぬことがございまして、それは一昨年八月、これらの問題で文部省に陳情に行った関係父母たちの代表に向かつて、文部省の当時責任ある担当官が、こういうことを言ったのであります。『二十年間はうってゐたのだから、あと五年や十年はうってゐても、五十歩百歩だ』、だからといへば、申し上げてもけっこうであります。二十年間はうってゐたのだからあと五年や十年はうってゐても五十歩百歩だ。非常に重要な問題であります。陳情要請に行った皆さん方が熱意のあまりに、あるいはことばが走つたかもしれませぬけれども、しかし、責任ある文部高官の言うことばとしては、きわめて不穩当であります。当人の名譽のためにもあえて名前は申し上げませんが、れども、代表として行った人たちは、怒りにふるえながら、この事実を私どもに報告をしたこともあつたわけであります。私はあえてこの発言を云々するわけではありませぬけれども、文部省の中に、みずから義務を遂行することなく、のらりくらりとその場あたりの答弁をする人がいたならば、やがて時が移り、時代が変わり、自分は去つていくというような考え方がありとするならば、絶対に許されぬ言動であらうと思ひます。大臣、ぜひひとつもう一度、先ほど四十八年という答弁がありましたけれども、間違ひなくやる自信と確信がおりなのか、確認の意味で答えてください。

○坂田国務大臣 るる御激励をいただいたわけでございますが、私の責任といたしましては、また、私の特殊教育につきましても、これを何とかしたいという就任以来の念願でもございまして、四十八年度を目途といたしまして、ぜひその責任を果たしたい、かように考えておる次第でございます。

○斉藤(正)委員 大臣の見解はわかりました。ぜひ努力をいただきたいと思ふわけであります。次にお尋ねをいたしたいのは、障害を受けてい

る子供たちの幼児期における教育について伺いたいと思ひます。本年度の文教予算の中で、いわゆる特殊教育の幼稚部設置について補助金を出し、特に従来ろう学校幼稚部に限定していた補助対象を、盲学校、養護学校にも拡大していることは、私どもも手をあげて賛成をするところであります。しかしながら、基本的な問題として何一つおこななければならぬ点がございまして、

幼児の教育、保育については、一般的に見ても重要な課題であります。とりわけ障害を受けている子供たちについてみますと、障害の早期発見、早期治療と見合つて、早期教育が大切であると思ふのであります。単にろう児の言語習得のために幼児教育を考慮してきていた従来の文部省の方針を拡大して、すべての障害児学校に幼稚部を増設しようとする方針には積極的に賛意を表するものであります。けれども、障害を持たない場合でも、幼児教育はぜひたく教育だと思ふ考え方が、古くから残念なままありました。まして障害児など幼児教育を要求するのはぜひたくであるという考え方が、もし一般の社会風潮の中にありとすれば、これはきわめて遺憾であります。私はぜひたくな教育だとは考えておりません。障害を受けているからこそ、早期に教育を受けさせなければならぬと思ふのでありますけれども、本年度予算にあつたような配慮をいただいた文部省として、私の考え方に当然賛成していただけたと思ふのでありますけれども、大臣の見解はいかがであります。

○坂田国務大臣 その点については全く同感であります。

○斉藤(正)委員 同感はけっこうでありますけれども、ぜひひとつ拡充整備、しかも早急にやつていただくという点で御配慮をお願いいたしたいと思ふわけであります。

次に、私はこの際、沖縄における障害児教育についても若干触れなければならぬと思ふわけであります。沖縄におきます障害児教育は、本土に比べましてたいへんおくれの現状であると承知い

たしております。沖繩の現状につきましては、本と土の一体化ということで、特に総理をはじめ関係各位が、教育について本土と一体ということをや主としてまいりました。また、沖繩の要求から、教科書は断固として日本の教科書を使うという態度で終始一貫してきたということも御承知のとおりであります。しかし、沖繩の特に障害児教育につきましては、本土と異なった条件に置かれておるのであります。戦前でありました盲・ろう学校も戦災を受け、終戦後も復興されず、一九五一年、社会局所管の盲・ろう児施設として発足しているものであります。沖繩の障害児は教育を受ける権利を長く剥奪されてきたと言つても過言ではありません。一九五四年ようやく文教局にこれが移管をされ、盲・ろう学校として設立され、一九五九年、盲・ろうを分離して、それぞれ学校の形態を整えてまいりました。知恵おくれ養護学校は一九六五年開校であり、肢体不自由養護学校もその後設立でありますから、これらもまた本土の各県よりはるかにおくれていたのであります。教育条件を見ましても、教員の特種教育免許状所有の状況は本土の約三分の一であります。教員定数もまだ本土に比べて悪い条件に置かれておるのであります。特にハンセン氏病による障害児の発生率も本土よりきわめて高い率にあります。特に最近問題になっている風しんによる障害児については大きな社会問題となっております。昭和三十九年にアメリカ本土にわたって流行した風しんが、沖繩では三十九年末から四十年、四十一年にわたって流行しているのがありますが、風しんにかかった母親の胎内にいた子供が出生すると、いろいろな障害を受けて出てきているのであります。私は風しん被害は一種の基地公害であるともいえると思うのであります。私の手元にある資料によりますと、五百五十五名の受診児童のうち三百八十四名が障害を受けているといわれ、そのうち重度の聴力障害三百三十九名、心臓障害五十二名、白内障二十八名、三重の障害を受けている者二十一名といわれておるのであります。

お詳細に検査をしていくならば、相当数の障害者が増加することが予想されているのであります。いままでの対策は、沖繩においても民政局所管の事項として処理されてきているのでございますけれども、風しんの予防、医療に関しては政府所管で厚生省に所属することは言を待ちません。しかし、現状を解決していく方針については、文教局の所管、文部省の所管事項に属するものと考えておられます。特に年度を限定して発生している事情や、沖繩という地理的、行政的条件の中における問題であるだけに、早急に基本的な対策を確立する必要があると思うのでありますけれども、風しん問題を中心とし、沖繩における障害児教育についての方針について、具体策を含めて大臣の見解を承れば幸いです。

○坂田国務大臣 あまりつまびらかにはいたしませんけれども、しかし、本年度の予算編成の際におきまして、政府としての窓口は一応総理府の所管でございます。しかし、お説のとおりに沖繩と日本本土との一体化は申すまでもないことでございまして、その中でも特に教育という部面につきましては、これを積極的に推進をいたしまして、教育の水準の向上のために努力をいたさなければならぬと思つておるわけでございます。風しん児対策につきましても、厚生省、総理府等から調査団が参りまして現地を調査して、三百八十人の人々がおかされておるということを承つておるわけでありまして、盲、ろう、養護教育、そういう特殊教育の面については相当に日本内地よりは劣つておると思つております。現地の事情もございまして、現地の要請にこたえるべくわれわれも最大の努力を払つてまいらる覚悟でございます。

○斎藤(正)委員 口を開けば本土と一体というような答弁がございまして、沖繩の問題はやはり私どもの問題として対処をしていかなければならぬというように考えていたやさき、大臣の答弁を伺つたわけでございまして、なおひとつ強力な推進方を強く要望するものであります。

そこで私はもう少し具体的にこまかい問題を承つていきたい、こういうふうに考えるわけでございまして、いづゆる障害を持った子供たちの学級編制、こういうものはどのようにすべきかという点を伺いたいと思つておりますが、一学級の学級編制を何人で指導していくか。学校教育法施行規則第七十三条の六第二項では「幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以上を標準とする」、こうなっておりますが、この規定は一学級の学級編制という考え方をとっておりまして、そうすると幼稚部に關しては八人に一人の教諭となり、改正文部省案の小学部も学級編制を八人としており、これに一学級の部の場合二・〇を乗するとありますから、小学部では八人に二人という計算になります。文部省は、障害を持った幼児の教育は小学部の児童の教育の二分の一の定数でやれると考えているのか。私のほうの調査では幼稚部では一学級一担任が多いということになっていて、この矛盾を解くために具体的にどのような指導を行なうかとされているのか。学級編制について法律がないので、かりに規則を用いるとして、教員定数の算出にあつて小学部の学級規模による定数算出の方法を幼稚部にいても別に計算するものとして準用していいのかわからない。かなり具体的なこまかい問題ですので係の方でもけつこうでございまして、お答えをいただきたい。

○宮地政府委員 いまお尋ねの件でございしますが、幼稚部につきましては、これは交付税の算定といたしましては、学級編制としましてはこの小学部と同じ計算で交付税の積算はいたしております。○斎藤(正)委員 私の質問と答弁の内容、少し違つておりまして、かなりこまかいという何でございまして、計数的な問題でもございまして、局長でもあるいは課長さんでも、あるいははおわかりにならないんじゃないかと思うのですけれどもね。——おわかりですか。

○岩田説明員 幼稚部につきましては、幼稚園の設置基準というのがございしますが、それで、「幼

稚園には、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない」となつておりまして、その幼稚園の規定をこの特殊小学校の幼稚部につきましても準用いたします。ただし、この幼稚部につきましては、義務教育ではございせんので、義務教育の定数標準法の規定の中には入っていないわけでございしますが、財政措置としては、地方交付税の単位費用の算定の基礎において積算をいたしておることとございまして、その積算基礎はほかが相なっておりますかと申しますと、一学級八人、それで、その一学級に教員一人の配置になつておるといふような仕組みになつておるわけでございまして。

○斎藤(正)委員 そういふ答弁をいただければわかるわけであります。

学級編制では、現行十を八に改正をされて、重複障害児の学級編制を五として新たに挿入したことは、私どもが従来独自な案を提案し、審議をわづらわせた事項と一致をするわけでございまして、この点は、十が八になったことは前進でございまして、賛意を表するところであります。

学級編制の改正によつて昭和四十四年度、学級数がどれだけ増加すると見ておられるか、当然増加の数はつかんでおられると思うのでありますけれども、具体的に伺いたい。

○岩田説明員 学級数についてのお尋ねでございしますが、この改正案によりますところの教員増を、六百人の教員がふえるというふうに算定いたしております。

○斎藤(正)委員 教員として六百人ふえる。私は、学級数がどれだけふえるか聞いたんです。教員がそれだけふえれば、学級数もわかるでしょう。わかりませんか。わかるでしょう。学級数が出たから教員数が出た……。

○岩田説明員 六百人の学級数の算定基礎を持つておるのです。ただいまちよつと手元で資料が行き違つておりますので、後ほど申し上げます。

○斎藤(正)委員 それでは、追及するばかりが能くはありませんから、資料がくるまでとは申しま

たしております。沖繩の現状につきましては、本と土の一体化ということで、特に総理をはじめ関係各位が、教育について本土と一体ということをや主としてまいりました。また、沖繩の要求から、教科書は断固として日本の教科書を使うという態度で終始一貫してきたということも御承知のとおりであります。しかし、沖繩の特に障害児教育につきましては、本土と異なった条件に置かれておるのであります。戦前でありました盲・ろう学校も戦災を受け、終戦後も復興されず、一九五一年、社会局所管の盲・ろう児施設として発足しているものであります。沖繩の障害児は教育を受ける権利を長く剥奪されてきたと言つても過言ではありません。一九五四年ようやく文教局にこれが移管をされ、盲・ろう学校として設立され、一九五九年、盲・ろうを分離して、それぞれ学校の形態を整えてまいりました。知恵おくれ養護学校は一九六五年開校であり、肢体不自由養護学校もその後設立でありますから、これらもまた本土の各県よりはるかにおくれていたのであります。教育条件を見ましても、教員の特種教育免許状所有の状況は本土の約三分の一であります。教員定数もまだ本土に比べて悪い条件に置かれておるのであります。特にハンセン氏病による障害児の発生率も本土よりきわめて高い率にあります。特に最近問題になっている風しんによる障害児については大きな社会問題となっております。昭和三十九年にアメリカ本土にわたって流行した風しんが、沖繩では三十九年末から四十年、四十一年にわたって流行しているのがありますが、風しんにかかった母親の胎内にいた子供が出生すると、いろいろな障害を受けて出てきているのであります。私は風しん被害は一種の基地公害であるともいえると思うのであります。私の手元にある資料によりますと、五百五十五名の受診児童のうち三百八十四名が障害を受けているといわれ、そのうち重度の聴力障害三百三十九名、心臓障害五十二名、白内障二十八名、三重の障害を受けている者二十一名といわれておるのであります。

お詳細に検査をしていくならば、相当数の障害者が増加することが予想されているのであります。いままでの対策は、沖繩においても民政局所管の事項として処理されてきているのでございますけれども、風しんの予防、医療に関しては政府所管で厚生省に所属することは言を待ちません。しかし、現状を解決していく方針については、文教局の所管、文部省の所管事項に属するものと考えておられます。特に年度を限定して発生している事情や、沖繩という地理的、行政的条件の中における問題であるだけに、早急に基本的な対策を確立する必要があると思うのでありますけれども、風しん問題を中心とし、沖繩における障害児教育についての方針について、具体策を含めて大臣の見解を承れば幸いです。

○坂田国務大臣 あまりつまびらかにはいたしませんけれども、しかし、本年度の予算編成の際におきまして、政府としての窓口は一応総理府の所管でございます。しかし、お説のとおりに沖繩と日本本土との一体化は申すまでもないことでございまして、その中でも特に教育という部面につきましては、これを積極的に推進をいたしまして、教育の水準の向上のために努力をいたさなければならぬと思つておるわけでございます。風しん児対策につきましても、厚生省、総理府等から調査団が参りまして現地を調査して、三百八十人の人々がおかされておるということを承つておるわけでありまして、盲、ろう、養護教育、そういう特殊教育の面については相当に日本内地よりは劣つておると思つております。現地の事情もございまして、現地の要請にこたえるべくわれわれも最大の努力を払つてまいらる覚悟でございます。

○斎藤(正)委員 口を開けば本土と一体というような答弁がございまして、沖繩の問題はやはり私どもの問題として対処をしていかなければならぬというように考えていたやさき、大臣の答弁を伺つたわけでございまして、なおひとつ強力な推進方を強く要望するものであります。

そこで私はもう少し具体的にこまかい問題を承つていきたい、こういうふうに考えるわけでございまして、いづゆる障害を持った子供たちの学級編制、こういうものはどのようにすべきかという点を伺いたいと思つておりますが、一学級の学級編制を何人で指導していくか。学校教育法施行規則第七十三条の六第二項では「幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以上を標準とする」、こうなっておりますが、この規定は一学級の学級編制という考え方をとっておりまして、そうすると幼稚部に關しては八人に一人の教諭となり、改正文部省案の小学部も学級編制を八人としており、これに一学級の部の場合二・〇を乗するとありますから、小学部では八人に二人という計算になります。文部省は、障害を持った幼児の教育は小学部の児童の教育の二分の一の定数でやれると考えているのか。私のほうの調査では幼稚部では一学級一担任が多いということになっていて、この矛盾を解くために具体的にどのような指導を行なうかとされているのか。学級編制について法律がないので、かりに規則を用いるとして、教員定数の算出にあつて小学部の学級規模による定数算出の方法を幼稚部にいても別に計算するものとして準用していいのかわからない。かなり具体的なこまかい問題ですので係の方でもけつこうでございまして、お答えをいただきたい。

○宮地政府委員 いまお尋ねの件でございしますが、幼稚部につきましては、これは交付税の算定といたしましては、学級編制としましてはこの小学部と同じ計算で交付税の積算はいたしております。○斎藤(正)委員 私の質問と答弁の内容、少し違つておりまして、かなりこまかいという何でございまして、計数的な問題でもございまして、局長でもあるいは課長さんでも、あるいははおわかりにならないんじゃないかと思うのですけれどもね。——おわかりですか。

○岩田説明員 幼稚園の設置基準というのがございしますが、それで、「幼

せん。これも後刻でけっこうですので、盲、ろう、養護に分けて、学級増はどうなるか、教員増はどうなるか、こういうことについて、ひとつ後ほど資料の御提出をお願いしたいと思うわけでありませう。

教員定数について改善しているというのでありますけれども、中学部では全然改善のあとがないのであります。小学部においても大改正にはならず、わずかに三、四、六、七、十二、十三、十四、十五、十八学級以上において一名増員になるというみちものになっておると思うのでありますけれども、この改正による定数の増を何人と見込んでおられますか。これがいま御答弁になった六百人とすることはないと思ひますけれども、いかがでございますか。

○岩田説明員 先ほど申し上げました六百人という数字は、これは学級編制の基準を十人から八人に下げる、それから重複障害の学級については五人に下げるということに基づくところの増加学級を基礎としましたところの増加人員であります。そのほかに、ただいまお尋ねでは、この学級規模段階別の増加数が幾らになるかというようなお尋ねかと思ひますが、学級編制別の改善は、これは従来から、現行も同様でございますが、小、中学校の場合の学級編制の算定率をそのまま特殊教育小学校にも用いているわけであります。でございますから、小、中学校の改善に伴うその改善の幅が同様にかかってくるというようにならざるを得ないと思ひます。それで、この小学校に準ずるところの――ただいま小、中学校と申し上げましたけれども、学級段階別算定基準の改善のほうは小学校の改善であります。それに準ずる小学部におけるところのこの改善に要する人員増が、五十七人のほかに、後ほどの規定がございまして、この能訓訓練関係の教員数が、改善によりまして五百七十二人増加をするというような関係になっております。

○斎藤(正)委員 先ほどの質問にも関係があるわけでありませうけれども、絶対数はそれほど大きくないものではございません。しかし増加していることはまあ間違いない。こういうことだと思ひますが、特に私が次にお尋ねしたいと思ひますことは、第十一号第三号に掲げる数についてお尋ねしてみたいと思ひます。であります。が、提案理由の説明では、機能訓練の重要性にかんがみ、「盲学校に一人、ろう学校に二人、精神薄弱者である児童または生徒を教育する養護学校に二人、肢体不自由者である児童または生徒を教育する養護学校に三人の教員」の配分を云々ということが書かれておるわけでありませうが、肢体不自由児童養護学校にあっては、現行定数法第八号第一号に一名加算をしてゐたものでありまして、高校定数法第十七号第三号によつて一名加算をしてゐたが、この機能訓練を担当する教員の算出は、あわせてその他の障害児を教育する学校においても独自の教員を増置、増配したと考へていいのかわからないか、この辺の解釈があいまいでございませうので、明快にしたいと思ひます。

○宮地政府委員 肢体不自由児童の養護学校につきましては、機能訓練、現行法で一人、これは肢体機能訓練ということを考えております。ところで、今度の標準法の改正におきましては、肢体不自由児童の養護学校の一人の機能訓練関係を、そのほかに機能訓練と言語訓練の二名を増加したいと思ひて計、機能訓練三名というふうにしたいと思ひておられます。それから精神薄弱の養護学校につきましては、現行法では算定いたしておりましたが、新たに言語訓練と職業訓練の二名の機能訓練定数を配分したい。それから盲学校につきましては感覚訓練一人、ろう学校につきましては聴能訓練と言語訓練二名、このように措置したい。いずれもこれはもちろん五カ年計画でこれだけのものを充実にいくということでございます。

○斎藤(正)委員 盲学校に一人を乗じた教員の主たる任務、ろう学校に二を乗じた数の教員の主たる任務、これはそれぞれ何でございませうか。

○宮地政府委員 いま申しましたが、それぞれ盲学校は感覚訓練、ろう学校は聴能訓練と言語訓練と申し上げたとおりでございます。

○斎藤(正)委員 同様な考えから、精神薄弱者の養護学校に二を乗じた教員といったのも、そういう特殊な任務を持った教員と解釈してよろしいか。

○宮地政府委員 先ほど申しました言語訓練と職業訓練が精養の養護学校ということに御理解いただきたいと思ひます。

○斎藤(正)委員 そうしますと、盲、ろう、精神養護学校にそれぞれ増員を認めてゐるにかかわらず、病弱虚弱の養護学校にも同様の増員をしなければならぬ理由が一体どこにあるのか、これは片手落ちであるかと思ひます。むしろ機能訓練が必要なのは病弱虚弱の養護学校であらうというようにもいえると思ひますので、なぜここに増配をしなかつたか。

○宮地政府委員 病弱虚弱児と申しますのは、特に感覚がどうであるとか、あるいは聞くほうの聴能がどうであるとか、ことばがもつれるといったようなことで、言語訓練といつたいゆる機能訓練ということよりも、からだの病弱であり、虚弱であるということ、特に特定の機能が劣るといふやうな着目のしかたでなく、全体としてからだが弱い、虚弱であるというふうなことで、特に先ほど申しましたその他の養護学校のような機能訓練という教師は特配をする必要はなからう、こう考えたわけでございます。

○斎藤(正)委員 病弱虚弱の養護学校の大部分の児童、生徒がどういふ病弱でそうなつてゐるかといふことは御存じですか。ただ何となく弱みから養護学校に入つてゐるということだと思ひてゐますか。

○宮地政府委員 大体結核、心臓、じん臓といったやうな病気の者が主のようでございますが、ただ、ことばを返すようですが、ろう関係ですと、

耳の聞く機能が特に弱いのでその訓練をするとか、あるいはことばがでにくいので言語の訓練といったやうな、特殊の機能といふことは今回は考へなかつたということでございます。

○斎藤(正)委員 病弱虚弱の養護学校は、いまおつしやいましたように、小児結核あるいは心臓あるいはじん臓、小児ぜんそくといったやうな対象児が多いのでありまして、これらの対象児には機能訓練は必要だといふ認識は、現場の感覚とはだいぶ離れてゐるというふうに思ひます。それと、それはそれなりに機能訓練としてやるべきことであるというように私どもは考へる。この点見解の相違と言われればそれでありませうけれども、自信を持ってそういう答弁ができるかどうか、病弱虚弱の養護学校では機能訓練の必要はないといふことが自信を持って言えるのか、もう一ぺん局長から承りたい。

○宮地政府委員 実は私もこの予算要求等いたしました場合、日ごろからこういう特殊教育の関係者にお集まりいただきまして、審議会とか委員会というものはございませうが、協議会方式でいろいろの識者の御意見を聞いております。先ほど来の、特殊教育の振興で総合的な研究所をつくつたといつたやうな考へ方も、実はそういう専門家の非常に専門的に研究された結果でございます。いま申しました機能訓練の定数増配につきましても、種々特殊教育の関係者から聞きまして、このやうな措置をとりました次第でございます。病弱虚弱の子供たちにも、もちろん理想的にいへばいろいろ教職員が要るかもしれませんが、まず、さしたつて難聴の子供には聴能の機能訓練をするとか、言語障害の子供にはことばがうまく話せるやうなといった、特にそういう面で機能訓練をする教員を特配する必要はいまの段階ではまずなからうといふことで、識者の御意見を参考にいたしまして予算要求いたしました次第でございます。

○斎藤(正)委員 識者の意見を参考にしたいというならば伺いたい。機能訓練はいまハビリティー

シヨンの中でも重視されていることでありますけれども、医療行為と考えるか、それとも医療的内容を含めた教育活動と考えるか、この考え方いかんによつてはまた違った事象が出てくるのでありますけれども、局長、専門家はどのように言っておられましたか。

○宮地政府委員 この標準法で置きます職員は、あくまでも教育を行なう職員でございます。直接病気をなおす医学専門家というよりも、教育者という面で標準法では考えております。したがって、いま先生の御質問の専門的なことについて、専門家がどのように申されたかということは、十分私、いまここで承知いたしておりませんが、ただ教育者でございますので、とりわけそれが医学的な面であれば、医師の指導に従つてそういう機能訓練を行なう教師は動くというのがたてまえであらうと思ひますし、今後もそのようにいたしたいというふうに考えております。

○齊藤(正)委員　大筋からいつて間違つておりませんと思います。肢体不自由養護学校学習指導要領によりますれば、体育、機能訓練となつておるわけであります。そうしますと教育活動であり、学習評価の対象になる課題となつて、いま局長のお考えになつてゐることと結びつくと思つてあります。そういうことになるとするならば、三人の教員を配置すれば、小学部、中学部の全校生徒に十分な機能訓練ができるとお考えになつてゐるのか、これで十分だとはまさか言わないと思ひますけれども、三人でそういうような教育的効果が發揮できるとお考えでありますうか、いかがでありますう。

○宮地政府委員 この機能訓練につきましては、今回の改正で考えることにいたしました職員でございます。従来からも必要であつたわけでございますが、置かれていなかった。しかし、今回は必要なんだから、三次計画でこういう職員を置くことにしたいという気持ちで置くことにいたしました。もちろん、これで十分であるとは思っておりませんが、第二次計画まで、必要ではあるがいろ

いろいろな事情で置かれなかったものを、置くことにしたという点では前進であったと思います。もうこれ以上はしないという意味ではございません。

○齊藤(正)委員 十分ではないという答弁でありますけれども、もし十分でないというならば、それでは一体だれがやるのかということが問題になろうと思うのであります。先刻もこのようなものの実態報告があったわけでありますけれども、それによりますと実習助手というのがあるが、現行法では実習助手は高校定数法によって算出されているもので、小中学部の児童、生徒の教育に直接、間接に従事するわけにはいかないと思うのであります。実習助手は高等部の生徒のみの機能訓練を行なっているというようにしか解釈できないわけでありますけれども、実態はどうなっているのか、御承知でありますようか。

○寒川説明員 御指摘の実習助手が機能訓練に携わっているということですが、高等部におきましては実習助手を定数として措置されておりますので、本来教諭等が機能訓練を担当すべきところを、適任者が得られないということの学校の実情等によりまして、助手として採用して、主として高等部でございますが、御指摘のとおり実習助手が機能訓練を担当しているのが実態として多いわけでございます。

○斉藤（正）委員 実態だと言いつけられずに、多いわけでございますという答弁でありましたが、事実をよく御承知の上での答弁であらうと思うわけであります。というのは、たとえば東京都では実習助手という名称で小学部、中学部の子供たちに対しても機能訓練を行なっているわけでありました。したがって、高校定数法に基づく高等部の実習助手という採用を行なっていて、しかもその方が小中の機能訓練をやっている。こういう実態があるわけでありますが、しかれば、先ほど午前中の私の提案理由の説明を詳細お聞きになつていれば、私どもの意図がおわかりいただけたと思うのでありますけれども、この機能訓練担当者は、一日に何人の機能訓練の個別指導を行なうのが適当だと

お考えでありましょうか。

○寒川説明員 機能訓練の担当教員の担当時間数でございしますが、それにつきまして私どもの一つの計算として考えた基礎になっておるものでございますが、計算上の学校規模を十八学級、児童、生徒数百四十四人と考えたわけでございますが、この場合における指導方法といたしまして、児童、生徒を二つのグループに分けまして、それぞれが前期、後期各入れかえ制によりまして、同一の時間におきまして肢体機能と職能の訓練を行なうということとでございまして、その計算といたしましては、一週当たりの担当時間数として二十七時間ということに考えたわけでございます。それが計算の基礎でございします。

○齊藤(正委員) 一週二十七時間という一日に何時間になるか、およそ見当がつくわけでありますけれども、私は一週何時間かなんて聞いていない。一日に何人の個別指導を行なうことが可能か、その可能な数字によって定員は出てくるのではないかという反論をしたかったために聞いたわけでありますけれども、私どもは、一日一児童に三十分行なうとして八人しかできない、これは二百四十分だ、二百四十分は四時間だ、こういうように解釈をして、実はしかじかかやうの定数がほしいという質問をしたかったわけでありますけれども、まあけっこうです。後ほどまた具体的に伺っていきたいというように思います。

ここで、機能訓練が肢体不自由児にとって必須の教育条件であることはお互いに認めておるわけですが、これを担当する教員の養成がいかにも情けない状態にあるというように思うわけがあります。残念ながら文部省関係にはこの機能訓練の養成機関はないわけでありまして、厚生省がやっておりますリハビリテーション学院の卒業生にまつしかないというのが実態であるうと思うわけでありますけれども、人のふんどしで相撲を取るのもけっこうであります。文部省自体にこの養成機関がないということは一体いかなる手落ちであるうか、残念でたまらないわけでありす。

れども、どういふことですか。

○宮地政府委員　現在では東京学芸大学に言語障害の教員養成課程を設置しておるのみでございます。して、御指摘のような特に専門的な特殊教育の教員養成課程を持つておりませんのは、私どももまたことに不本意なところでございます。そういう状況であるのに、ただこの機能訓練の定数だけつけてもあまり意味がないじゃないかということにもなりますが、今日まで先生が御指摘のような方の協力も得ておりますが、また、現職者にそういう機能訓練の現職教育も施しております。将来の問題といたしましては、教員養成大学に特にそういう特殊の教員養成課程も置きたいと思っております。一面、長年特殊教育をやつておる人から特に現職教育をして機能訓練を行なわせるということもまた、初めからそういう機能訓練の専門教育を大学で受けて教師になるのと並んで重要なことだと考えます。したがいまして、現在の状況は、不本意ではございますが、できる限り経験者に現職教育を施すといったようなことでやつていきたいと考えております。

○青藤(正)委員 厚生省のリハビリテーション学院は、厚生省自体の別個の目的をもつて設立された養成機関であつて、文部省の所管である養護学校や障害児学校のための養成機関ではないのであります。このことは文部省としては片手落ちもはなはだしいというように私は思うわけであります。大臣、こうした関係教員なり、あるいは技術者の養成について文部大臣としては責任を感じなければならぬと思うのでありますけれども、その見解と将来の構想について承つておきたい。

○坂田国務大臣 ただいますつと聞いておりまして、やはり御指摘のとおり、この点についてはわれわれも考えなければいけない問題で、特殊教育を進めていく上におきましては欠くことのできない問題ではないかと思ひます。これは十分検討いたしまして、前向きにこれを設立するような運びに持つてまいりたい、こういう氣持を申し上げておきたいと思ひます。

○齊藤(正)委員 大臣の答弁を了とするものであります。至急に具体的な対策を確立していただきたいと思うわけであります。

大急ぎで第十一号の問題に入りますけれども、第四号について伺うわけであります。寄宿舎に一名の教員を配置するということが出ております。寄宿舎に一名の教員を配置するというのであります。寄宿舎に、一体どのような仕事を考えておられるのか、第十一号の四号の説明をいただきたい。

○宮地政府委員 これも舎監だけをやるということではございませんで、教師が舎監も兼ねてやるという意味でございます。そのためにこういう定数を一応積算すれば、それだけ全体として教育と寄宿舎における舎監の任務が全体の教員で従来以上に適切にやれるという考え方でございますが、寄宿舎を置きます特殊教育諸学校では、舎監に充てられまして教員が、たとえば毎日交代で舎監の職務に従事しますと、その翌日の午前中の授業担当時間、大体四時間程度と考えられますが、それをほかの教員が振りかえて担当できるようにするために、一日四時間、一週延べ六人分の二十四時間の授業担当時間分に相当する教員定数としたしまして、寄宿舎を有する学校ごとに教員一人を加配するという計算をいたしましたわけでございます。

○齊藤(正)委員 これは簡単にそう言いますけれども、必ずしも舎監だけの勤務ではないというお答えでありまして、教員であって寄宿舎に配置すれば何かと学校全体の運営上やあいがいいからというように配慮のようでありまして、もし舎監ということばを今後とも使うということになりますと、私はこの舎監ということばにたいへんなこだわりを感じるわけであります。舎監ということばの監なんという字は、今日の法律用語では警視總監以外には見当たらないのであります。そんなばかなことはない、学監ということばがどこか新聞にあったぞと思って調べてみましたが、これは法律用語ではなくて、かつてにつけたことばのようであります。法律用語であるのは舎監と警視總監の二つぐらいではないかと思うのであります。学

校教育法施行規則第七十三条の四に舎監というところが改正する意図はありますか。

○宮地政府委員 現在のところ特にそのような考へは持っておりませんが、おっしゃいますように、この舎監という、特に監の字が非常に教育的にも不都合であるということでございますれば、将来の問題として検討してみたいというふうに考えております。

○齊藤(正)委員 舎監というのは、管理するのですか監督するのですか。どちらにウエートが置かれていたのですか。

○宮地政府委員 管理、監督といいますが、抽象的な定義はできませんが、実態をいたしましては、どこまでが管理で、どこからが監督であるか、これはなかなかむずかしいと思います。法律的な用語の意味は別といたしまして、舎監はやはり寄宿舎に宿泊しまして、児童、生徒の生活を十分指導し、助言し、またよい意味での監督もするというのが舎監の任務であらうと思います。

○齊藤(正)委員 しかば、この舎監は夜間寄宿舎に宿泊することを強制されるものであるか。夜間も宿舎に泊っていないければ舎監としての任務は果たせないとお考えなのかどうなのか、宿直との関係についての見解を承りたい。

○宮地政府委員 特に義務づけはないかとも思いますが、それぞれ実態に即した適切な運用がなされてしかるべきと思いますが、しかし、おおむね舎監と申しますと、やはり夜子供が寝たとしても、とりわけ特殊教育のような特殊な心身障害児等の寄宿舎でございますれば、宿直がかりにおりまして、舎監はやはりおつて、教育上、健康上の管理もしてやるのが親切であらうかと思ひます。

○齊藤(正)委員 そうした自発的な、良心に基づく宿直ということならば許せるというようにお考えかもしれませんが、労働基準法によりまして、一週一日以上の宿泊勤務は許可をされていなければなりません。そしてみると、もし泊まれ、泊まったほうがいいというふうなことになるべく

れば、明らかにこれは労働基準法違反にもなってくるというように考えますけれども、宿直がいる以上、舎監は泊まらなくてもいいという行政指導はされてしかるべきだと思う。こまかい問題になりますけれども、労働基準法に抵触する問題でもございまして、いかが御見解を持っておられますか。

○宮地政府委員 寮母の場合は、労働基準法との関係もございまして、とりわけ特殊学校の寄宿舎等では寮母がいろいろ世話をする必要もあらうというところで、七名は少なくとも置くといったような配慮をしたのは労働関係の法律との関係を十分に考慮に入れた次第でございます。舎監につきましても、宿泊を義務づけ、大いにそういうことでやるためには、寮母と同じような積算を将来していくべきであらうと存じますが、現在のところ、そういう労働基準法との関係で、いわば法律違反にもなるということも考慮いたしまして、その点は十分はつきりしておりませんし、また、都道府県各学校の運用にまかしておるのが実態であらうと思ひます。ただ、だからといって舎監は宿泊をしないようにとか、しないほうがよいのだというところも実態に即さない面もございまして、御趣旨の点を頭に置きつつ、将来の検討課題と申しますか、改善の努力目標として努力したい、こういうふうに考えます。

○齊藤(正)委員 だいぶ遠回しな表現をされておるのでありますけれども、要約すれば、舎監は宿直は強制されない、こう解釈してよろしいか。

○宮地政府委員 法律的にどうという問題は、はつきり明文はございませんが、従来の慣例並びに舎監を置きます気持から申しますと、やはり子供と同じように寄宿舎にその晩は寝泊まりしていただくほうが教育的に効果が多かるうと思ひます。ただ、御指摘のように労働基準法との関係がどうだといったような点から――さればといってそれを一方的な面だけで、教育上意味があるから絶対どうだということとは多少遠慮すべきことだと思ひますが、そういう意味ではつきりした御答弁

ができなくて恐縮ですが、趣旨は、やはり寝泊まりをしたほうが効果もあがりますし、実態は寝泊まりをさせておるのが実態であらうと思ひます。

○齊藤(正)委員 宿泊をさせることが原則だということになりますと、当然手当というところが問題になってくる。週一日以上の宿直については労働法に抵触する。まして、泊まれと言っておいて手当を出さないということになれば、踏んだりけったり、こういうことになるのですが、実際上はいまおっしゃいましたようにきまりがなくて、たとえばその手当の問題についても、月額三千円を限定して支給しているところ、あるいは宿直手当に該当する金額を支給しているところ、あるいは宿直手当プラスアルファという形で手当を支給しているところ、まちまちだ。私は、文部省が舎監は宿泊をすべきだという指導をするなら、それなりの人数も確保しなければならぬし、また手当についても配慮をして、初めて宿泊の強制ができるし、舎監本来の任務が宿泊しなければならぬというところならば、そうしたことが当然配慮されてしかるべきだというように思うわけでございまして、この点は質問というよりも今後十分御検討をいたしまして、現場の実態を把握された上に適切な指導をお願いしたいと思うわけであります。

寄宿舎は、夜間児童、生徒等の生命を預けているところでありまして、その警備につきましては当然慎重を期さなければなりません。その警備員の設置にあたって、寄宿舎も一校並みに考えるべきだというように考えます。学校があつて寄宿舎がある。寄宿舎と学校で全部ひつくるめて一つだという考え方も、学校は学校としての施設、寄宿舎は寄宿舎としての施設というふうな考え方が妥当であつて、もし警備員を置く場合には、学校警備員、寄宿舎警備員というふうな形のものがあるまいかと思ひますけれども、局長、どのようにお考えでありますでしょうか。

○宮地政府委員 まあ、教育的な観点から申しますと、寄宿舎も単なる宿泊所ではございませんで、教育的な意義があるということではやはり学校

の寄宿舎はでき上がっているのだからと思ひます。しかしながら、いま御指摘のように、そういうことではあつても警備とか何とかいうような点からいへば、それぞれ別にやつたほうがよいのではないかという御趣旨のようでございますが、これは寄宿舎も校舎と同じ地域内にあるか、あるいは離れておるかといったようなことでまた状態も変わつておるかと思ひますが、文部省といたしましては、先ほどの宿日直等を地方公共団体で命じておきますれば、その実績は文部省は見るということで、先ほど先生が三千円打ち切りといううなお話がございますが、そうではなくて、五千円なり七千円なり実績として公共団体が持たれば、文部省としてはそれを三千円に切るといふような考えはございません。実績に応じて文部省はいたしたい、こういうふうな考えでおります。

○齊藤(正)委員 続いて第十二条関係の養護教諭について伺いたいと思ひますけれども、肢体不自由児及び病弱養護学校におきましては、他の学校種別に比べて養護教諭の必要性がより重視されてゐます。定数法でなぜこの点を配慮しなかつたのか、私は疑問でならないわけでありませうけれども、その理由を伺いたい。

○宮地政府委員 いろいろ社会党案も聞かしていただきましたが、私も、文部省としましては、ビジョンなり将来の遠き目標といたしましては何ら異議を差しささるべきでないようなものもございしますが、やはりこういう法律改正につきましては、特に五カ年計画とかいつたように年次を切つての計画におきましては、何を優先すべきか、どれとどれのバランスをはかるべきかといったようなことは、当然財政上の問題その他諸般のことを考へてやつておる次第でございまして、先生の御趣旨に異を唱へるつもりはございませんが、いろいろのバランス上の問題もございましてこのように規定した次第でございします。

○齊藤(正)委員 十三条に移りますが、寮母についてお尋ねをしたい。寮母という名称も私は好ましくない名称だというように考へておりますが、寮母というのは女性でなければいけないのですか。

○宮地政府委員 大体寮母というのは、その字が示しますように女の人が適任であらうという考へ方でございますが、しかし男で十分寮母の仕事ができるというような人を、法律的にそれは寮母では絶対いけないというような制限はいたしておりません。しかし、大体女性になるのがふさわしいことであらうというふうな考へております。

○齊藤(正)委員 従来男性で寮母という職についていた人があるわけでありませうけれども、やはり男性寮母というのは順次減少していき、これは寮母という名前にコンプレックスを感じているというふうな現場の声もあるわけでありませう。こればといつて寮父というわけにもいかぬ。(笑聲)これはやはりもう少し名前についても検討する必要がある。ただ私も漫然と昔から寮監といつてきた、寮母といつてきた、子々孫々末代までその名前にこだわるということは、これは考へなければならぬと思ひます。たとへば寄宿舎教諭というふうなことにすれば何ら抵抗もなくいけるといふのでありまして、この辺のようにお考へでありませうか、名称の点について見解を承りたい。

○宮地政府委員 寮母とか寮監とかいふことが、いま、従来の沿革から今日の感覚では必ずしも適当なことではないといふ点につきましては、一〇〇%そうではないと申し上げる理由もございせんので、将来の問題として考へたいとは思ひますが、いま一例としてお引きになられました寄宿舎教諭ということも、やはり本務が教諭でございまして、それが舎監の職務も兼ねて行なうこととございしますのが、教諭が寄宿舎教諭となりまして、二つの職名ができたようでございます。

ただ、寄宿舎教諭といふことも含めまして、将来の問題として適当なことがございしますれば、よいことばに改善するのにやぶさかではございませう、十分検討していただきます。

○齊藤(正)委員 この寮母についてなお承つておきたいと思ひのでありますけれども、改正案によりますと、現行法の六分の一を五分の一に改め、たゞし、肢体不自由児養護学校では四分の一に改めようとするものであります。これで労働基準法による女子の勤務に見合う改善ができると考へてなつてゐるのかどうか。最低規制として七人としたことは、従来私も主張してまいりました小規模学校を考慮した定数に近づいてゐるわけでありませうけれども、七という数では、同一曜日にのみ休日になり、たとえば火曜日が休日にあたる寮母は長い間パーマネントをかける行けないのである。理容、美容は火曜日が休みだ。毎週火曜日に休みにぶつかると人は、大げさにいへば一生パーマをかけに行けない。こういうことにもなるのであります。私も少しがんばつて八にすれば、毎週違つた曜日に休める、こういうことになるのであります。けれども、婦人労働者としての寮母に對し必要な身辺の問題まで配慮していくのが文部省の親心だといふように私は思ひます。また、それが実態に即した配慮だといふように思ひますのでありますけれども、見解はいかがでございませうか。

○宮地政府委員 御指摘のように、労働基準法の趣旨に沿ひまして、宿直につきましては週一回を基準とするといいことで七名という数字に従来のよりは改善したわけでございます。七名よりは八名がよいといふことには異をささるつもりはございせんが、いろいろなことございまして、とりあえず七名といたしました。ただ、一度火曜日のパーマネントの休みの日にでくわした者は一生といふ、これは比喩が多少オーバーであるかと思ひますが、この点は、ある週に火曜日でやつたものは次の週は水曜日にするとか、あるいは月曜日にするとか、いろいろ事情もございまして、運用のよろしきを得ることによつてそういう個々のトラブルは解消できるのではないかと、そのように考へていただきたいたいのだといふふうに考へております。

○齊藤(正)委員 実際の現場の配慮でそういうことはやつてゐるんですよ。現場の配慮に依存して、文部省がそれでいいんだといふことでは、これはお粗末だ、こう思ひます。まあ、しかし前進の方向に行つてゐるわけでございますから、近い将来七を八に、八を九にといふような前進をぜひともお願いをいたしたい、こういうふうに考へておるわけでは。

改正案も現行法も、児童、生徒数を割つて寮母数を算出してゐる積算基礎でありますけれども、六とか五とか四とかいふ数は、どういふ根拠をもつて出てきてゐるのか伺ひたいと思ひます。

○岩田説明員 寮母の数の算定基礎に児童、生徒数を置いておられますが、この六とか五とか四とかいふ数字は、教育論的に何人負担したらよろしいかといふような精密な根拠はないのであります。が、できれば寮母一人当たりの手をかける児童、生徒数は少ないほうがいいといふことは一般的にいえると思ひますが、要するに漸進的に従来よりもさらに改善していこう。特に肢体不自由児等の学校におきましては、よけいに手がかかるであらうといふようなこと等を考へたしまして、分母となる数を従来より一つずつ少なくした、そういうふうなわけでございます。

○齊藤(正)委員 寮母については養成機関の問題、これにも非常に多くの問題があるわけでございますが、もっと重要な問題は、寮母の身分の確立の問題があると思ひます。待遇改善についてはどのように考へてゐるか、文部省の見解を伺ひたいわけでありませうけれども、現在は短大卒または新大卒の寮母が続々とふえてきてゐるのではありません。非常に困難な仕事であるにもかかわらず、一面使命感に燃えてこういう寄宿舎の寮母になつてゐる皆さんのことを考へてみますと、寮母に關するは一生三等級に格づけられてゐることは不当である。特に、先ほど触れまされたけれども、短大、新大卒の皆さんが就職をされてくるといふことを考へますれば、これは明らかに

矛盾だというように思うわけでありすけれども、待遇改善について具体的な措置をお持ちでありましようか。

○宮地政府委員 寮母の待遇は、給与面におきまして教育職員給表(三)の適用を受けております。初任給につきましては、高校卒は三等級一号、短大卒は三等級四号、大学卒は三等級七号というふうになっておりますが、さらに教員と同一の八分の調整額が支給されております。もちろん、これで十分であるというふうには考えておりません。寮母を含めまして、文部省といたしましては教職員給与の適正なあり方、そのできる限りの待遇を向上させたいという気持ちでいろいろ調査もいたしておりますと同時に、毎年人事院勧告等の時期には、大臣も人事院総裁に直接この交渉に当たられる等、過去から今日まで、また将来にわたつても、あらゆる面で教員の待遇向上には努力したい、このように考えております。ただ、寮母だけ飛び抜けてその他の教員より一そうにといったような考え方は、いまのところ持ち合わせておりません。

○斎藤(正)委員 私も、寮母だけを取り上げて、他の教員よりもすぐれたというようなことを言っているわけではございません。ぜひひとつ前向きの方で御検討をいただきたい、こういうふうに思うわけでありす。

さらに私が伺いたい点は、第十四条の関係になるわけでありすけれども、特殊学校におきましては、就学奨励事務等に関する事務がきわめて複雑であり多岐であります。また量的にもかなり多くなっております。この点に見合った事務職員というものが特に配慮されてよろしいというように思う。また、寄宿舎の事務につきましても、質量とも複雑多岐であつて、現在寮母が分担しているという実情が多く、寮母の定数を食つていてというような関係にあると思うわけでありすけれども、こうした寄宿舎の事務あるいは特殊学校における特殊な就学事務等々の観点から、事務職員の配置について、文部省は前向きな考えがないのか

どうなのか、これを見解として承りたい。

○宮地政府委員 事務職員の数は十四条に書いてございす。小学部と中学部の部の数の合計数に一を乗ずるということ、一般の小学校、中学校よりは、実際問題としても一人は必ずというところにはなつておるのが趣旨でもございすし、実態でもございす。しかし、これでは十分ではないだらうという先生のお気持ちからの御質問だと思いますが、あらゆる職員定数につきまして、私も必ずしもこれで十分と考えたものではない。中では最低限こはとが、あるいは最低限のものは置いたから中ぐらいなところにしてうと。かいたようなことでこの標準法はできております。その点、御了承いただきたいと思ひます。

○斎藤(正)委員 特殊学校におきましては、技術職員あるいは栄養士、看護婦、介助職員、添乗員、炊事員及び用務員など、特別に考慮しなければならぬ職員があると思ひます。これらの職員を、単に地方財政計画の中にそれらの一部を見るということではなくて、文部省として定数化すべきであるというように私も思ひ、あのような法案を提案したわけでありすけれども、一体文部省としてはこうした問題をどのようにお考えになつておられましようか。

○宮地政府委員 これは先ほど交付税の関係で吏員相当ということでお答えもいたしましたが、一応そういうことで地方財政としては見ておりますので、現状におきましてはその程度で御了承いただきたいし、また、私どもとしてもそういうことでやつていきたいというふうに考えております。

○斎藤(正)委員 きわめて消極的な態度であつて、私どもの法案から比較をいたしますれば残念な答弁でありますけれども、しかし、やはりすべのこのうしたこまかい配慮、前向きで考えるということによつてのみ初めて、さすがに坂田文政は特殊教育を重視した、こういうことにもなるわけでございます。局長といえども大臣の考えを身に体して今後御検討、御研さんをいただきたいというふうに思うわけでありす。

次に学級編制の基準については経過年数を考えないといふのかどうか。つまり四十四年度から八名一学級に編制してよろしいか。二番目に、教員定数の増加については、それぞれの県の増員数を五で除した数を切り上げ初年度から充足すると考えてよろしいか。地方によつては、五カ年計画であるから、四年間は計画に終始し、五年目に実現したらよいといつては、五カ年計画であるの、文部省としてはどのように具体的指導をされるのか、具体的に三點についてお答えをいただきたい。

○宮地政府委員 これは五年計画でございすので、第二次五カ年計画のときは四十五人という定数の学級編制に持つてきますために、四十八人、次の年は七人、六人、五人というように定数を減らして、しかしながら、今回の一般学校におきましては四十五人というのを動かしてございせん。小規模学校等につきまして、従来ともすれば忘れられがちでありましたところをきまこまかく配慮をしていこうということが趣旨になつております。したがういまして、都道府県で、この五年間、五年後の姿というものはわかるはずでございす。五年後の姿を見て、都道府県がやはりある程度自主的に計画を立てるということがよいのではないかと。従来の五十人を四十五人に下げるといったようなときは大体趣旨が違ひますので、相当大幅に県の自主性を尊重したい、こういうふうに考えております。したがういまして、先生のお尋ねの四年間はつておいて五年目にやるか、それはもともとの趣旨ではございせん。かりにそのような不心得な考えを持つ県があるといひますれば、そういうことの起こらないように――私どもも起こらないと思ひますが、この法律が通りますれば、直ちにでも県の教育長を集めまして、趣旨徹底会議も開き、御指摘のようなことのないようにより一そう努力したい、こういうふうに考えております。

それから大体五年計画だから五で割った数字が毎年の数になるかということですが、実は小、中学校の子供の数は、四十四年度と四十五年度が非常に減少してまいります。四十七年、四十八年は多少上向きになります。そういう関係もございすので、ただこれを五年目にだけやればよいかといふこともよくございせんが、平均で割った数字も、これは必ずしも実情に即さないと思ひます。そういうような点を県として十分勘案してやつていただきたい。ただ、これは法律にもございすように、四十四年、四十五年、生徒数が非常に減りますが、ほつておきまして前年度の九八・五%の教員定数は維持できる、それ以上の減はないという措置はいたしております。

○斎藤(正)委員 最後、ほんとうに最後であります。経過措置についての文部省の指導方針は明らかになつたわけでありすけれども、高校定数法との関連でひとつ伺つておかなければならぬわけでありす。今国会には高校定数法の改正案は出されてないわけでありす。本法との関係において少し伺つておかなければならぬ。高等学校には、本科のほかに別科、専攻科がある。特殊教育諸学校においても、別科、専攻科があつて、高校定数法第十七条において「特殊教育諸学校の高等部」というのに別科、専攻科を含めると考えていいと思ひます。おわかりですか。特殊教育諸学校の高等部というのに別科、専攻科を含めると考えてよろしいと私は思ひます。ここでも高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数を計算する場合も、別科、専攻科を計算すると考えてよろしいか。同法案が提案された第五十五回通常国会の本委員会において、同僚唐橋委員の質問に答えて、当時の初等中等局長齋藤正氏は、高等部は高等部だけ計算して、別科、専攻科は計算しないという間違ひをしてゐるのではないかと、別科、専攻科も、定数法では高校と同じ算出を行ない、交付税上の措置をするのであります。という意味の答えをしたのであります。ところが地方では、別科、専攻科を含めないで学科の数を計算してあります。一例をあげてみますと、あるろう学校で、本科には専門教育学科として、一、

理科科、二、被服科、三、木工科があり、専攻科に理科科、木工科があり、別科に竹工科があった場合、この学校の専門教育を主とする学科の数は六と考へてよろしいのかどうか、おわかりですか。専門教育学科として、理科科、被服科、木工科があり、専攻科に理科科、木工科があり、別科に竹工科があった場合、この学校の専門教育を主とする学科の数は六つと計算してよろしいかどうか。事務担当者でもけっこうですよ。

○岩田説明員 私から御説明申し上げます。このことにつきましては、一昨年高校定数標準法の御審議を願いました際に御同様な質問がございました。そのとき御答弁申し上げたのでございますが、高校定数標準法には、別科、専攻科についての算定の定めはしてございません。してございせんが、これも交付税の算定基礎におきまして、高校定数標準法の算定の方式と同じ方式をもちまして算定するようになっておる。したがって、いまいろいろ学科の名前をあげられましたが、これも、それがその学校の学科組織として認められておる学科であるならば、同様に計算される、こういうことになります。

それから、なお最後だということでございますが、先ほど御質問がございまして、特殊教育諸学校の学級編制、学級数は幾らあるかということ、いま資料が来ておりますので、御説明申し上げますと、学級編制改正に伴う学級増数、六百人の基礎になったものは四百四十六学級の増加でございます。

以上、お答え申し上げます。

○斉藤(正)委員 以上長々と私は質問をいたしました。不明瞭な点もありましたけれども、文部省から答弁をいただいたわけでございます。特に、けさほど提案理由の説明を、これまた長々と申し上げましたけれども、義務制小中学校あるいは義務制特殊学校の教育の振興をお願いしたいがゆえにの提案であり、質問であつたわけでありまして、特に私どもの提案に対して、長い理由の説明であり、法文もまだ残念ながら御一読いただい

ていないと思うのでありますけれども、最後に大臣から、趣旨につきましては御理解をいただきたいところだと思ひますので、ひとつ総括的な御見解を承つて、長い私の質問を終わらせていただきます。

○坂田国務大臣 日本社会党提案にかかります標準法改正案を拝見いたしますと、いろいろ含義のある示唆に富む点も少なくないように思ひます。政府提案の改正案に比へまして、しかしながら、相当大規模な教職員の増員を含むものとなつておる。財政状況等を勘案いたしますと、当面たまたまといひましては、政府案が妥当なものと考へる次第でございます。しかしながら、御提案に示されました諸点につきましては、今回の政府案の実施の成果を見た上で今後十分検討してまいりたいと思ひております。

○斉藤(正)委員 以上で質問は終わつたわけでありまして、この際、私は先ほど答弁の中から資料の御提出をお願いいたしました。それが、それに續いて以下申し上げる諸資料につき、なるべく早く本委員会に御提出をいただきたいと思ひております。

一つ、学級編制についての諸外国の状況。それは、単式、複式、単級の場合を含めて、文部省の資料の中で最も正確なものを御提供いただければと思ひております。

二つ目に、小学校の専科制について、やはり諸外国ではどのような制度になつておるのであるまいか。

三つ目は、諸外国における学校に配置されている教員の職種と人数について、もしおわかりならばその配置基準も含めてひとつ資料をつくつていただきたい。

四番目に、諸外国における小、中学校の教員の担当授業時数は、どのようになつておるのか。さらに五番目に、同じく諸外国において教職員の勤務時間はどのようになつておるのか。

六番目に、過疎、過密地区における将来の児童、生徒数の増減傾向を文部省としてはどのように把握をされておるのか。

七番目に、昭和三十三年以降の学校統廃合の実態を、県別、小中別、年度別に作成して資料としてお分ちいただきたい。

以上、七点の資料要求をして私の質問を終わります。

○宮地政府委員 ただいま御要求のございました資料につきましては、さつき私どものほうで調査をして、提出可能なものはあらゆる努力をして提出させていただきますと思ひますが、何ぶんにも諸外国の事情でございますし、また、こまかに、たとえば配置基準であるとかいつたような点その他ございまして、もし努力いたしましたとしても、相当日数を要するとか、あるいは問い合わせのような事情もあろうかと思ひますので、その点はお含みいただきたいと思ひます。それ以外可能な限りのものはできるだけすみやかに提出させていただきます。

○谷川委員長代理 川村継義君。
○川村委員 たいへんどうもおそくなりまして御苦勞さまで。

実は、次の委員会の機会に時間をいただいでゆつくり質問をしたい、お尋ねをしておきたいと思つておりましたが、どうもそういうぐあいにまいらぬようでございまして、きょうおそくなりましていただいても、二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

いま斉藤委員から具体的にこの法案に直接関係する各種の問題を詳細にお尋ねになりましたので、なるだけ重複を避け、簡単に御答へいたしますので、明らかにしておいていただきたいと思います。

○斉藤委員から最後に御尋ねがありました。斉藤委員が代表で社会党の法律案六本をきよう提案説明をいたしました。いま一度大臣の所見をお聞かせおきたいと思ひます。いま斉藤委員にお尋ねがあつたようでありまして、でも、でき得べくんば私たちが提案いたしました六本の法律案について、法律案別にお考えがございましたら、ひとつ所見を聞かしておいていただきたいと思います。

ます。

○坂田国務大臣 午前中から御質疑を承り、なおかつ、その前に御提案がございまして、大体は承知をいたしておるわけでございますが、六本そのものを一つづつというには、あまりにもざつぱくなお答えを申し上げてもいかがかと思ひます。わけございまして、われわれの気持ちとしては十分納得のいくような点もあるわけでございますけれども、ただ、何せ私たちがいたしましたのは財政上の問題もございまして、従来続けてまいりました計画もございまして、たまたまのところその御趣旨に沿えないということで、方向をいたしましては、私たちがいたしても賛成の部面も少なくないということをお願いいたします。

○川村委員 今日のおが国の財政事情あるいは文部行政の今日までの推移等々見ると、大臣が話してお気持よくわかりますけれども、先ほど斉藤委員が趣旨説明の初めのほうで申し上げましたように、「今後とも、真に文化水準、生活水準ともにすぐれた国家社会を形成していく」という観点から、わが国の将来の教育を見た場合、教育の普及という量から、教育の内容の質の高い質へ転換しなければならぬのであります。質の高い教育を実現するためには何といつても教育の条件を改善することでありまして、このように述べておるわけでございます。まして、どうかひとつ社会党が提案いたしましたところの六本の法律案の内容は十分事務当局に命じて検討させていただいて、前向きに進めていただきたい、これは強い実望であります。そこで、私はきようは、第一に法律に關係したことを若干ごく簡単に御尋ねをいたします。第二に、この法律に關係するであろう財政上の措置についてちよつと御聞きをしたい。第三に、大臣から一般的な所見を簡単に承る、こういうことで私の質問を進めてまいりたいと思ひます。そこで第一は、斉藤委員もいま相当の時間をさいて特殊教育の問題について触れておりまして、この法律の第三条を見ても、そこに学

級編成の標準が示してありますが、第二項には特に小学校、中学校の場合、学校教育法の七十五条に規定する特殊学級、それから第三項に規定する特殊教育諸学校の学級編成の標準であります。もちろんこれは学校教育法により第七十五条あるいは第七十四条、それらに基因する学級編成の標準、一学級の児童または生徒の数を定めておられると思うのですけれども、斉藤委員もる指摘いたしましたように、こういう気の毒な生徒、児童を対象にしてやる場合には、やはりこの十三人というのはいさし多過ぎるのではないかと、もういさしやこれはこの際思い切つて十人なり、いや、特殊教育諸学校と同程度にすることが、やはり大臣もたびたび言われておるうちに、真に特殊児童、生徒に対する教育を進める条件をつくるものではないか、こう思われてなりません。その辺のところをひとつ再度大臣からお考えを承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほど、日本の社会がこのように発展をし、経済水準も高まつてきたのは、一に教育の力にまつところが多いという社会党提案の冒頭のくだりでございすが、それを受けまして、教育の普及という量から教育内容の高い質へ転換しなければならぬということにつきまして、私も全く同様に考えておるわけでございします。そういうわけでございまして、いま申されましては十三人をやはり十人くらいにしなければならぬということも、われわれとしても気持ちの中にはあるわけでございすが、いま提案をいたしましたものは、いろいろの事情から十三人ということにいたしました次第でございします。ただ、特殊教育のこういう定数というものについては、科学的にもあるいは実際のにも、もう少しやはり今後とも検討していく課題だと考えております。ただ、常識的に申しますと、御指摘のとおり、十人くらいであつてもいいなという気持ちはいたすわけでございしますけれども、これを提出いたしました私といたしましては、一応十三人ということでは

御審議をわずらわしておるということで御了承いたしたいと思ひます。

○川村委員 そういふ点をずっと考えてまいりますと、斉藤委員もいろいろと質問いたしましたけれども、全部いますぐというわけにはまいらない、これはよくわかりますが、いま私が指摘いたしました点だけでも、今度の国会をこの法案が通過するときに、いまの特殊教育の学級編成だけでも、ひとつ委員会の良識において修正ということはあるまいかどうか、強くそういうことを考えておるわけでございまして、委員の皆さん方にもお考えをお願いしたい点であります。

それから、第八条関係は斉藤委員が申されましたからこれは省きますが、その次に第十六条についてちよつと聞いておきたいと思ひます。この十六条の新しいほうは、第九条の条文を一項と二項に分けた形で、第二項が新設されております。これは局長、二項を新設されたそのねらい、趣旨、分校等についての適用というこの欄の第二項を新たにここに規定されたねらい、趣旨、それをひとつ、ちよつと説明してくれませんか。

○宮地政府委員 この十六条は、従来の九条を大體趣旨としては一項に持つていき、二項を新設した。大體先生の御意見のとおりでございします。その二項をつくりました趣旨でございしますが、従来は政令に掲げられておりましたものに、なお前向きな点を盛つた点でございすが、現在政令では、学校統合を行なつた場合の特例といたしまして、校舎の建築が完成するまでは、学級編成についてだけ統合前の学校ごとに行なうことができるように規定されておりますが、今回の改正にあたりましては、これを政令から法律に上げたということと並びまして、従来の学級編成だけではなくて、教職員定数の算定につきましても、統合前の学校ごとに行なえるように改善したというのがその趣旨でございします。

○川村委員 これを新設、法定なさるときに、これから少し財政的な問題をお聞きしてまいるのですけれども、自治省と何か十分御相談なさいます

たか、局長。いま、いわゆる指定統計によつて統合がきまつた学校について、交付税の措置はどう措置されておるか、御存じでございまいしょうか。

○宮地政府委員 これはこの十六条関係だけではございせん、地方公共団体の財政に直接影響する問題でございします。この法律案全体につきまして、自治省と十分相談をし、合意に達したものでございします。

○川村委員 私が聞いてゐるのは、いまの十六条二項の新設に伴つて、従来からとられておつた交付税の手当てについて、その措置について何か相談なされましたか、従来どおりでございしますか、こういう意味です。

ではどうも、横手課長、おそくまで済みません。従来指定統計で統合がきまつた学校については、結局その村で四つの学校があつても、それが統合すると、四つの中学があつても一つの中学となれば、一つの中学として交付税は見えておられたわけです。その辺の従来のやり方をひとつ御説明いたしたい。

○横手説明員 交付税を算定いたします場合には、学校統合等ございました場合に、測定単位の数値といたしましては指定統計に基づく数値をとるといふたてまえにいたしております。したがうして、学校統合等がございしますと、それに伴ひまして関係市町村においては基準財政需要額の減少が見られるわけでございすが、これにつきましては別途、従来は特別交付税において措置するといふようなことが行なわれておりましたが、昨年度から、学校数の減少につきましては普通交付税において激変緩和の措置を講ずることになつております。

なお、学校統合によりまして、学校数の減少と同時に学級数の減少も見られるわけでございすが、これは新年度から同じように激変緩和の措置を講ずるよう、目下新しい改正法案を提案いたしておる次第でございします。

○川村委員 従来は政令でそういう趣旨がきまつておつた。そこで交付税の措置も、いま課長が御

説明のような手だてがとられてきた。これは学校統合の一時期においては、市町村ではたいへんな大きな問題になつた。そこで自治省のほうでいわゆる激変緩和の措置をとつておられた。そうなる、今度の十六条の第二項にちやんとこういうふうな規定が出るということになるならば、この「統合前の学校は、それぞれ一学校とみなす。」といふことがありますから、当然自治省に相談をよくなさつて、激変緩和という措置は統合した後には実施するようにして、統合されたあとにその手だてをしてもらうようにして、この条文がある以上は、こゝまではちやんと、ことしの五月指定統計で統合しても、この条文の第二項が生きておる間は、ことしは従来どおりの学校、学級数で交付税を見てもらう。そしていよいよ統合されたらば激変緩和の措置を、いま自治省がとつておられる措置をとる。こういう二段がまゑといひますか、そういう手だてを講ずべきではないか、その辺のところには配慮が欠けておつたではないか、こう考えるのですが、局長どうでしょう。

○宮地政府委員 実はこの問題につきましては、従来より二項は前進いたしておりました。学校が統合されるまでの間は、たとえば現行法でまゐりますれば、五学級の分校が三校集まつて一校になつたといふような場合は、機械的に十五学級といふことで計算をいたしました。したがうして、一八・五人という定数になるわけでございすが、今回の改正によりまして、それが一校当たりで七人、その三校分で二十一人といふふうになりますので、教職員定数につきましては改善措置ができます。そのあとの段階の問題につきましては、御趣旨のような点は自治省と相談もいたし、御協力も得たいと協議もいたしました。ただ自治省としては検討をしておられる段階で、最終的な案をお聞きいたしておりましたが、折衝はいたしました。

○川村委員 私が聞いておるのはこういうことです。ことしの五月一日に、四校なら四校が統合をするときまゐる。すると指定統計では、これは統合

学校として出てくる。そうすると、自治省としては、先ほどお話しのように激変緩和のために特交で措置をしてもらったこともある。普通交付税で考へてもらってもおる。ところが、それは激変緩和ですから、やがてはこれは一つの学校として交付税の中に算定をする、そういう結果になる。その初めから一つの学校にしてしまうと、交付税の配分が非常に落ちるからそういう手段をとつてある、私はこう思うのです。ところが、いままであなたのほうでは、政令でちよつとした規定を、学級編制の行政的な規定を置いておいた。今度新しくびちつとしたこういう二項の法定をしたのだから、こし五月一日の指定統計で統合と出てきても、こういう法律が規定された以上は、従来どおり五つなら五つの学校数、そのとき存在しておつた学級数、これによつて交付税を算定してもらふ。そうすると、その学校統合が一年かかるか二年かかるかわからぬけれども、学校を統合したら、今度はいままで自治省でやつてもらつておるような激変緩和の財政措置を交付税等の手当てをしてもらふ。こういうように前進させなければ、この法律を制定された趣旨からいつても、また町村の財政の問題からいつてもびつちり合はぬではないか。その辺のところは、文部省は自治省に対して十分な意思疎通を欠いておるのではないかと、手落ちではないかと、こう考えるから聞いておるのですよ。どうです。

○横手説明員 新年度におきましても、地方交付税上の統合学校の扱いは、昨年度と同様な扱いで考へてまいりたいと思つております。したがういまして、先生のおっしゃいました趣旨はよくわかるわけでございますが、実は統合を必要とするような町村につきましては、いろいろ財政の実態を見ましたところ、小学校費、中学校費につきましても、現実の決算額よりも基準財政需要額の算入額のほうがかなり上回つておるような現状にございまして、これらの町村で問題となりますのは、むしろ経常的な経費よりも投資的な経費、学校の建設費、これが問題になります。したがういまして、こ

れらにつきましても昨年度から事業費補正というものを用ひすることにしたしまして、財源措置にできるだけ努力をいたしてまいつております。したがういまして、これによりましてこうした町村が極端に悪化するというようなおそれはまずないもの、かように考へておるわけでございまして。

○川村委員 横手課長さん、いままでとつておられる統合した場合の激変緩和の財政措置は、いままで五つの学校があつたとして、これを一つ一つ見ていくかわりに、統合で一つの学校として算定する、そうすると、そこにおつしやるように激変緩和措置がとられてきた。その場合の初年度、二年度等の、機械的ななるかもしませんが交付税の配分は、ちゃんと五つの学校があつたと同じようになつて、何割か落ちていくでしょう。その率はどうでしょう。

○横手説明員 現在とつております激変緩和の措置は、初年度九割、以下七割、五割、三割、一割、こういうふうにいましております。ただ、先生御承知のような単位費用の引き上げも行なわれまうので、統合されました以降数年間は、少なくとも二、三年間は大体統合前の需要額程度のものはおおむね確保できるというようになつたこの緩和措置をとつております。

○川村委員 局長、実際問題は、いま横手課長おつしやつたように単位費用の引き上げがありまうから、こちらの考へのようにやられても、おれの町はえらいことしは減つたぞ、こういうことにはならないと思ふのです。しかし、これは大事なことです。文部省としては、そこでやはりこういう法律を規定する以上は、私が申し上げたようにお考え願つて、十分自治省とその辺のところは相談をしておかねえと、機械的に申すと、法のたてまえからいふと、あなたのほうは学校は前のとおり考へるんだ、こつちのほうは九割、七割、こつちのほうにやはり配分が落ちていくわけですよ。これはひとつ十分——もうこつちは交付税もできておるからちよつと間に合はぬかもしれぬけれども、しかし、ひとつ至急に自治省に相談をな

さつて、そういうようなことで市町村の教育財政に影響が及ばないようにぜひ考へていただきたい。これはいろいろこまかな枝葉は抜きにして、そういう点をお願いしておきます。要するに何もかもというわけじゃないですけども、文部省はこういう法律を作成する、教育を進める上においては財政の裏づけとなるものがどうなるかといふことを十分検討して、より以上に自治省あたりと緊密に連絡されることが大事ではないか。私が申し上げるまでもなく、教育費は国庫の負担金あるいは補助金、それから自治体の支出金、父兄負担、こつちのものがおもなる柱となつて教育財政をささえているわけですが、そういう意味でひとつお考え願ひたい。

そこでちよつとお聞きしておきますが、昨年度、四十三年度は一体全国でどれぐらいの学校統合が行なわれまうか。小学校何校ぐらい、中学校何校ぐらいでいいです。

○富地政府委員 突然のお尋ねでございますが、いま直ちに数字を調査いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○川村委員 ちよつと大臣から学校統合に対する基本的な考へを聞かしていただけますか。

○坂田国務大臣 川村さんの御質問の意味がどういふ意味かわからないわけでございますが、規模な学校の場合、必ずしも教育的に見て効果があらうというところもあるわけでございます。一定規模の学校をつくる上から統合が行なわれるというところは、教育的に見ていい場合が多いというところで、今日各地でそれが行なわれてきておるといふふうに思ひます。また、そのできました結果としても、教育的には適正規模の形においた統合である場合は、従来の分散した教育環境よりもはるかにいいのじやないかというふうに思ひます。ただ、山間僻地等におきまして、あまりにも教育的配慮を欠いた学校統合ということも全然ないというわけではない。そのためにかえつて非教育的な結果になるといふことも私はあり得る

と思ひますので、この点については十分当該府県教育委員会等においても、末端の市町村の行ないます学校統合について十分の配慮をもつて行なつていただきたい、かように思ふ次第でございまして。

○川村委員 学校統合の問題について論議をしておりますと時間を食いますからあれですけれども、ただ大臣、最後のおこぼれで御配慮をいただいておるようですが、ただ統合がいいというふうなもの考へ方では、切り切つていただくというふうな問題が起こる。中学校の場合はどうなんだ、小学校の場合はどうなんだ、教育の効果あるいは生徒、児童の教育生活等々あわせてひとつ御配慮いただかなければならぬと思ひます。こつちの問題については、またいづれ十分掘り下げてお聞きをせねばならぬと思ひますから、時間の関係上これ以上お聞きいたしません。

そこで第二の財政上の問題として、文部省の「予算要求事項別表」のこいただいた資料の一五ページをちよつと見ますと、「義務教育の教職員定数の充実」というような項目がございまして、そこに義務教育費国庫負担金（給与費等）という数字がございまして。そして右側の備考欄に定数の増減があげてあります。今度の五カ年計画によるものが二万八千四百九十一人、その中で定数改善によるもの、それから特殊学級の増加等々で一万六百二十六人を増加させたい、こつちのことです。ところが、現行法の措置でいった場合には、児童、生徒の自然減に伴つて八千七百八十九人先生が減るわけ。そこで差し引き増加が一千八百三十七人、こつち書いてありますが、この一千八百三十七人は義務教育の先生方のいわゆる定数の純増、これだけこつちは増加するんだ、こつち見ていいわけですか、局長。

○富地政府委員 千八百三十七人は、ふえますものと、生徒数が減ることに伴つて定数が減るものと、差し引きいたしました純増分でございます。御質問のとおりでございます。

○川村委員 これは横手さん間違つておらぬです

なお昭和四十三年度計画人員との差が五千七百八十一名、こういうかっこうになっております。この四十三年度の計画人員も、昨年同じような見方に基づきまして見込みを立てた人員でございます。ただいま文部省のほうの積算基礎によりますと千数百人、こういうことでございましたが、おそらく文部省のほうの資料は、四十三年五月の指定統計を基礎にされている。その後もおそらく増減になっておるうかと存じます。そうした新しい指定統計に基づいて積算されておるかどうか、そういったところに地方財政計画と文部省の資料と

というふうなことで一度置き直しまして、その上で今度の標準法の改正に基づく増減要素を加味して計算してまいるのでございますが、地方財政計画のお手元の資料では、そうした指定統計の置きかえと私ども呼んでおりますが、それを中間段階を省きまして、昨年度の計画人員と四十四年度の見込み人員、この増減をこゝへ書き上げておりますので、ただいまのような開きが出てまいっております。したがいまして、かれこれ四千人近く実は昨年度の計画人員と指定統計との間に差が見られたということになるわけでございます。

四十三年五月一日現在の実員、つまり指定統計から来年の四十四年に幾らふえるかというような形で予算要求をいたします。で、四十三年五月一日現在と、すでにでき上がりしました四十三年度予算人員との差は、一応規模是正ということで、これは定数上の実員の純増ではございません。四十三年五月一日から四十四年の定数法改正後の見込み数との差が純増になるわけでございますが、その数が義務教育で千八百三十七であり、養護学校で六百九十二であるわけで、合計二千五百二十九という数字で、先ほど先生に御説明いたしましたとお

になる。ところが、いまのお話を聞いておつても、初めの規模は正をやらない場合の五十八万幾らという数と規模は正をしたあとの数——これは文部省はしかも五十八万幾らとこう、規模は正はしないと言つたけれども、ことしの予算要求の計画人員は五十九万四千三百四十八人でしよう。そこでどうも数字が、聞いただけではびつたりしないから、ひとつきちつとそろえて出していただきたい、こういうことです。それじゃそれはその程度にしておきます。

その次、横手課長、財政計画のことをあなたに

じやないかという自治体としての積算があると私は思うのです。これはひとつ考えていただきたい。

そこで、それはそれといたしまして、きょうはそういう論議は別として、やはり文部省とされましても、その辺のところは、再度言いますけれども、よく自治省に相談をされて、地方の教育費に大きな影響を寄らないようにしなければならぬ。局長、こうなんですよ。地方の市町村や、あるいは県でもいい、国から出てくる交付税は、教育費についてはこれだけだ、これだけだ、——それ以上持ち出している。いろいろ理屈をつけて、ほんとに算定をつかんでおるかどうかは別にしまして、理屈をつけて教育費をよく押えるのです。しわ寄せをするのです。そういうようないろいろな問題もありますから考えてもらわなければならぬ。おとしでしたか、私が同様の趣旨で高等学校の定数を扱ったときに質問をした。何年という間高等学校の学校数を四十校とるのは、とって算定するというのはおかしいではないかと。自治省のほうは、やはりそれをよく考えてもらって、その翌年、去年からですか、文部省もそれを了とされて、両方で話をされて、いま高等学校のほうは五十校という学校数で交付税の算定がなされておるでしょう。四十校で計算する場合、五十校で計算する場合、これはやはり単位費用にはある程度の影響が出てくる。それが地方財政を確実にする第一歩なんです。私はそう思っている。

そこで、もちろん態容補正であるとか、いろいろな補正係数を使って配付をなされますけれども、根本的に単位費用というものは、そういう意味で重要視しなければならぬ。したがって、単位費用のものになる積算基礎というものは、ほかにもいろいろあるけれども、自治省にただまかせておくのではなくして、教育財政、教育予算ということを考えてならば、自治省と事前に十分連絡をとって、やはりこういう財政のほうにも意を用いて、さつき私が申し上げるように地方末端の地方自治体の教育財政が圧迫されないように、ひとつ十分御配慮を願わねばならぬ、こういうことでいろいろと論議していると時間がありませんから、実は短い時間でやめるつもりでしたけれども、もう一つちよつとお尋ねをしておきたいと存じます。

それは課長さんでも局長さんでもいいのですが、よく問題になることで、文部省の予算にも、「父兄負担の軽減」という項目があります。しかし、文部省の予算に出てくる「父兄負担の軽減」という項目と、われわれが心配しているのはちよつと違うところがある。

そこで、端的に聞きますけれども、PTAやそのほかから地方の教育費に出されるところの寄付金というものは、四十三年度はわからぬでしょうね。四十二年度で幾らありますか。

○岩田説明員 公費の使途分の中に、小中学校関係で出されておりますところの私費関係の分でございますが、四十二年度の例で申し上げますと百八十一億円あることになっております。

○川村委員 その中で、いわゆる寄付を受けて公費に組み入れられたものは幾らありますか。

○岩田説明員 ただいま資料の持ち合わせがございません。

○川村委員 それじゃ、公費に組み入れられないもの、それもわかりませんか。それじゃ、これを新しい資料としてこの次に出してください。

もうこれ以上申し上げても何ですかから申し上げませんが、これは皆さんのほうからいただいたものです。これによりまして、四十一年度のやつで公費に組み入れられたもの六十億五千八百万円、公費に組み入れられない寄付金が三百七十九億八千五百万円ですね。いまあなたが百何億と言ったことは、これは四十一年度よりも四十二年度のほうが増加しているという結果が出てきています。四十年度よりも四十一年度がよけい出ているのです。父兄負担の軽減と言えども、寄付金というものが年々増加しておる。これは問題ですわね。そういうことで、実は先ほど申し上げまし

たように、文部省としては、教育費に百億以上も父兄が寄付しなければならぬというような実態は、これは、教科書を無償にするとか、そんな問題じゃないですよ。そういうことをひとつ十分考えなければ、教育というものは、あるいは教育の秩序というものは、そういうものは、財政的に見ても行政的に見ても問題が非常に多い、こういうことが結論づけられるのではないかと。私はそれを憂えているわけです。

そこで、こまかなことはもう申し上げませんが、時間がありますから最後に、大臣にちよつと一言所見を聞いて終わりたいと思いますが、大臣、大学問題等に取り組んでいただいてほんとうに御苦労さんです。いま坂田大臣に国民が期待するものは非常に大きなものがあるうと思います。さらには、出身の郷土の皆さん方が、大臣に期待するものも非常に大きいと思います。私は大臣と同じ選挙区ですから、いろいろのお話を選挙民から聞くわけですが、ほんとうに大きな期待がある。そこで、ひとつ一生懸命に文教行政の前進のためにがんばっていただきたいと祈ってやみませんが、大臣が就任されたまじから今日まで、大学問題等々についていろいろと御発言なさっておることをずっと調べてみると、ちよつと気になることがあるが、これはきょうは申し上げません。いづれそういう点について大臣から十分御所見を聞けると思いますが、申し上げませんが、要するに、いま大学問題と同時に義務制の職場をどうしてりっぱにするかという大きな問題がある。この職場をりっぱにするということは、校長、一般の先生方の間の信頼関係というものをりっぱにしなればならぬ。それを確立しなければならぬ。ところが、教職特別手当とか、超過勤務手当とか、あいうものもの支給をするかしないかというようなことも、そういう職場をりっぱにする、校長、一般教員の間の信頼を回復するとか、子供の教育をりっぱにするということに相当大きな関係があるわけでございます。実は、きょうはこのことについて少しお聞きしようかと思っております。

きょうは超過勤務手当等についての質問はやめておけというあちからの御命令でございますので、これはまたいずれ機会を見てお聞きすることにいたします。まあ、しかし、そういう問題もございましょう。

それから、あちこちで、教育委員会等を中心に、教育界に非常に汚職が出ておる。これは一体何だ、心痛い問題であります。大臣も心配しておられる。こういうような問題もやはり文部省、大臣で十分お考えいただいて、取り組んでいただかなければならぬ問題だと思えます。

さらには、最近市町村に行きますと、全部じやありませんけれども、年度末の三月末から四月の初めにかけては、学校の先生方は、子供が卒業するとか、新学期の準備等があるが、言うならば先生方はちよつと一息入れる時期なんですね。いろいろあつと始末があるでしようし、新学期の準備もあるが、そういう場合に、この年度末や新学期に年次有給休暇をもらってはならぬと教育委員会が厳命する。そういう事態もある。何だかわけがわからない。こうなりますと、やはり行政上、問題が簡単じやない。あるいは教職員団体が何か会合をしようとする、講堂を貸してはならぬ、体育館を貸してはならぬ、こういうようにして、事ごとくに締め出すような動きが非常に顕著であります。これもわれわれは十分考えなければならぬ。ただ教職員組合、先生方をたたいおけばいいというだけで教育というものが美しく正しくなるわけじやなくて、結局校長、一般教員の対立を深めていったら、一番不幸を見るのは子供である、私はそう言わざるを得ないと思えます。そういう点も御配慮いただいて、ひとつ坂田大臣の卓見と見識で文教行政に取り組んでいただきたい、このようにお願いをしてやみません。それについての御所見をいただきたいと思えますけれども、あわせて文部省の姿勢について一言聞いておきたい。

先週の水曜日であつたか、木曜日でありましたか、聞くところによると朝鮮総連の諸君が何かの大会をやつた。そして手分けをして各省に陳情に

は、私はだんだん教員になろうとするような者の数というものは少なくなってくるのではないかと
思うのです。きのうあたりのテレビを見ておりま
すと、きのうは四月一日で、各商店、あるいは会
社等は、新しい社員が入ってきております。こう
いう人たちを、ことに商店あたりが合同して歓迎
会というふうなものをしております。そうして労
働力というものを、それぞれ確保しなければなら
ぬ事情だと思ふのです。私は、そういう配慮も文
部省というものは決して無にしてはならないと思
うのです。いかにして教育界に人材を確保するか
ということ、いろいろな法律でもって先生たちを
拘束していい教育をしようとする文部省の考え
を、もっとそういう方面にも向けていかなければ
ならぬと思ふのです。

そういう点からすれば、この際定数法でもって
最も重点を置かなければならぬことは、何が何で
も当初、一学級五十人を四十五人に編制をしたと
きに、やがてはこれを四十人にし、あるいは世界
各国の例にならって三十五人にするのだというよ
うな意気込みを、確かに文部省は見せたはずなん
です。こうした事情から考えれば、この際定数法
は思い切って——現在ではそれほど踏み切らな
くてもいいかもしれぬけれども、将来を考へるなら
ば、やはりわが党が提案しております一学級四十
人、ここまで思い切つていかなければ、今後よい
先生をたくさん得ることは不可能になるのではな
いか。局長が説明されました、養護教員の問題に
ついて、なぜ法律どおりに確保することができな
いかという質問の答弁の中に、養護教員の養成機
関はある、あるけれども、そういうところで養成
しても、必ずしもそういう人が学校の先生になっ
てくれない。これは理科系統の教員養成所にも、
そういう例があります。せっかく文部省が工業教
員養成所をつくって教員を養成しても、教員にな
らずに、会社や工場へ行ってしまう。そういう事
情から考えても、教員確保ということは今後非常
に至難になってくる。こういう問題を考へてみ
て、やはりこの際、四十人に踏み切るべきでなかつ

たか。今後五カ年計画でもってやっていかれるそ
うですが、この四十五人という線が済まなければ
考えられないことだということを考えますと、私
は非常に残念に思ふわけなんです。そういう点か
ら考へて、大臣にわれわれの見解と、文部省が提
案をしておる立場からの考え方によって、ひとつ
お考えを述べていただきたいと思ふのです。

まだあるのです。実はこの法案というのは、い
ままで斉藤委員が質問をしたり、あるいは川村委
員が質問をいたしました、非常に大きなところで
質問をされているわけなんです。実はこの問題
は、実態というものを考へて、詳細な検討をし
てこの際この法案を通すと同時に、今後の教育行
政というものを考へていく重大な使命があると思
ふのです。しかし、そういう細部にわたることが
できない事情というものを、われわれは非常に残
念に思ふわけなんです。けさの理事会できめたそ
うですが、きょう審議を打ち切つて、そうして直
ちに採決するといふふうにきめられたそうです
が、理事会も、この法案の性質、使命というもの
を十分検討せずに、ただ法案を通せばいいのだと
いうようなところから考慮をされた点、私は非常
に残念に思ふわけなんです。

大臣は、先ほど斉藤委員の質問の中に、三重苦と
いう問題について御心境を述べられました。こう
いう子供があつてかわいそうだ。三重苦という
のは、やはりこの法案からいへば、二つの心身障
害を持つておる子供といふ中に入ると思ふのです。
目が見えなくて耳が聞こえない、口がきけないと
いう三重苦ですが、二つの心身障害児だと思ふの
です。これは心身障害児の中でも、最もかわいそ
うな人たちだといわれているわけなんです。この
子供がもしここにあつたとするならば、すぐにど
この県の子供でも収容できるような措置が、いま
できているかどうか。私の県で——山梨県人では
ないのです。千葉県の子供だと思ふのですが、
その子供が、ようやく四月一日、山梨県の養護学
校に入學することができた。新聞が大きく取り上
げて、何々さんがようやく入学が許可された。山

梨県の教育委員会では、はたしてこの子供を受け
入れるかどうかでもって、ずいぶん悩んだわけで
しょう。その親たちもかけつけて、何とかこれが
入學できるようにといふことでもって、非常に苦
慮したようです。いよいよ入学が可能になった。
そうしたら、このことで權威のある先生がわざわざ
きて、そして何か喜びを言うと同時に、いろいろ
なことを指導されたといふくらいで、必ずしも
大臣が言われるように、大臣の気持ちのようない
のが教育行政の中では実際に行なわれておらない
わけなんです。この法案を見れば、確かに十名
だつたものが八名になり、二つ以上の心身障害を
持つておる者がある場合には、五人に一人という
教員配置が出ておりますが、しかし、非常に形式的
なものであつて、そういう特殊なものを生かす内
容がないわけなんです。そういう点、大臣がいまの
ような心境でおられるならば、どういふふうに配
慮されるか。山梨県の養護学校に対して、そうい
うような子供を扱うとするならば、こういうよう
な特別措置をしてやろうといふような気持ちがあ
つたかどうか。大体、この問題を文部省が知つ
ておつたかどうか。こういう小さい問題を、やは
りこの法案というものは考へる性質を持つてい
る法案だと思ふのです。それができないのは私は
非常に残念だと思ふのです。

この法案について、大臣は斉藤委員の質問に対
しまして、こういう答弁をされました。一年生の
ような初めて学校生活をするものには、複式学級
というものは無理だ、だから七人を限度にして、
七人以上だつたら普通の学級にしたらどうかとい
う社会党案がありますので、それを大臣にお聞き
したところ、大臣は不用意にも、かえつてその複
式のほうがいけないのじゃないかといふような印象を
与える答弁があつたわけなんです。この法案は、すし
詰め学級を解消するといふ第一次計画から、今度
は過疎地帯の教育といふものを心配しなければなら
ぬといふ、そういう使命に立つてつくられてい
るはずなんです。したがつて、斉藤委員の言うよ
うな意向に、文部省がそのとおりであります、そ

うしなければならぬといふことを言うのが、私
は、この法案を提案した人のお考えでなければなら
ぬと思ふのです。かえつて複式のほうがいい
場合もあるといふようなことをおっしゃつてい
る。私は、小学校を一年二年、三年四年、五年六
年と複式で教わつてきました。複式の悲惨さとい
うものを私は知っております。いまも覚えており
ますが、小学校五年になったときに、地理や歴史
を、複式でございまして、前の六年生が五年、
六年と順調にやつてきた、それにこつちが沿つて
おるために、中途から先を教わらなければならぬ。
中途から地理を教わらなければならぬ。その
つらさといふものを——昔の先生ですから、そん
な特別な配慮はなかつたわけなんです。しかし、子
供ながらも、実にこんな教育をされることは不運
だといふ気持ちを私はいまも持つております。
複式学級、必ずしも私はよくはないと思ふので
す。そういうものをなるべく解消するのが、この
法案の、私は文部省提案の使命じゃなかつたかと思
ふのです。

いわゆる僻地の教育の問題を取り上げておりま
すが、そういうものが僻地にはたくさんあるわけ
なんです。それをなるべく解消するようになことに
努力をしなければならぬわけなんです。私の県あ
たりは、僻地の先生を配置するのには、いろいろ
な方法を講じて苦勞しております。私は、そういう
点にも、ただこの型どおりの画一的な法案だけで
もって解決できない問題を幾つかあげて、文部省
の法案以外の配慮を願ひたいのが私の気持ちなん
です。御承知だと思ひます。局長さんは局長に
なつたばかりでもって、あるいは御存じないかも
しれませんが、私の県では、何年かは必ず僻地に
行かなければならぬ、そういうことを約束して、
そうして奥さんも、御主人も、夫婦でもってやつ
ている場合に、その仕事をやらなければいけな
いといふふうな形になつておりました。めいめ
いが生活に苦しめられると同時に、教育はほと
んど腰かけの教育になつていくわけなんです。
だからといって、そういう人たちが特別優遇措置

をされているわけでもない。そういうものを、この改められた数字を土台にして、文部省はもつと配慮しなければならぬ。できるならばわが党の提案をしたものを通していただきたい。そういう気持ちでもっているのですが、残念ながら、おそろくわが党の提案というものは否決をされるでしょうが、しかし、その提案したものを、もう少し真剣に文部省の皆さんが検討していただい、これを通さぬまでも、それに対してもっと真剣な検討の中で、この法案に対するところの感想なり意見なりというものを、私は述べていただきたかった。できるならば他党の皆さん方からも質問をしていただいて、そうしてこの法案に対するところの父兄や先生方の希望というものを聞いていただきたかったわけですね。しかし、時間が非常におそくなつておりますし、強い御要請もござい

ますので、私は以上で私の質問を終わらしていただきますが、私の述べることについて御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 社会党提案のこの問題については、先ほど私が申し上げましたように、いろいろ示唆に富む点があることは私もわかるわけでございます。したがって、この提案につきましても、後日十分に検討をいたささせていただきますと思ひます。

それから先ほどの斎藤委員に対する答弁、七名の問題について、私が少し御質問の意味を捉は取り違えておつたわけでございます。しかしながら、私が言わんとしたことは、あるいは否足らずであったかもしれませんが、七名という根拠はどういうことなのかということなんで、むしろ、いま申し上げますような十三名がいいのか、十名がいいのか、七名がいいのかということに対する疑問を私は申し上げたのであつて、複式の解消を目的としておられるに、それを全然否定しておるというふうに御主張されますけれども、そういう気持ちは毛頭ございせんことを申し上げておきたい、こう思うのであります。しかしながら、複式をやつておられるところの教育のやり方というものについ

て、ある程度の小人数である場合は、一年と二年とが一緒になつてやることもまた教育的なやり方、あるいは先生のやり方次第では、むしろいい場合もあり得るということ、私は、しろうとながらということを前提にいたしまして申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、山梨県の問題については、私はまだ報告を受けておりません。しかしながら、先ほど申しましたような、ヘレンケラーの出身したパーキンスという盲学校、これは全世界の三重苦を取り扱つておる学校であり、百年以上の歴史を持った学校であります。その校長のドクター・ウオーターハウスという人は、三重苦の世界的権威の人であります。その人が数年前に日本に来て、そして最初に私がお供したのは山梨の盲学校であります。そこに三人の三重苦の子供たちがおりました。小林さん御存じだろうと思ひます。そういうことで、それを踏まえて、こういうかわいそうな人々たちを収容するところがない、あるいは県としても、県だけの費用ではなかなかやっていけないとするならば、どういふことをやるべきかというのを、私は私なりに真剣に考えたのです。そうして、その積み上げが、私がちょうど文部大臣になりまして今度の総合センターになつたということ、一つ御了承をいただきたいと思ひます。こういうような問題は、そう簡単に、十一月に文部大臣になつたからといって、二カ月や三カ月ですぐできるような問題ではないと思ひます。しかし、私の意思、私の意欲というものが将来実を結ぶならば、そのルールに乗せ得ることができたならば、私としては本望である。そしてまた次の大臣、その次の大臣が、それを実現していかれる。私はこういう三重苦のような問題を、そう簡単に、一カ月や二カ月、あるいは一年や二年でできるものとは考えておりません。そういうようなものの考え方は、私は解決できないというふうに思ひます。そういう意味合いにおいて、私はこのダブルハンディキャップの人たちの問題について、真剣に取

り組む。先ほど申しましたように、中央教育審議会にも、この方面の権威者であります三木さんをお願いしておる、こういうことでございす。そしてまた、あなたの県の志村さんが、ほんとうに自分の教師としての熱情から、これに打ち込んでこられたことに対して、私は非常な感激を覚え、そして、私は身銭を切つて、あるいはほかの方々にも多少お金を出してもらつて、わざわざこの人をパーキンスに、あれは二カ月でございすか、やつたわけでございます。でございすから、そういうような気持ちは持つておるということだけはひとつ御了承いただきたい。成果が出ておらぬということについては、文部大臣としては反省をいたしますけれども、しかしながら、こういう気持ちで一片も持たないじゃないかといううなことでありましたならば、気持ちにおいては小林さんに劣らない気持ちを持つておるということだけははつきり申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つは、定数法の四十五名の問題でございます。この問題については、私は必ずしも四十名でなければならぬとは思つておりません。現在の段階ではむしろ四十五名でよろしい。最高限度ですから、実態はおそらくこれで三十三名程度になるだろうと思ひます。そういうわけでございます。まして、むしろこの方面に人を確保するよりも、先ほど来斎藤さんがあるお述べになりましたような、養護教諭であるとか、あるいは事務職員であるとか、そういうような方面にむしろいまの段階としては人員を獲得するということのほうがいいんじゃないかと思ひます。現在の法律に比べまして、今度のこの定数法というものは、確かにいまお示しになりました社会党案に比べると、もうもろもろの点においてあるいは劣つておるところもあるかもしれません。しかし私は、相当画期的な法案であると、意欲を持つて——そうしてこれが御審議の後に通りました暁においては、ひとつ十分この法案を生かすべく努力をいたしたい、指導、助言もいたしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○小林委員 もうそちらのほうではお話はありませぬか、局長さん、課長さんその他。

○宮地政府委員 小林先生の御意見なり、あるいは御質問の点につきましては、ただいま大臣が御答へになりましたことに尽きると思ひますし、特に私がつけ加えるものもございせんが、多少事務的に補足いたしますれば、先ほど申されましたうちの一点、三重苦の山梨の子供という問題につきましては、(小林委員「山梨の子供じゃないよ」と呼ぶ) 山梨の盲学校に入るこゝになつた子供につきましては、これは実は先ほど大臣も言われましたが、この四十四年度から七千万円余りを投じまして、三年計画で久里浜に特殊教育関係の総合研究所をつくることにいたしております。それで、その付属機関として、特殊教育学校も設けたいということにいたしておりますが、そこではそういったダブルハンディキャップ児童の教育といたつたようなものを主にいたしたい。と申しますのは、二重苦、三重苦の子供を各県でいまして、三重苦の子供は、開きますと全国で百名までもない、きわめてわずかな数字である。二重苦の者は一万人程度であるというふうに承知いたしております。したがって、百名足らずの者を各県でやるよりも、そういう施設でやるのがよいのではないかといたつたような考えで、大臣の御指示もございすし、文部省としては、今後三年計画で、そういう子供に対しては適切な教育対策を講じたい、このように考えております。

それから、四十五人、四十人という問題でございますが、斎藤先生にもお答へいたしました、四十人がよいのか四十五人がよいのか、あるいは三十五人という人もありますし、ともあれ五十人以上というものはよろしくない、といったような学説なり、実験をした結果もいろいろ大学によつて出ておるようでございます。文部省といたしまして、四十五人というものを年次計画で減らすことも十分考えてみました。しかしながら、それよ

りも今回重点を置いております過疎、僻地の教育
あるいは特殊教育その他専科教育、こういったよ
うなものが従来おろそかになっておりましたので、
そのいづれに重点を置くべきか、しかも第三次五
年計画として、将来長い期間にわたってとは別と
して、一応五年間でこれを重点としてやるべき
か、いろいろ検討いたしましたあげく、提案して
おりますような改正案になった次第でございます
。ただ、第三次五十年計画が終わるのを待たな
いで、社会党の提案も、大臣も申しておりますよ
うに十分傾聴に値する、尊重すべき案とも考えら
れますので、その検討は並行していきたいし、将
来の問題として、相当社会党案を参考にする必要
もあるのではないかとこのように考えております
が、ただ、現実の行政措置といたしましては、五
年計画として政府案に出しておるのが私どもとし
ては妥当ではなからうかということでございます。

大臣のおっしゃいました点を補足といひます
か、同じようなことを申してあるいは失礼であつ
たかもしれませんが、以上お答えいたします。

○小林委員 問題は一つでございますから、広げ
ません。広げませんが、大臣の言われた、四十人
よりも四十五人のほうがいいんだ。実際の、い
まは四十人にあえてする必要はない、こういうお
話です。その内容としては、実質上においては
三十五人くらいの学級がかなり多くなつてくるん
だ。そうだったならなぜこの機会に——先ほど申
しました労働事情というふうなものを考えたとき
に、四十人に踏み切る必要があるんじゃないか、
こういうふうには私は申したわけですが、実態がそ
うであるなら、やはりいろいろな事情というものを
考えて、よい教員を確保するという意味から、そ
こまで早く私はしなければいけないと思うので
す。生徒数が減る、だから先生も減らす、その減
らす先生を減らさないという程度でもって何とか
学級定員数を、定数法というものをよいものにし
ていこうというふうな、消極的なものでなく、
もっと積極的なものにしたらどうか。これが私た

ちの案だと思ふのですよ。しかし、それをただ大
臣のいま言ったような、そういう考えでもって主
張されるということは、私は必ずしも賛成できな
い。

それから三重苦の問題ですが、決して大臣の気
持ちなり、考えなりというものを、私は責めてい
るわけじゃない。文部省である以上、文部省全体
に当然あなたのような気持がなければならな
い。したがって、私は山梨県の一つの問題をどう
しろということじゃないんです。おそらくそ
ういふような問題というものが、全国には所々にあ
るだろうと思ふのです。しかし、そういうものに
対して実際に配員がなっていないんじゃないか。
配員をするならば、確かに二つ以上の心身障害
の子供が、五人だったら一人というふうな法案で
は画一的なものできめてありますよ。しかし私
は、三重苦の子供五人に対して一人、こんなこと
は現実的じゃないと思う。そういうような点を私
は考慮したときに、何かそういうものに対して配
員をするものがほしい。だから法案は法案で、し
かし、そういうものにに対しては何か考慮するもの
はないか。そういう気持は大臣は持っておられ
ぬかというのを聞いたわけですが、実際、そうい
うものを何とかして、山梨県には歴史が
ありますから、だから他府県からたよってくるわ
けなんです。したがって、文部省でどうしてく
れなくて、何とか人情として要望に応じなけれ
ばならぬ、そういう気持ちでもって山梨県では
やったわけなんです。こういうことは、私は全
国にあると思う。それを局長の言うように、だか
ら中央センターをつくって、その中には養護学校
の何々を置いて何とかするつもりだ、それまでは
一体どうするつもりだ。私の聞きたいのはそこな
んだ。何々をするからいいじゃないかという、そ
ういふ事務的な文部省であつてはならない。そ
ういふものがこの法案からうかがわれるわけなん
で、そういうものでこの法案をきめてはならな
い。だから、もっとそういう点をこまかく一つ一
つ取り上げて審議を尽くしたいのが私の気持ちで

ある、こう申したわけなんです。どうですか。

○坂田国務大臣 先ほどの冒頭のお尋ねの中にも
あつたわけですが、確かに産業界が非常に景気が
よくなりまして、いつの時代でも教職員になる人
が少なくなつて、そつちに流れていくという傾向
はいまない傾向だと思ふ。ことにこの十年
間、急激に日本の経済が進展をいたしましたの
で、それにつけても考えますのは、定数のことも
問題でございますけれども、むしろやはり教職員の
待遇の問題を相当よくしないと、よき人材とい
うものは集まらないのじゃないかというように
思ひます。この点につきましても、去年から御承
知のように、小中学校の先生方の待遇改善の調査
も始めておるわけでございますから、そういうよ
うな意味を含めまして、やはりお考えをいただき
たいし、われわれもこれと取り組んでまいりたい
と思つております。しかしながら、定数の標準、
いま出してあります法案につきましては、私た
ちもこれで十分だと思つておりませんけれども、
しかし、現在の段階としては相当画期的なこ
とをやつたというふうに思つておるわけです。そ
れにつきましても、こまかいところにつきまして
は、皆さんの御意見、あるいは御提案の中に
も、いろいろ傾聴すべきところがあるわけござ
いまして、十分それも検討し、また今後そういう
ようなものをどうやって具体化していくかといふ
ことは慎重に考えてまいりたい、こう思つたわけ
でございます。

○宮地政府委員 実は先ほど小林先生おっしゃ
いました八人というのは、重複障害児で三重苦とい
うものではございません。重複障害児に対してし
ては、今回は十人が八人になることを、重複障
害児は五人というふうにしたしておるわけござ
います。三重苦というのは、全国的にも人数が非
常に少のうございまして、そのようにいたして
おりませんが、ただ山梨の盲学校等は、いままで
そういう三重苦の子供が一人いたといふことで、
その一人の子供に一人の先生がつくといふたよう
な扱いが現実になされておるようでございます。

その点につきましては、文部省の定数計算では、
そのことを例外的に認めて措置いたしておりま
す。したがって、従来も特殊教育は十人で一
学級を編制することにはなつておりましたが、そ
れを五人とか四人で一学級を編制しております場
合は、それをそのまま実績を認めまして、そうい
う定数の配置をしていいたというのがいままでの実
情でございます。しかし、それにしても御指
摘のような点ございまして、特殊教育につきま
しては、一応標準でございまして、今回のよう
な改正案にいたしておりますが、なお、特殊の事
情等がございまして、それ以下の学級を編制する
場合がございすれば、十分御相談して、その実績
は尊重していきたい、こういうふうな考えており
ます。

○小林委員 あなたは三重苦というのはどうのこ
うのと理屈を言つたけれども、いま文部大臣と話
をしたように、口がきけなくて耳が聞こえないの
はろうでしょう。そうして目が見えないというの
は、これは二つの身体障害児じゃなくて、これが
普通は三重苦といわれているんだらうというふう
に話をしたわけですが、だから、そういうふうな場
合に、一人の子供に一人の先生を特別につけたと
いうのは、法律どおりに厳密にいえば、法律違反
でしょう。局長どうですか。

○宮地政府委員 これは法律違反と申ししまし
ても、一応これは午前中齊藤先生の御質問のとき
もありましたが、標準というのとは大体の数字なの
か、どんぴしやその数字でやることなのかといつ
たようなお尋ねもございましたが、これが乱に流
れますと、何でもかんでもこれは例外的措置だ、
相当の部分が例外措置になりますと、せつかくき
められたものが乱れてまいります。いま先生が
おあげになつておられるようなものは、きわめて
例外中の例外であります。したがって、そ
ういふことに、実情に即するようにやることは、法
を、一人にした、あまりにも標準からかけ離れる
ではないかといふたようなしやくし定木の考え方

で法律違反云々ということではなくて、例外中の例外で、そのようにする必要がある、何人もうなづけるという場合には、そういう措置を見ることこそ、真にこの法律の趣旨に沿うゆえんにもなるであろうというように考えます。

○小林委員 文部省から、いまのような答弁を聞きたくてその問題を申し上げたわけですから、法律は法律であつても、そういう一つ一つの具体的な問題を取り上げて、こういう場合には御配慮願いたいということを私は最初から言つたはずなんです。そうしたら文部大臣は、私は十分そういう気持ちを持って、かくかくのことをしてきただけで、私にそれを聞きたかつたわけでは、もうこれは文部省が法律はどうであつても、そういう実情に沿えばやらなければならぬわけなんです。そういうような内容を持った法律であるかどうかということを私は聞きたかつたわけなんです。また、そうでなければならぬと思うのです。あなたは、幸いにもそういうふうな事例を部下官僚から聞いたから、今度はそういうことをやっておりますと云うが、しかし、厳密に言えば、法律に違つたわけなんです。違つても、実態というものはそんなことで許されなければ、そういう配慮をすべきであるということを私は最初話をして進めてきたわけなんです。だから、いまあなたがしゃべつたということとは、法律は法律であるけれども、特殊な場合には考慮いたしますというのを、初めて文部省から全国に言明をされた、私はそういうふうな受け取つて非常に幸ひだと思つたのです。あなたはそういう気持ちでなかつたかもしらぬけれども、そういうものははっきり言明すべきだ。何だ、そういうことは、あなたはおかしいですか。法律は法律ですが、三重苦のような子供があつた場合には、それが法律には二つ以上の身体障害の子供は五人で一人というふうに書いてありますよ、法律には、五人なければ一人でないのです。しかし、一人でも一人の先生をやっているわけなんです。だから、そういうことを公にしなさいということな

んです。そういう配慮をすれば、この法律が生きてくる。それを私は要求したわけですよ。はからずもあなたは、何か答弁をして言ひのがれようとしてしゃべつたのですが……。不審のような顔をするけれども、それが事実じゃないですか。初めてでしよう。あなたがいましゃべつたことは、法律は法律であるけれども、三重苦のような子供の場合には、この法律以外に文部省は特別配慮をしますということを言つたと同じことではないですか。私はそのことを聞かなければ、ただそういうことは暗々裏に行なわれるだけであつて、生きてはこないわけなんです。

それから大臣に申し上げたいのですが、確かに画期的とあなたはおっしゃるかも知れぬ。しかし、そういう身体障害者の問題なんかは——私はこういうことを申し上げたいのです。これは私の声じやない。現に、現場でもつていわゆる特殊学級というものを預つておる先生たちが、十三人を八人にしてほしいと言つてゐる。十三人では多い、八人にしてくれ。そうしてもう一つ、こういうことを言つてゐる。ほかの学級で、先生が事故があつて休んだというふうな場合には、何らかの措置ができる。ところが特殊学級には、その受け持ちの先生が事故があつた場合には、かわるべき先生がない。だから特殊学級については、社会党が提案しておりますように、常に学級数に二をかける。あるいは二学級あつた場合に、先生を三人にするというふうな、常に補充の先生というものをほしがつてゐるわけです。まだまだそういう点については、現場においては教育の成果をあげるためにはたくさん希望を寄つてゐるわけなんです。決してあなたは画期的だというふうな満足感だけでなく、その現場の強い要求があるということを考えて、もつと法律の内容というものを充実するように努力をすることを強く要望いたします。私の質問を終わらしていただきますと思ひます。

○坂田国務大臣 小林さんがいまおっしゃつたことは、私もそのとおりに思つてゐるのです。ただ、確かに全体として私は画期的という意味のことを言つたので、斎藤さんがいろいろ御指摘になつたような点、それからまた小林さんが御指摘になつたような点については不十分だ、もう少し積極的に考えなければならぬというふうな気持ちで申し上げたわけでございます。

それからもう一つは、ちよつとこれはひとつ御了承をいただきたいと思つたのですけれども、三重苦が、いま申し上げましたように百人なら百人を、これも実態はまだあまりはつきりはつかまえておられないわけです。それから同時に、百人が百人とも教育するに値するかどうかということに一つ問題がある。これは斎藤さんに先ほど私がお答えをしたわけでありまして。

ところが、日本には、まだその選定の方法が確立をしておりませんのでございます。したがいまして、むしろアメリカのヘレン・ケラーの出ましたような学校で、もう何十年間定着しておるやり方、セレクトする方法というものがあつたわけなんです。そういうものを日本でどういうふうにしてやるかということが第一段階になれば、これもこれも——私の考えからいいますと、目と耳と口は正常じゃないけれども、知能の指数は非常にいいという人、それならば教育が可能だ。ところが、知能が全然だめなのに目が見えない、耳が聞こえない、口が話せない、これはどうにもならない。簡単に申し上げますとそういうことなんだから、そこを仕分けをするということが非常に大事なことなんではないかと。

そういう意味合ひで、三重苦だから全部それをどこかで教育しなければならぬというわけにはいかないものであつて、まずその前提として調べることに、そしてこの人はある程度教育をするならばそれはできるということ、それからまた、パキンスではあるというふうな方法でやつて、英語でやらしておられるけれども、しかし、日本では一体そういうことがやれるのかどうかというふうなことも、三木先生あたりも検討はしておられますけれども、まだこれが確立されておられません。した

がつて、やはり総合の研究センターの結果を待つというこのほうが、非常に大事じゃなからうかということだと思ひます。しかし、小林先生のおっしゃるの、何も三重苦ということだけにとらわれないで、二重苦とか、あるいは一般の特殊教育に従事する人たちに對する定数というものを、もう少し考えろということについては、私も全く同感でございますから、その趣旨を体しまして、今後とも努力を続けたいと思ひます。一応こういう標準定数をほめますけれども、しかし、特別の場合につきましては、特別の処置ができるようなことを、われわれもひとつ考えてまいりたい。あるいは県の教育委員会等でも考えていただきたい、こういうことをすなわち私は考えておることを御了承願ひたいと思ひます。

○谷川委員長代理 ほかには御質疑はございませんか。——ないようでございますから、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○谷川委員長代理 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。藤波孝生君。

○藤波委員 朝来非常に熱心な御質疑がありまして、私も後輩として、教育愛に燃えた御質疑に敬服をいたしましたわけでございますが、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案において質疑に入らしていただきますので、ごく簡単にお伺ひをいたしますから、明快にお答えをいただいて、非常にお疲れであらうと思ひますが、御協力をいただきますと思ひます。

最初に、これからの大学の充実の方針でございますが、一応大学も急増期のピークを越えたといふことになつておるわけでありまして。去年、ことし、相当な入試地獄であつたわけでありまして、数の上では一応ピークを越えた。これからの国立大学の整備並びに充実について、どういった方針でお臨みになるか、まずお伺ひをいたしました

いと思います。

○坂田国務大臣 昭和四十一年度以来、入学志願者の急増に対処するために、大学の収容力の拡大という観点に重点を置きまして大学の整備充実をはかつてまいりましたが、昭和四十四年度以降は、入学志願者が漸減するものと見込まれますので、大学における教育研究の質的水準の向上に重点を置くことといたしまして、昭和四十四年度は、このような観点から、大学院の新設、整備をはじめ、教官組織の充実、教官当積算校費、学生当積算校費等基準的経費の増額など、学部及び大学院における教育研究の質的充実に主眼を置いてまいりたいと考えております。

また、社会的要請を考慮いたしまして、大学院及び学部の整備を充実の観点からも、特に必要のあるものにつきましては、学部、学科の新設等を行なうこととし、さらに医学関係等人材需給計画に緊急を要するものにつきましては、入学定員の増加をはかってまいりたい、かように考えておる次第であります。

○藤波委員 今度の改正案の中に盛り込まれております三重大学に工学部を設置する理由、並びに秋田大学医学部と大阪大学の社会学部を設置する方針が打ち出されたわけでありますが、その規模、内容、開設の年度についての見通しをお伺いをいたしたいと思います。

○坂田国務大臣 一応大学局長が答えます前に、私から一言申し上げておきたいと思いますが、今度の予算編成に際しまして私が大学の充実について考えましたことは、これからやはり地方の大学を充実していく方向をとりたい。それからまた東京、京都というようなところは、あまりにも学部がたくさんでございます。あるいは研究所が多うございまして、複雑多岐である。そういう観点から、大学紛争の起こる可能性が非常に多い。大学の管理運営というものがうまくいかない。それから都市への集中という点から考えても、やはり地方の大学を充実していくという一つの方向を考えたいわけでありまして。

それから大阪大学につきましては、これは新しい分野でございます。社会学部という新しい名前でございますが、むしろその意味は、人間科学と申しますか、最近の学生の心理、集団心理、行動心理というようなものを学問的に検討をするということも、当面の課題としても非常に価値のある問題ではなからうかというところで、ここにそういう学部を考えたいということでございます。

○村山(松)政府委員 大臣のお答えで尽きておると思いますが、若干補足して申し上げますと、まず三重大学の工学部の問題であります。一般論として大学の整備充実、量的拡大よりは、現にあるものの内容的整備充実、重点を置くわけでありまして、理工系統につきましては、なお量的にも需要が見込まれております。それからまた地域的に見ましても、大都市は別として、地方大学の育成ということ、大臣も申し上げましたように、なお課題として残っております。

そういう観点で三重県を見ますと、御案内のように四日市等を中心とする工業地帯でもありますし、また愛知、岐阜、三重と、中部圏の整備計画の一環として、特に工業方面の発展が見込まれる地帯で、工学部の需要というものは客観的にもございまして、地元の要望も強く、また、地域の高専学校卒業生の進学状況を見ましても、理工系の志望者がきわめて高い実情でございます。

一方、三重県下の理工系の大学学部を見ますと、現在国公私立を通じて、まだ工学部がございせん。

それから三重大学の実情を見ますと、現在教育学部と農学部という二学部の構成になっております。大学の教育研究の充実、あるいは管理運営の円滑という観点で見ますと、規模が大き過ぎる大学に問題がありますことは、最近の大学紛争でもあらわれておりますが、一方あまり小規模である——特に短期大学ですとそれなりにまとまりがございまして、二学部構成というようにないことになりまして、こういうことがあつてはならないことであるが、二学部間で運営に關して意見

の一致を見ないというふうなことになりますと、管理運営が円滑にいかないというふうな実情もございまして。そこで、もう一学部ふやして三学部にする。そうすると、管理運営上の話し合いも円滑に行なわれるというふうな過去の事例もございまして。

そこで三重大学におきましては、三重県の立地条件、あるいは高校卒業生の進学希望の状況といったような社会的要請の面と、三重大学の整備充実の方向というものをにらみ合わせまして、工学部設置に踏み切ったわけでございます。これは本年度から発足いたします。

次に、秋田大学の医学部と、それから大阪大学の社会学部の創設の問題、これも同じく、こういう分野につきましては、なお人材の需要がございまして、それから学問研究上、従来社会学部というふうなものは私学にもございまして、それから国立では一橋大学等に例がございまして、まだまだそれほど多くはございません。

内容的に申しますと、社会学部は社会学、心理学、教育学といったような分野を包括した学科を持つところの学部であります。従来国立大学の例でいいますと、教育学につきましては教育学部がございまして、社会学や心理学は、概して文学部の中に入っております。現在大阪大学では、このような分野は文学部の中にあるわけでありまして、これを独立させまして社会学部として立てる。これは前例がないこともございまして、人々関係の諸現象に中心を置いて教育研究を行なうという、若干実験的意味も含めました学部でございまして。

秋田大学医学部と、大阪大学の社会学部につきましては、昭和四十五年度の発足を目標として、準備的な経費を考えまして本年度中に準備を進め、四十五年度からの発足を予定いたしております。

秋田大学の医学部につきましては——医学部の問題、いろいろ内容的な改善意見もございまして

が、現在のところは、現在の大学設置基準の、医学部の基準のとりまして学部編成、それから付属病院の設置を考えておりまして、本年度予算におきましては、学部長、付属病院長の予定者の人件費を含めまして準備経費が計上されておりますので、これらの人々の人選をはじめといたしまして準備を進めて、四十五年度開設を目標としておる次第でございます。

○藤波委員 今回の法改正によりまして、大阪外国語大学に修士課程を置くことになったわけでありまして。特殊な学問分野を開拓していくという意味では非常にけっこうなことと思うわけでありまして、学術の向上をはかってまいりました。めには、やはりこれからは大学院の充実というところが、日本の大学教育といえますが、高度の学問に対する考え方なければならぬ、こう思うわけでありまして。そういう意味で、大学院の今後の増設についての文部省のお考え方がありましたら、お伺いをしておきたいと思つております。

○坂田国務大臣 御指摘のとおりなんで、やはり日本の学問水準を世界の高さにおいて維持していく、あるいは発展させていくためには、どうしても大学院、特に博士課程の充実ということが求められるわけでございまして。今日大学は、一面において、国民のための大学という意味において、たとえば高等職業教育機関としての大学という使命も持つておりますが、同時に、学問の基礎的な分野における高い水準の研究と教育というものが、活発に行なわれなければ、世界の中の日本として取り残されてしまうというふうに私は思うわけでありまして。その意味合いにおきまして、大学改革の一つの主眼もここにあるかと思うわけでありまして、ただいま中教審におきまして、十分この辺を踏まえまして、検討をいたしておる段階でございまして。

○藤波委員 大学の役割、それから大学院の役割りというものは、戦後の年月の積み上げの中で、いろいろな役割りが混在をされてしまつておる、整理されておらない向きの多いのではなから

うか。そういう意味で、中教審でもいろいろ御審議になっておられるところであらうと思ひますけれども、文部大臣は、大学院大学というものに対して、どのようにお考えになっておられるか、御所見を承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 これは、昭和三十八年の中教審の答申におきましては、大学院大学という構想が打ち出されておるわけでございます。その際、大学院大学というものは、具体的に私もよく知りませんけれども、やはり大学院を中心とした大学、つまりアメリカあたりでいいますところの、学部の上にやはり大学院というものがあつて、そして研究を中心とした大学という意味における大学というものはどうしても必要であるというふうに思ひます。これをストレートに、いわゆる大学院大学だけのものにするのか、あるいはいま申しました学部を伴つたところの大学院大学にするのか、この辺についてはもう少し検討を要する課題かと考えておる次第でございます。

○藤波委員 時間の関係もありますから先に急ぎますが、今日の日本の教育制度の中で、高等学校と大学、その教育内容につきましては相当重複するような面も、特に大学の教養科目についてはあつて、学問に対する興味とか、またきびしさといったものも失われておるのが実情ではなからうかと思ひます。その改善策については、今後次々と打ち出されていかなければならぬと思ひますが、そういう意味では、職業人を養成するという意味で高等専門学校が果たしておる役割りというものは、非常に大きなものがある。むしろまづ一般教養というものを整理をして、職業人としての力をつけるという意味では、大きな役割りを果たしておると私も評価をいたしておるわけであります。そういう意味で高等専門学校に対する充実の方針並びに現在工業、商船ということでは進められておるわけですから、それ以外にもどんどん新しい分野を開拓をして、職業人を養成する役割りを他の分野にも広げるべきであると私も考えるわけ

ですが、そういった点についての文部大臣の考え方を承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 高専の制度というものが取り入れられてから、これは各地で非常に好評を博しておるし、また同時に入学する人もどんどんふえておるというふうな実情は、御指摘のとおりでございます。昭和三十七年度にできましたから、現在国立四十四校、公立四校、私立七校、計五十五校という数字でございます。

また国立工業専門学校は、当初はほとんどの学校が、二学科三級ないし三学科三級の小規模で発足をいたしましたのでありますが、産業界の需要、教育の効率等の見地から見まして、設置年度を追つて逐次各校に一学科の増設をはかつてまいりました。昭和四十四年度におきましても、引き続き昭和三十九年度設置の十一校に学科の増設を行なう計画となっております。残余の昭和四十年以降設置の学校につきましても、逐次拡充を行なつていく計画でございます。

また商船高等専門学校は、昭和四十二年度に商船高校を母体として創設をいたしました。現在の総入学定員は四百人、内訳は航海学科二百人、機関学科二百人でございますが、海運界からの要望もありまして、昭和四十四年度におきまして各校四十人ずつ計二百人、航海学科八十人、機関学科二百二十人の増員を行なう予定でございます。

また、さらにこれに對しては分野を広げたらどうか、たとえば電波であるとか、あるいはまた商業であるとか、あるいはまた農業であるとかいうようなものにつきましても、ただいま検討をいたしておるところでございます。

○藤波委員 ぜひひとつ検討を、前向きな姿勢でお取り組みをいただいて、ほかの分野にわたつても、高等専門学校をどの分野にも及ぼすような方針をぜひお進めをいただくように、お願いをしたいと思います。昭和四十四年度は研究所の新設は行なわれない、こういうことになっておりますが、時代の要請にこたえて学術の進展をはかつたり、学問を一般社

会の進展に應用してまいりますためには、研究所の果たす役割りも非常に大きなものがある、こう思ひます。そういう意味で、今後の研究所に対する考え方、また長い間研究所という機構を維持をしてきて、時代の進展に合わないものも相当出てきておるのではなからうか。したがうして、四十四年度はそういった方針が打ち出されておりますけれども、四十四年度中に、相当思い切つて研究所の改廃については、文部省としてお取り組みになることがいいのではなからうか、こんなふうにお考えのわけでありますが、その辺の方針について、局長のお考えを承つておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 研究所につきましては、これは学術振興という観点から、日本学術会議のほうからいろいろ新設についての御要望があるわけでありまして、しかし、実際問題といたしましては、予算の準備あるいは必要な研究者の確保等々の問題がありまして、文部省といたしましては関係の大学等とも相談をして、具体的に案の煮詰まつたものを取り上げるということで、実は四十四年度につきましても大阪大学の溶接工学研究所、それから名古屋大学の水圏科学研究所といったようなものの新設を要求したのであります。これは認められるに至りませんでした。ただ溶接工学研究所につきましては、大阪大学の工学部に、研究所よりやや小さい施設として、とりあえず発足を見る予定になっております。

今後将来の問題といたしましては、学術会議の勧告等々を受けまして、これをこなすために文部省に学術振興の将来計画とともならみ合わせて、そこで学術振興の将来計画とともならみ合わせて、長期的な観点から案をまとめて進めていきたい、かように考えております。たとえばいわゆる素粒子研究の問題も、現在学術審議会が若干従来の案を縮小した具体案の方向を打ち出してありますが、学術会議等では、なお、さらに若干違った角度からの検討が進められております。

い切つた改廃を考へるということでございますが、なかなか思ひ切つたところまでまいりませんけれども、従来とも、たとえば東京大学の伝染病研究所を、伝染病という狭い角度ではなしに、医学研究所といったような形に改組いたしますとか、そういう形で、研究目的の達成、あるいは研究目標の変化、あるいは研究課題の学術科学の変化に対応する体制への即応ということから変えてまいるといったような試みは、徐々にながら努力いたしておるのが実情でございます。そういう線に沿ひまして、新設あるいは改組、拡充といったような問題につきましても、案のまとまりましたものから次々と取り上げていきたい、こう考えておる次第でございます。

○藤波委員 養護教員、工業科の教員のことについてお伺いしたいと思います。四十四年度から四十八年度までの五カ年間に、公立小中学校の養護教員の配置率を高めるといふことになってきておるわけですが、今度国立養護教諭養成所を新設をする計画になっておりますが、養護教員の需給計画はどういうことになっておるか。

それから、ここ十年來、工業でなければならぬようにして教員も養成をしてきたし、高校の工業科教育も進展してきたわけでありまして、現在工業教員の需給計画はどういうことになっておるか、具体的にお伺いしたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 養護教員につきましては、従来の五カ年計画、それから、さらに今後の定数基準の改定による需要の増等に対応いたしまして、養成の体制といたしましては、大学による養成あるいは養成所による養成を併用して進めてまいつております。現在養成所といたしましては、八大学にできておりますが、今回さらに千葉大学に一所を増設いたしまして、新しい定数基準の改定に伴う需要の増に対応することとしております。

それから、高等学校の工業教員の確保につきましては、昭和三十六年度からの所得倍増計画に伴う工業高等学校の増設に必要な工業教員の確保の

ために、八大学に臨時教員養成所をつくりまして、約二千名の工業教員を養成し、それらはほとんど高等学校に就職して、工業高等学校の増設計画に伴う教員の需要に充てたわけでありますが、工業高等学校の増設計画も一段落し、一方所得倍増計画や、理工系の技術者養成計画によりまして、工学部の増設も飛躍的に進められた結果、大学卒業で高等学校の工業教員の免許状を取得する者も非常にふえ、臨時教員養成所によらなくても、今後は高等学校の工業科の教員の確保にさして支障がないという事態になりましたので、四十二年度から工業教員養成所は募集を停止してまいりましたが、今年度で全部卒業することになりましたので、今回これを廃止することにいたしました次第でございます。これを廃止いたしました後も、今後は工業高等学校の増設ということも、従来のように急速に行なわれるという事態は予測されませんので、工業教員の需要に対しては大学卒の有資格者によってまかないうる見通しで、廃止が工業教員の需要に対して供給不足を来すということには相ならないと思っております。

○藤波委員 時間の関係もありますので大ざっぱにお伺いをしてきたわけでありますが、もう一、二点だけお伺いしておきたいと思ひます。

実は、斎藤先生や川村先生のお話の中にも出てきたのですが、将来の教員養成という仕事、これは非常に重要な仕事であることは、いままでも論じられ尽くしてきたと思うわけであります。特にこれからは大学のピークが過ぎたというようなことから、あるいは今日の学級編制を見ても私どもは痛切に感ずるように、量から質の時代に入っている。そういう意味ではなおさらのこと、国立大学における教員養成の仕事というのは重要性を増してくる、こう考えていいと思うわけであります。そういう意味で教育学部のあり方について、特に教育内容の充実について、文部大臣としてお考えになることがありましたら御所見を承っておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 戦後の新制大学が発足いたしましたから、新制大学の中に教育学部という形で教員養成の大学の使命を果たしてきたわけでござい

ますけれども、どうも普通のユニバーシティの中で、教員養成大学というものは、今日あまりなじまないのじゃないだろうかというような気持ちもいたしておるわけで、実は昭和三十八年の中央教育審議会の答申におきまして、目的、性格をもう少し整理をして、あるいは種類分けをしていくべきでないか、たとえば先ほどお話しした大学院を中心とした大学、それから一般の高等職業教育を中心とした大学、それから小中学校の教員養成の大学というものを分けて考えるべきじゃないだろうか、こういうようなことでございまして、私もやはりそういうあり方のほうがいいのじゃないだろうかというふうに考えております。たとえば官公庁県におきましてはそれを分離いたしましたので、官公庁教育大学という形でやっておりますのでござい

ます。その結果はいかにもよさそうに思えておるわけでござい

ます。この点につきましては中教審等の答申を得まして考えてまいりたいというふうに思っております。

○藤波委員 最後に、これはお伺いというよりも、お願いをしたいと思うわけでござい

ます。大学の学部を新設をして、充実をしていこうという文部大臣のお気持ち、十分われわれも承ったわけでありますが、お話をすれば長くなり

ますが、そういった際にも、常にひとつ文部大臣の姿勢として、学の内外を問わず暴力は許さない、暴力を徹底的に排除する、そのためには大学関係者も警察権を導入することにやぶさかであつてはならぬというような、ひとつき然たる姿勢をぜひお願いをしたいと思ふのでありますが、その辺について御所見を承っておきたいと思ひ

ます。

○坂田国務大臣 全く私も同感でございまして、今日大学当局がき然たる態度でもって、学内には暴力は許さぬというような非常な決意さえ持つならば、私はこの排除はできると思つておるわけでござい

ます。ところが、従来いろいろ警察アレルギー等もございまして、あるいは学問の自由というものの、あるいはそれに伴うところの大学自治という名にかりまして、この第一的な責任者でありますところの学長及び評議会あるいは教官等において、警察を要請するということは、何か悪いことでもするかのような風潮が見られたわけでござい

ますが、昨年来、東大紛争を続けてまいりまして、この一月、あの安田講堂に立てこもりました三派学生を、機動隊を二日間わたりに入

います。近く学長会議等も開かれますが、その際におきましても、十分その意思を徹底させて、国民の心配を解消させたい、かように考えております。そうして、一日も早く大学が暴力を排除し、教育を正常化する、そうして秩序維持ができれば、一般の教育、研究が十分に行なわれるようにいたしたい、かように考えておる次第でござい

ます。

○藤波委員 以上で質問を終わりますが、今回の国立学校設置法改正は、まあ学部の新設でございまして、承るところによると、この学部新設の三重大学においては、全国から六千通にのぼる問い合わせが殺到して、しかも、その応対というものは、現在国会で法案を審議中だという以外に受け答えのしようもないというようなことで、せっかく大学に学部を新設をして、充実をしていこうという考え方に基づくこの法律案が、むしろ大学において、非常に困惑をして全国からのそういう問い合わせに

応対をしておるというのが実情でござい

ます。したがって、ひとつ委員長におかれましては、この時期的なことも考えあわせて、極力すみやかにひとつこの改正案が可決をせられるように善処されるようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○谷川委員長代理 藤波君にお尋ねいたしますが、残余の質問を留保されて、本日の質問を終わられるのですか。

○藤波委員 以上で質問を終わります。

○谷川委員長代理 次回は明後四日金曜日、午前十時より理事会、午前十三時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十三分散会

昭和四十四年四月十日印刷

昭和四十四年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局